

令和 7 年度

兵庫県中小企業融資制度要綱集



兵庫県産業労働部

<問い合わせ先>

○制度全般に関すること

兵庫県産業労働部地域経済課…………… 0 7 8 - 3 6 2 - 3 3 2 1

○神戸市独自資金に関すること、神戸市納税証明書に関すること

神戸市経済観光局経済政策課…………… 0 7 8 - 3 6 0 - 3 2 0 6

○信用保証に関すること

(兵庫県信用保証協会)

・神戸事務所…………… 0 7 8 - 3 9 3 - 3 9 0 9

・阪神事務所…………… 0 6 - 6 4 1 1 - 4 1 3 3

・姫路事務所…………… 0 7 9 - 2 8 9 - 3 6 1 1

・但馬支所…………… 0 7 9 6 - 2 2 - 5 1 7 1

・淡路支所…………… 0 7 9 9 - 2 2 - 4 4 9 3

・西脇支所…………… 0 7 9 5 - 2 2 - 6 7 7 5

・加古川支所…………… 0 7 9 - 4 2 4 - 1 1 0 5

目 次

	頁
【兵庫県中小企業融資制度の案内】	
1 令和7年度兵庫県中小企業融資制度資金一覧表	1
2 制度の概要	
(1) 兵庫県中小企業融資制度の概要	2
(2) NPO法人の取扱いについて	9
3 神戸市独自資金で必要な納税証明書	10
【利用の手引き】	
1 新分野進出資金	
(1) 事業応援貸付	12
(2) 事業応援貸付（SDG s 支援貸付）	14
(3) 事業承継支援貸付	15
2 設備投資資金	
(1) 設備投資促進貸付	17
3 開業資金	
(1) 新規開業貸付	19
(2) 新規開業貸付（経営者保証免除貸付）	21
4 経営安定資金	
(1) 経営円滑化貸付	23
(2) 経営円滑化貸付（米国関税措置対策）	25
(3) 経営円滑化貸付（連鎖倒産防止）	28
(4) 経営円滑化貸付（災害対応貸付）	29
(5) 経営力強化貸付	31
(6) 経営力強化貸付（米国関税措置対策）	33
(7) 企業再生貸付	36
(8) 企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）	38
5 借換資金	
(1) 借換等貸付	40
(2) 借換等貸付（プロパー借換貸付）	42
6 長期資金	
(1) 長期資金	44
(2) 長期資金（協調支援型特別貸付）	45
(3) 長期資金（協調支援型特別貸付：米国関税措置対策）	47
(4) 長期資金（経営者保証非提供促進貸付）	50

7	短期資金	
(1)	短期資金	52
8	小規模資金	
(1)	特別小規模貸付	53
(2)	小規模無担保貸付	55
9	経営活性化資金	
(1)	経営活性化資金	57
10	神戸市独自資金	
(1)	こうべ創業支援貸付	59
(2)	特別小規模貸付－こうべおうえん	61
(3)	こうべ躍進	63
(4)	小規模無担保貸付－こうべ小規模	65
(5)	こうべ季節貸付	67
	【各様式】	
1	各様式	69
	【Q&A】	
1	Q&A	89
	【制度要綱】	
1	総則	93
2	融資制度	
(1)	事業展開融資	97
(2)	経営安定融資	102
(3)	一般事業融資	107
(4)	神戸市独自資金	112
3	別表	116
	【その他の融資制度等】	
1	地域金融支援保証制度	119
2	地球環境保全資金融資制度	
(1)	地球温暖化対策設備等設置資金融資制度	120
(2)	最新規制適合車等購入資金融資制度	122
3	ひょうご中小企業技術・経営力評価制度	125
4	設備貸与制度	126

令和7年度兵庫県中小企業融資制度資金一覧表

資 金 名		資金 使 途	融 資 条 件				受付機関	
			融資限度額	利率	期間 (据置)	信用保証		
新分野 進出 資金	事 業 応 援 貸 付	設 備 運 転	1億円	1.55%	10 (2) 年	原 則 保 証 付	取 扱 金 融 機 関 信用保証協会 商工会議所・商工会	
	(S D G s 支 援 貸 付)		2.8億円	1.15%	15 (2) 年			
	事 業 承 継 支 援 貸 付				10 (2) 年			
設備 投資 資金	設 備 投 資 促 進 貸 付 ①設備の新設・更新 ②BCPに基づく防災関連対策 ③重点立地促進事業	設 備 (運 転)	① 3億円 ② 15億円 ③ 100億円	1.35%	① 10 (2) 年 ②③ 15 (2) 年	必要に 応じて		
開業 資金	新 規 開 業 貸 付	設 備 運 転	3,500万円	1.25%	10 (1) 年	保 証 付	取 扱 金 融 機 関	
	(経 営 者 保 証 免 除 貸 付)							
経営 安定 資金	経 営 円 滑 化 貸 付	運 転 (借 換)	1 億円	1.45%	10 (2) 年	原 則 保 証 付	取 扱 金 融 機 関 信用保証協会 商工会議所・商工会	
	(米 国 関 税 措 置 対 策)	運 転				保 証 付		
	(連 鎖 倒 産 防 止)							
	(災 害 対 応 貸 付)	設 備 運 転	2.8億円	0.90%		原 則 保 証 付		
	経 営 力 強 化 貸 付	設 備 運 転 借 換	企業 2.8億円 組合 4.8億円	1.45%	設備 7 (1) 年 運転 5 (1) 年 借換 10 (1) 年	保 証 付	取 扱 金 融 機 関	
	(米 国 関 税 措 置 対 策)		3,000万円					
	企 業 再 生 貸 付		2.8億円	1.85%				15 (1) 年
	(経営改善・再生支援強化型)			1.15%				15 (3) 年
借換 資金	借 換 等 貸 付	借 換 (運 転)	1 億円	1.95%	10 (1) 年	原 則 保 証 付	取 扱 金 融 機 関 信用保証協会	
	(プ ロ パ ー 借 換 貸 付)	プロパー融資からの借換	2.8億円			保 証 付	取 扱 金 融 機 関	
長 期 資 金		運 転 (設 備)	1 億円	1.95%	10 (2) 年	原 則 保 証 付	取 扱 金 融 機 関 信用保証協会 商工会議所・商工会	
	(協 調 支 援 型 特 別 貸 付)	設 備 運 転 借 換	企業 2.8億円 組合 4.8億円		設備 10 (3) 年 運転 10 (1) 年 借換 10 (1) 年	保 証 付	取 扱 金 融 機 関	
	(米 国 関 税 措 置 対 策)		3,000万円					
	(経営者保証非提供促進貸付)		保証制度※ごとに 8,000万円					10 (1) 年
短 期 資 金		運 転	3,000万円	1.70%	1 年	原 則 保 証 付	取 扱 金 融 機 関 信用保証協会 商工会議所・商工会	
小規模 資金	特 別 小 規 模 貸 付	設 備 運 転	2,000万円	1.65%	7 (0.5) 年	保 証 付		
	小 規 模 無 担 保 貸 付		2,500万円	1.85%				
経 営 活 性 化 資 金			設備 5,000万円 運転 3,000万円	金融機関 所 定	設備 7 (1) 年 運転 5 (0.5) 年	取 扱 金 融 機 関		
神戸市 独自 資金	こ う べ 創 業 支 援 貸 付		400万円	1.65%	設備 7 (1.5) 年 運転 7 (1) 年		保 証 付	取 扱 金 融 機 関 信用保証協会 商 工 会 議 所 神 戸 市
	特 別 小 規 模 貸 付 － こ う べ お う え ん		1,000万円					
	こ う べ 躍 進		400万円	1.55%		原 則 保 証 付		
	小 規 模 無 担 保 貸 付 － こ う べ 小 規 模			1.85%				
	こ う べ 季 節 貸 付	運 転	企業 4,000万円 組合 6,000万円	別 途 定 め る	0.5年			
	こ う べ 経 済 変 動 対 策 貸 付		必要に応じ、別途定める					

※一般保証又はセーフティネット保証（4号又は5号に限る）

兵庫県中小企業融資制度の概要 【令和7年4月時点】

1 兵庫県中小企業融資制度

兵庫県中小企業融資制度（以下「県制度融資」）は、取扱金融機関及び兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」）の協力を得て、県内の中小企業者等が県内において必要とする資金を円滑に供給し、これら中小企業者等の経営の安定と発展を図り、もって本県経済活力の源泉である中小企業の活性化に資することを目的としています。

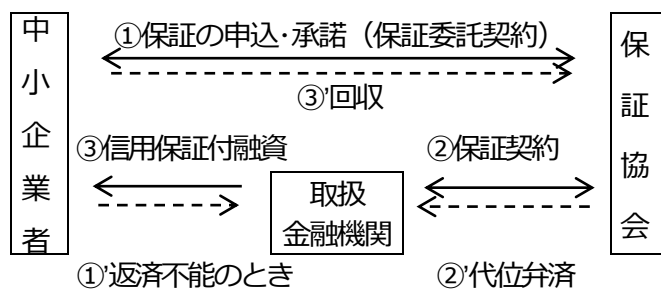
(1) 制度の仕組み

県が取扱金融機関に融資原資の一部を預託し、取扱金融機関が県の定める融資条件で中小企業者等に融資する制度です。

(2) 預託

県が定めた金額を取扱金融機関に預託することで、金融機関が一定の利回りを確保しながら、低利での融資を行えるようにしています。

(3) 信用補完制度



信用補完制度は、中小企業者等が、金融機関から資金を調達しようとするときに、担保力や信用力が不足しているため、必要な資金の借入ができない場合に、保証協会がその債務を保証することにより、資金調達の円滑化を図るための制度です。

(4) 損失補償

県は、保証協会に対し、県制度融資の代位弁済によって受けた損失の一部を補填することにより、保証協会の収支への悪影響を除き、県制度融資の円滑な運用を図っています。

2 共通事項

(1) 中小企業者

	常時使用する従業員	資本金の額等
個人企業 会社 (株式、合名、 合資、合同、 土業法人)	製造業・旅行業・その他 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下 小売業 50人以下	— 製造業・旅行業・その他 3億円以下 卸売業 1億円以下 小売業・サービス業 5,000万円以下

資本金の額等又は常時使用する従業員の数のいずれか一方が該当すれば、対象となります。個人企業は、資本金の額等は関係ありません。兼業の場合は、主たる事業で規模を判定します。（Q&A「Q1:対象業種、対象者について」を参照）

「常時使用する従業員」の数え方については、Q&A「Q2:「常時使用する従業員」の数え方について」を参照ください。

なお、中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める業種（政令特例業種）については、上記の基準ではなく、下記のとおり、同政令に定める基準によります。

業 種	常時使用する従業員	資本金の額等
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下

(2) 組合等

中小企業団体の組織に関する法律など各法律で規定する組合をいいます。

(3) 特定非営利活動法人（NPO法人）

NPO法人は、所轄庁の認証を受け、法人設立登記をすることで法人として成立するため、融資申込時点で設立登記が完了している必要があります。認証を受けたNPO法人の事業報告書等（事業報告書、活動計算書（企業会計における損益計算書に相当）、貸借対照表、財産目録等）を、以下のホームページで公開しています。

（内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>）

① 規模要件

NPO法人は資本金の概念がなく、常時使用する従業員の数のみで判断します。常時使用する従業員の数の考え方は、通常の中小企業と同様ですが、ボランティアなど雇用契約のない者は常時使用する従業員の数に含めません。

② 対象となる融資

別紙1「兵庫県中小企業融資制度におけるNPO法人の取扱いについて」のとおり、一部を除いて全ての資金が対象となります。

(4) その他の法人

医業を営む医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等で、常時使用する従業員の数が300人以下のものを対象とします。なお、資本金の額等は関係ありません。

上記以外の財団法人、社団法人、宗教法人及び学校法人などは、中小企業信用保険法上の「中小企業者」に含まれず、県制度融資の対象となりません。なお、保育施設、専門学校、予備校等でも、組織形態が株式会社など中小企業者等に該当する場合は対象となります。この場合、認可の有無は問いません。（Q&A「Q1:対象業種、対象者について」を参照）

(5) 融資対象者

融資対象者は、原則として、県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する中小企業者等です。（商工業のほとんどの業種でご利用いただけますが、農業・林業・漁業等、宗教・政治・経済・文化団体等は原則として融資対象となりません。）

次の場合は、県制度融資を利用できません。

- ・ 原則、保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき及び代位弁済中である場合
- ・ 金融機関から融資を受け、その返済が延滞している場合
- ・ 暴力団員等反社会的勢力と認められる場合
- ・ その他、兵庫県中小企業融資制度要綱（以下、「要綱」）に定める事由に該当する場合

(6) 事業歴

原則として同一事業歴は不要（事業実態があれば申し込み可能）ですが、「経営活性化資金」については1年以上の同一事業歴が必要です。詳細は、「経営活性化資金」の手引きを参照ください。

また、県制度融資の利用には原則として、県内（神戸市独自資金の場合は神戸市内）で事業実態があることが必要ですが、事業応援貸付、設備投資促進貸付、特別小規模貸付、小規模無担保貸付、こうべ創業支援貸付、特別小規模貸付-こうべおうえん、こうべ躍進及び小規模無担保貸付-こうべ小規模は、県外（市外）で事業実態があれば、県内（市内）でこれから事業を始めようとする場合にも利用が可能です。詳細は、各資金の手引きを参照ください。（Q&A「Q3:事業歴について」も参照）

なお、新規開業貸付、新規開業貸付（経営者保証免除貸付）及び設備投資促進貸付（重点立地促進事業の場合に限る。またこの場合、保証協会の保証は対象外となる）については、これから事業を開始しようとする場合にも利用可能です。詳細は、各資金の手引きを参照ください。

(7) 資金使途

県内に事業所を有する又は有しようとする中小企業者等が、県内において事業に必要とする資金に限られます。（Q&A「Q4:事業活動の場所について」を参照）

また、神戸市独自資金は神戸市内に事業所を有する又は有しようとする中小企業者等が、神戸市内において事業に必要とする資金に限られます。

その他、資金ごとに資金使途の定めがあります。詳細は、各資金の手引きを参照ください。

なお、以下の資金使途は、県制度融資の対象として認められません。

- ① 住宅資金（営業用建物と併用している場合は、営業用建物にかかる部分のみ対象）
- ② 投機的資金
- ③ 出資金、株式払込金及びこれに類する資金（最低資本金を満たすための資金も対象外。ただし、海外展開、事業承継にかかる株式取得の場合及び一部の金融業（信用保証対象業種に限る）の事業資金たる株式の引受け及び金融商品等の取得等に係る資金（投機を目的とする場合を除く）は、対象となる場合があります。）
- ④ しゃし、娯楽に関する資金
- ⑤ 自己が制作又は建築を行うもの（自社ビルを自分で建築し、それに要する資金など）
- ⑥ 旧債振替資金（特別保証制度等で認められる場合を除く）

(8) 借り換え

一部の資金について、既往借入金からの借換資金としての利用が認められています。ただし、別途保証制度上の制限を受ける場合があります。

詳細は、各資金の手引きを参照ください。

なお、既往借入金の取扱金融機関と異なる取扱金融機関で借り換えることは差し支えありません。（中小企業者等の意向を踏まえ、取扱金融機関間で調整の上実行ください）

(9) 融資利率

原則として、要綱に定める融資利率（固定利率）が適用されます。（各資金の融資利率は「令和7年度兵庫県中小企業融資制度資金一覧表」のとおり）

ただし、経営活性化資金は、金融機関所定金利となっています。

① 融資利率の適用時点について

原則として、融資実行時の利率が適用されます。（融資・保証申込時や保証承諾時ではありません）

例外として、要綱に定める融資利率が年度当初又は年度途中で改正されたときは、要綱（改正）施行日より前に融資・保証申込されており、円滑な融資実行のためやむを得ない場合で、かつ中小企業者等及び取扱金融機関が了承する場合に限り、改正前の融資利率での実行も可とします。ただしこの場合でも、取扱金融機関に対する融資原資の預託については、改正後の融資利率で実行されたものとして預託額を計算します。（Q&A「Q12:融資利率の改正後に旧の利率で融資実行してしまった場合の対応について」を参照）

なお、要綱に定める融資利率が年度途中で改正された場合でも、既に実行済の融資にかかる利

率は、変更されません。

② 利子の徴収について

利子（利息）は、原則として月々徴収してください。ただし、取扱金融機関が認める場合には、別の方法によることも可とします。

(10) 融資限度額

原則として、資金ごとの単年度に融資できる限度額です。したがって、融資限度額が1億円の資金について、ある年度に1億円を融資し、翌年度更に1億円を融資することも可能です。

ただし、下表の資金については、取扱いが異なります。

このほか、保証協会の保証枠や特別保証制度等における保証限度額の制限を受ける場合があります。

資 金 名	融資限度額の取扱い
経営力強化貸付 企業再生貸付 企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型） 借換等貸付（プロパー借換貸付） 長期資金（協調支援型特別貸付） 長期資金（経営者保証非提供促進貸付） 経営活性化資金	単年度に融資できる限度額かつ、融資実行時点において、各資金の融資残高と合算で規定額以内であることが必要
特別小規模貸付 小規模無担保貸付 特別小規模貸付-こうべおうえん 小規模無担保貸付-こうべ小規模	単年度に融資できる限度額かつ、融資実行時点において、保証協会の保証残高と合算で規定額以内であることが必要（詳細は各資金の手引きを参照）
新規開業貸付 新規開業貸付（経営者保証免除貸付）	単年度に融資できる限度額かつ、融資実行時点において、創業関連保証、再挑戦支援保証又はスタートアップ創出促進保証制度の保証残高と合算で規定額以内であることが必要（詳細は各資金の手引きを参照）
短期資金	融資実行時点における単年度内の本資金に係る融資残高と合算での限度額（詳細は本資金の手引きを参照）
こうべ季節貸付	受付期間ごとに融資できる限度額かつ、融資実行時点において、本貸付に係る保証付融資残高と合算で規定額以内であることが必要（詳細は本貸付の手引きを参照）

(11) 信用保証

「保証付」と規定された資金については、必ず保証協会による保証が必要です。

「原則保証付」と規定された資金については、原則として、保証協会による保証が必要ですが、取扱金融機関が認める場合は、保証協会による保証を付けずに融資を実行することも可能です。

「必要に応じて」と規定された資金については、取扱金融機関が認める場合は、保証協会による保証を付けずに融資を実行することが可能です。

各資金の規定は、「令和7年度兵庫県中小企業融資制度資金一覧表」を参照ください。

(12) 保証人

保証人については、取扱金融機関及び保証協会の定めによります。

ただし、原則として法人の代表者以外の保証人は必要ありません。（例外として、実質経営

者等については、保証人となる場合があります)

また、以下の資金又は制度を利用する場合は、法人の代表者も含め、保証人は不要です。

- ① 新規開業貸付（経営者保証免除貸付）、企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）（経営者保証免除対応の場合に限る）、借換等貸付（プロパー借換貸付）及び長期資金（経営者保証非提供促進貸付）の場合
- ② 保証協会の経営者保証を不要とする取扱い又は保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合

(13) 取扱金融機関

要綱別表 1 に定める金融機関の主に県内の各支店・営業店で取り扱っています。

なお、取扱金融機関が認める場合には、県外の支店・営業店でも取り扱うことができます。

また、取扱金融機関によっては、一部の資金を取り扱っていない場合もあります。

取扱いの可否は、取扱金融機関の各支店・営業店にお問い合わせください。

(14) 融資期間及び据置期間

資金ごとに定める融資期間及び据置期間内において、設定することができます。

据置期間は、融資期間に含まれます。据置期間を設定しないこともできます。

なお、短期資金やこうべ季節貸付以外の資金であっても、1年以内の融資期間で実行することは可能です。

① 融資期間の計算について

資金ごとに定める融資期間の上限がn年（mか月）の場合、最長で融資実行日のn年（mか月）後の応当日まで融資期間の終期を設定できます。

融資実行日が月末の場合又は終期の属する月に応当日がない場合は、終期の属する月の末日まで終期を設定できます。（以下、上記の応当日と合わせ、「応当日等」とします）

なお、上記の応当日等が取扱金融機関の休日に当たる場合、翌営業日に終期を設定すると、資金ごとに定める融資期間を超過することになるためご注意ください。（契約書上は終期を休日に設定し、履行日が翌営業日となることは差し支えありません）

② 据置期間の計算について

資金ごとに定める据置期間の上限がn年（mか月）の場合、第1回目の約定返済日は、最長で融資実行日のn年（mか月）後の応当日等の翌月末までに設定することが必要です。

なお、上記の応当日等の翌月末が取扱金融機関の休日に当たる場合、翌営業日に第1回目の約定返済日を設定すると、資金ごとに定める据置期間を超過することになるためご注意ください。

（契約書上は第1回目の約定返済日を休日に設定し、履行日が翌営業日となることは差し支えありません）

（Q&A「Q15: 約定返済日又は最終返済日が休日にあたる時の取扱いについて」を参照）

(15) 融資方法

融資方法（証書貸付や手形貸付など）は原則として、取扱金融機関の定めによります。

ただし、保証制度上、融資方法が指定されている場合はその方法によります。

(16) 返済方法

原則として、元金均等月賦返済とします。

ただし、商慣習等により、毎月の返済に支障がある場合で、取扱金融機関及び保証協会が特に認めるときは、この限りではありません。

また、融資期間が1年以内の場合は、取扱金融機関の定めによることとし、一括返済も可能です。（保証制度上、返済方法が分割返済と指定されている場合を除く）

なお、上記の元金均等月賦返済とは、各回の元金返済額が同額で、初回又は最終回の返済額が各回の返済額の2倍以内であり、かつ、返済間隔が等間隔の場合をいいます。ただし、各回

の返済額に一定金額未満の端数を生じさせないために、初回又は最終回の返済額が各回の2倍を超えるときは、取扱金融機関及び保証協会が認める場合は可とします。

(Q&A「Q16: 元金均等月賦返済について」を参照)

返済日が取扱金融機関の休日に当たる場合の取扱い、取扱金融機関の定めによります。

(Q&A「Q15: 約定返済日又は最終返済日が休日にあたるときの取扱いについて」を参照)

なお、繰上返済は、取扱金融機関の定めにより任意に行うことができます。

(17) 融資期間及び据置期間（以下「融資期間等」）の延長

- ① 融資期間等は、取扱金融機関及び保証協会の承諾を前提に、要綱に定める融資期間等の範囲内で延長することができます。（この場合、融資利率は変更できません^{※1}）
- ② ただし、中小企業者等の返済緩和を目的とする条件変更で、妥当な返済計画として取扱金融機関及び保証協会が認める場合には、要綱に定める融資期間等の上限を超えて延長することも差し支えありません。（この場合も、県から取扱金融機関への預託については、融資期間の上限以降の期間に対しては行いません）
- ③ 上記②の場合、要綱に定める融資期間の上限以降の融資利率は、中小企業者と取扱金融機関の合意により変更できます^{※2}。ただしこの場合、変更後の融資利率は取扱金融機関の短期プライムレート^{※3}を上限とします^{※4,5,6}（保証協会の保証を付けた融資に限る）。

なお、この場合でも、代位弁済時の支払利息の計算は保証協会の定めによるためご注意ください。

※1、4 融資実行当初より所定金利を適用する資金を除きます。

※2 変動金利とすることも可能です。

※3 融資利率の変更時点でのもの。取扱金融機関に短期プライムレートの定めがない場合は、日銀が公表する最頻値とします。

※5 融資利率を変更した後に短期プライムレートが下降し、融資利率が短期プライムレートを上回ることもなっても差し支えありません。ただし、その後に再度融資利率を変更する場合は、その時点の短期プライムレートが上限となります。

※6 変動金利契約において、指標となる金利の変動により、条件変更によらず融資利率が見直される場合に、見直し後の融資利率が短期プライムレートを上回ることは差し支えありません。

(18) 手数料

原則として、当初の融資実行にかかる手数料の徴収はできません。

条件変更及び繰上返済については、事務取扱いのための手数料として、あらかじめ手続きの種別等に応じて適正な範囲で定められた料金を徴収することは差し支えありません。

なお、繰上返済に対する違約金又は損害賠償金としての性質を有する手数料の徴収は不可とします。

(19) 申込書類及び添付書類

各資金の定めるところにより、申込書類及び添付書類が必要となります。（詳細は、各資金の手引きを参照ください）

申込書類は、保証を付けて融資する場合は、信用保証委託申込書（様式第1号）（保証協会の申込用紙と共用）、保証を付けずに融資する場合は、兵庫県中小企業融資申込書（保証なし）（様式第2号）等となります。

信用保証委託申込書（様式第1号）及び、添付書類のうち保証協会所定の書式は、保証協会のホームページからダウンロードください。

兵庫県中小企業融資申込書（保証なし）（様式第2号）及び、添付書類のうち各資金の事業計画書等は、要綱集及び兵庫県ホームページに掲載していますので印刷・ダウンロードしてご利用ください。

なお、要綱及び手引きに定める書類のほか、別途取扱金融機関及び保証協会の定める書類が必要となります。詳細は、取扱金融機関及び保証協会にご確認ください。

(20) 申込書類及び事業計画書等の取扱い

取扱金融機関は、毎月、保証協会の保証を付けずに実行した県制度融資の実績を本店又は母店でとりまとめ、兵庫県中小企業融資制度融資実行（保証なし）報告書（様式第13号）により、翌月10日までに、県地域経済課へ電子メールで報告してください。

この際、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び各資金の手引きで定める事業計画書等（神戸市独自資金については納税証明書も）をあわせてデータで送付してください。

保証協会の保証を付けた場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要ですが、こうべ季節貸付を除く神戸市独自資金については、神戸市への報告・送付が必要です。

詳細は各資金の手引きを参照ください。

(21) 融資取扱期間

県制度融資は1年を通じて申し込みできます。

ただし、こうべ季節貸付は、夏季・冬季・年度末にのみ受け付けることとし、受付期間は別途通知又はホームページに掲載します。

兵庫県中小企業融資制度におけるN P O法人の取扱いについて

(○：可、×：不可)

資金名・貸付名		N P O法人の 取 扱 い	備 考
新分野 進出 資金	事業応援貸付	○	
	(S D G s 支援貸付)	×	
	事業承継支援貸付	○	
設備投資 資金	設備投資促進貸付	○	
開 業 資 金	新規開業貸付	×	
	新規開業貸付(経営者保証免除貸付)	×	
経 営 安 定 資 金	経営円滑化貸付	○	
	(米国関税措置対策)	○	
	(連鎖倒産防止貸付)	○	
	(災害対応貸付)	○	
	経営力強化貸付	○	
	(米国関税措置対策)	○	
	企業再生貸付	×	
借換資金	(経営改善・再生支援強化型)	×	
	借換等貸付	○	
長 期 資 金	(プロパー借換貸付)	×	
	長期資金	○	
	(協調支援型特別貸付)	○	
	(米国関税措置対策)	○	
短 期 資 金	(経営者保証非提供促進貸付)	×	
	短期資金	○	
小規模 資金	特別小規模貸付	×※	※医業を主たる事業とする小規模N P O法人は利用可
	小規模無担保貸付	○	
経 営 活 性 化 資 金		×	
神 戸 市 独 自 資 金	こうべ創業支援貸付	×	
	特別小規模貸付－こうべおうえん	×※	※医業を主たる事業とする小規模N P O法人は利用可
	こうべ躍進	○	
	小規模無担保貸付－こうべ小規模	○	
	こうべ季節貸付	○	

※経営革新関連保証、先端設備等導入関連保証等の特例保証を利用する場合は、
N P O法人の取扱い対象外となる場合がある

神戸市独自資金で必要な納税証明書

以下に示す資金については、「神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする(市外からの進出予定者)者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者」という要件があります。

そのため、下記のとおり事業者から申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書(原本)等の提出をお願いします(詳細は下記2参照)。なお、「申込日」とは融資申込書(信用保証委託申込書)の右上日付欄の日付とします。

1. 対象の資金

※1「市外からの進出予定者」は対象外 ※2「中小企業者等」を「中小企業者」と読み替える。

- ・ こうべ季節貸付(※1)
- ・ 小規模無担保貸付—こうべ小規模
- ・ 特別小規模貸付—こうべおうえん
- ・ こうべ躍進
- ・ こうべ創業支援貸付(※2)

2. 必要な納税証明書

(1) 個人事業主の場合

①申込日時点で納期の到来した直近(*)の市民税の納税証明書(P.9例1)

事業所の所在する区と居住地の区(市外に居住の方は市町村)が異なる場合は両方の区(市町村)のものがが必要です。

事業所所在地の申告をしていない場合は、新長田合同庁舎3階や各区役所の市税の窓口または市民課(テレビ電話での対応)で市県民税の申告を行ってください。申請書は神戸市ホームページからもダウンロード可能です。<https://www.city.kobe.lg.jp/a83576/kurashi/tax/shikenminze/ieyashiki.html>。その後、均等割を納税のうえ、納税証明書を提出してください。

※ 非課税の場合は、申込日時点で直近(*)の市民税の非課税証明書(P.9例2)が必要です(居住地で非課税の場合、居住地分の非課税証明書のみの提出となります(事業所所在地分も非課税となりますが、この非課税証明書は発行されません。))。

* 市県民税の普通徴収は、1月1日(令和7年度分は、令和7年1月1日)に居住や事業をしている*区(市町村)で前年所得に対して6月末日を第1期の納期限として課税されます(期日が土日祝日の場合は翌開庁日が期限となります。令和7年度は6月30日が納期限となります)。そのため、7月1日までの融資申込は令和6年度(令和5年分所得)の4期分まで、7月1日以降の融資申込は、申込日時点で納期の到来した期別分までの令和7年度(令和6年分所得)の納税証明書又は非課税証明書が必要となります(下表参照)。

※1月2日以降に事業を開始した場合、事業所所在地での当該年度の納税証明書は発行されません。

< 表：申込日と納税が必要となる期別 > ※個人市民税の普通徴収は1年分の課税額を4期に分けて納付します

※「期別」のうち一行目の「4期分」は、「令和6年度(令和5年分所得)の4期分」を指します。

申込日(申込期間)	年度	期別	納期
令和7年 2月 1日 ~ 令和7年 6月 30日	令和6年度	4期分	令和7年 1月 31日(金)まで
令和7年 7月 1日 ~ 令和7年 9月 1日	令和7年度	1期分	令和7年 6月 30日(月)まで
令和7年 9月 2日 ~ 令和7年 10月 31日	令和7年度	2期分	令和7年 9月 1日(月)まで
令和7年 11月 1日 ~ 令和8年 2月 2日	令和7年度	3期分	令和7年 10月 31日(金)まで
令和8年 2月 3日 ~ 令和8年 6月 30日	令和7年度	4期分	令和8年 2月 2日(月)まで

(2) 法人の場合

①納期限が到来した直近の事業年度分に係る法人市民税の納税証明書(P.9例3)

法人市民税の納期限は、当該法人の決算日(事業年度終了後)から2か月です。

※法人設立後、1期目決算未到来で納税の納期限に到達していない場合は、代表者(住所地が神戸市以外の場合も含む)の市民税の納税証明書又は非課税証明書が必要です(個人事業主の場合に準じる)。

3. 納税証明書の発行日

原則、申込日の属する申込期間内、かつ、申込日以前に発行された納税証明書の提出が必要です。ただし、申込後に不備が判明し、融資実行日まで再提出する場合は「申込日」を「再提出日」に読み替えてください。

本件についてのご質問等は、神戸市経済政策課(078-360-3206)へお問い合わせください。

〔税務証明書見本(個人の場合)〕

(例1 個人・垂水区居住、中央区店舗の場合)

納 税 証 明 書 未納税額が0円のものが必要です。

住 所 (所在地)	神戸市垂水区日向1丁目5番1号				
氏 名 (名 称)	神戸 太郎				

年度 (事業年度)	税 目	賦 課 税 額 (円)	納 付 税 額 (円)	未 納 税 額 (円)	納期未到来額(円)	備 考
令和7年度	市民税・県民税 (普通徴収)	¥48,000	¥8,400	¥0	¥39,600	垂水区分
令和7年度	市民税・県民税 (普通徴収)	¥6,200	¥6,200	¥0	¥0	中央区分
		以	下	余	白	

上 記 の と お り 相 違 い の こ と を 証 明 し ま す 。

令和7年 7月 1日

神戸市市税事務所長 公印

融資申込書(信用保証委託申込書)右上の日付欄が令和7年6月30日までのものは、令和6年度(令和5年分所得)を、令和7年7月1日以降のものは、令和7年度(令和6年分所得)を提出してください。

2区以上分の場合、2枚以上になることがあります。

(例2 個人・非課税の場合)

市 民 税 ・ 県 民 税 等 (所 得 ・ 非 課 税) 証 明 書

(住 所) 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号

(氏 名) 神戸 花子 (生年月日) 昭和00年 0月 0日

令和7年度 (令和6年分所得)

必ず年税額が0円です。

総所得金額	¥200,000	課税総所得金額	¥0	所得控除額合計	¥365,000
-------	----------	---------	----	---------	----------

営業等所得	¥200,000	雑損控除	¥0	配偶者	無
以下余白		医療費控除	¥0	一般扶養	0人
		社会保険料控除	¥0	特定扶養	0人
		小規模共済控除	¥0	扶養控除	0人
		生命保険料控除	¥35,000	老人扶養	0人
				(内同老	0人)
		地震保険料控除	¥0	年少扶養親族	0人
		配偶者特別控除	¥0	寡・学控除	
		扶養障害者控除	¥0	本人障害者控除	
		特障 0人他障 0人	¥0	基礎控除	
		(内同特 0人)			
		(備考)		課税所得額 (課税標準)	¥330,000
		非課税		合計所得金額	
		地方税法第24条の5第○項		総所得金額等	
		及び同法第295条第○項該当			

年 税 額	¥0
市民税	所得割 ¥0
	均等割 ¥0
	減免額 ¥0
	計 ¥0
県民税	所得割 ¥0
	均等割 ¥0
	減免額 ¥0
	計 ¥0
環境税	税額 ¥0
	免除額 ¥0
	計 ¥0

※指定都市以外の標準税率による市民税額

税額控除後所得割 (減免前)	¥0
減免額	¥0
(調整控除)	¥0
税額控除	(住宅控除) ¥0
	(寄付金控除) ¥0
	(その他) ¥0

上 記 の と お り 相 違 い の こ と を 証 明 し ま す 。

令和7年 7月 1日

神戸市市税事務所長 公印

〔税務証明書見本(法人の場合)〕

(例3)

納 税 証 明 書 未納税額が0円のものが必要です。

住 所 (所在地)	神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号				
氏 名 (名 称)	株式会社中小企業振興センター				

年度 (事業年度)	税 目	賦 課 税 額 (円)	納 付 税 額 (円)	未 納 税 額 (円)	納期未到来額(円)	備 考
自 令和6年5月 1日 至 令和7年4月30日	法人市民税	¥50,000	¥50,000	¥0	¥0	
		以	下	余	白	

上 記 の と お り 相 違 い の こ と を 証 明 し ま す 。

令和7年 7月 1日

神戸市市税事務所長 公印

融資申込書(信用保証委託申込書)右上の日付時点で、納期限が到来した直近の事業年度分を提出してください。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		事業応援貸付			
目 的		中小企業者の事業の発展に必要な資金を融資する			
融 資 対 象 者		次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、③に該当する者 ① 県内で事業を営む者 ② 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者 ③ 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取り組みにより、融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる者〔その他のポイント①②③④〕			
資金使途		業況の拡大や新事業展開等に必要となる設備資金及び運転資金			
借 換		既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年1.55%（固定）		期 間	10年以内（うち据置2年以内）
	限 度 額	1企業・1組合 1億円		預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）〔その他のポイント⑤〕			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）				
添 付 書 類	② 事業応援貸付事業計画書（様式第3号） ③ 経営革新計画等に係る承認申請書及び承認通知書（写）（経営革新計画の承認を受けた場合） 〔その他のポイント③〕 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実行 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 ← 実行報告 → 県 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑥〕				
その他のポイント	① 新分野事業に進出する場合については、客観的にみて、融資実行時点で新分野進出事業に着手していると判断できることが必要です。 ② 海外事業展開に取り組む場合で県内において事業を継続する見通しが無い場合は、当資金を利用することができません。 ③ 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた場合、融資対象者③に記載の「融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる」ことを融資対象要件から除外します。この場合、経営革新計画等に係る承認申請書及び承認通知書（写）の提出が必要です。 ④ 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた方（計画期間中に限る）等は、別枠保証を利用できる場合があります。				

- ⑤ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

- ⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び事業応援貸付事業計画書（様式第3号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	事業応援貸付（SDGs支援貸付）									
目 的	中小企業者が行うSDGsの取り組みを支援するため、必要とする資金を融資する									
融 資 対 象 者	県内で事業を営む中小企業者等で、兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において認証を受けた者【その他のポイント①②③】									
資金使途	設備資金及び運転資金【その他のポイント④】									
借 換	既往融資の借り換えには利用不可									
融 資 条 件	利 率	年1．15％（固定）				期 間	15年以内（うち据置2年以内）			
	限 度 額	1企業・1組合 2．8億円				預 託	あり			
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）								
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）								
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）【その他のポイント⑤】								
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）								
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる								
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会								
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）									
添付書類	② 兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証書（写） ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類									
融資フロー	中小企業者 → 申込 → 取扱い金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実行 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 ← 実行報告 → 県 【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント⑥】									
その他のポイント	① 認証区分（スタンダードステージ、アドバンスステージ、ゴールドステージ）は問いません。なお、「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」への登録のみでは本貸付は対象になりません。（「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」の登録企業は、保証協会のSDGs支援保証「ステップ」が利用可能です）									
	② 認証書に記載の認証期間内に融資申込を行う必要があります。									
	③ 「ひょうご産業SDGs認証事業」の詳細については、公益財団法人ひょうご産業活性化センターのホームページをご確認ください。									
	④ SDGsに関連する使途か否かを問わず、設備資金及び運転資金全般にご利用可能です。									
	⑤ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）									
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	基 準 料 率	1.90％	1.75％	1.55％	1.35％	1.15％	1.00％	0.80％	0.60％	0.45％
	2 割 軽 減 後	1.52％	1.40％	1.24％	1.08％	0.92％	0.80％	0.64％	0.48％	0.36％
	⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証書（写）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）									

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		事業承継支援貸付		
目的		中小企業者の事業承継を支援するため、必要とする資金を融資する		
融資対象者		次の①から③のいずれかに該当する者 ① 県内で事業を営む中小企業者等で、事業を承継しようとする者、又は承継した者（M&Aの場合を含む）〔その他のポイント①〕 ② 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた者、又は認定を受けた会社の代表者個人〔その他のポイント④〕 ③ 事業承継特別保証制度を利用する者〔その他のポイント①⑥〕		
資金使途		融資対象者①：事業承継（M&Aを含む）に必要な設備資金、運転資金〔その他のポイント②〕 融資対象者②：事業承継（M&Aを含む）に必要な事業資金（認定を受けた事由にかかるもの）〔その他のポイント④〕 融資対象者③：事業承継特別保証制度の対象資金〔その他のポイント⑥〕		
借換		上記資金使途の範囲に限り、既往融資の借り換えに利用可能		
融資条件	利率	年 1. 3 5 %（固定）	期間	融資対象者①：10年以内（うち据置2年以内） 融資対象者②③：10年以内（うち据置1年以内）
	限度額	1企業・1組合 2. 8億円	預託	あり
	信用保証	融資対象者①：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要） 融資対象者②③：必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	融資対象者①：一般保証その他〔その他のポイント③〕 融資対象者②：中小企業経営承継円滑化法に基づく各保証に対応〔その他のポイント⑤〕 融資対象者③：事業承継特別保証制度に対応〔その他のポイント⑥〕		
	責任共有制度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保証料軽減措置	あり（基準料率から2割軽減）〔その他のポイント⑦〕		
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」もしくは「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合、又は「経営承継借換関連保証」もしくは「事業承継特別保証」を利用する場合は、法人代表者も含めて不要）		
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる		
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）			
添付書類	② 事業承継支援貸付事業計画書（様式第4号）（融資対象者①の場合） ③ 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定書（写）（融資対象者②の場合）〔その他のポイント④〕 ④ 中小企業経営承継円滑化法に基づく各保証所定の必要書類（融資対象者②の場合）〔その他のポイント⑤〕 ⑤ 事業承継特別保証制度所定の必要書類（融資対象者③の場合）〔その他のポイント⑥〕 ⑥ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	中小企業者 申込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証協会 ・保証審査 実行報告 県 実行 保証承諾 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑧〕			

- ① 融資対象者①③の場合、中小企業者等である会社の代表者個人は原則として中小企業者等には該当せず、本貸付を利用できませんのでご注意ください。なお、融資対象者②の場合は利用できる場合（特定経営承継関連保証を利用する場合）があります。
- ② 融資対象者①の場合の資金使途「事業承継（M&Aの場合を含む）に必要な設備資金、運転資金」の例としては、以下のようなものがあります。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の判断により資金使途として認められない場合があります。
- ア 発行済議決権株式の取得資金 イ 事業用資産の取得資金 ウ 役員退職金の支払資金
 エ 自己株式の取得資金 オ 被事業承継者の保証付融資の借換資金
 カ 事業譲渡に伴って必要となる設備資金、運転資金
 キ その他事業承継に必要と認められる設備資金、運転資金
- ③ 融資対象者①については、保証協会の事業承継・M & A 保証「リレー」と併用できる場合があります。
- ④ 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けることができる資金使途には、以下のようなものがあります。中小企業経営承継円滑化法の認定についての詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。か、県産業労働部地域経済課経営支援班（078-362-3313）へお問い合わせください。
- ア 株式の取得資金 イ 事業用資産の取得資金 ウ 相続税、贈与税の納税資金
 エ 経営者の交代により取引条件等が厳しくなったことにより必要となる資金
 オ 認定日から経営承継日までの間に、現経営者の保証が付されている融資を借り換えるための資金
- ⑤ 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けると、信用保険の別枠を利用できる場合があります。なお、中小企業経営承継円滑化法に基づく保証には、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証及び経営承継借換関連保証があります。詳細は兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。
- ⑥ 事業承継特別保証制度は、事業承継の段階における資金調達にあたり、経営者保証（法人代表者の連帯保証人）を不要とする保証制度です。対象者及び資金使途の概要は、以下のとおりです。詳細は兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。

	対 象 者	資 金 使 途
ア	3年以内に事業承継を予定する法人で、一定の財務要件を満たす者	設備資金、運転資金、借換資金※1
イ	令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継後3年以内の法人で、一定の財務要件を満たす者	借換資金※2

※1 保証人を提供していない既往借入金からの借換資金は除く。

※2 事業承継前における保証人を提供している既往借入金からの借換資金に限る。

- ⑦ 原則として、下表のとおり基準料率より2割軽減した保証料率が適用されます。（ただし、特例保証を利用する場合は、保証協会が別に定める保証料率が適用され、2割軽減の対象とはなりません）

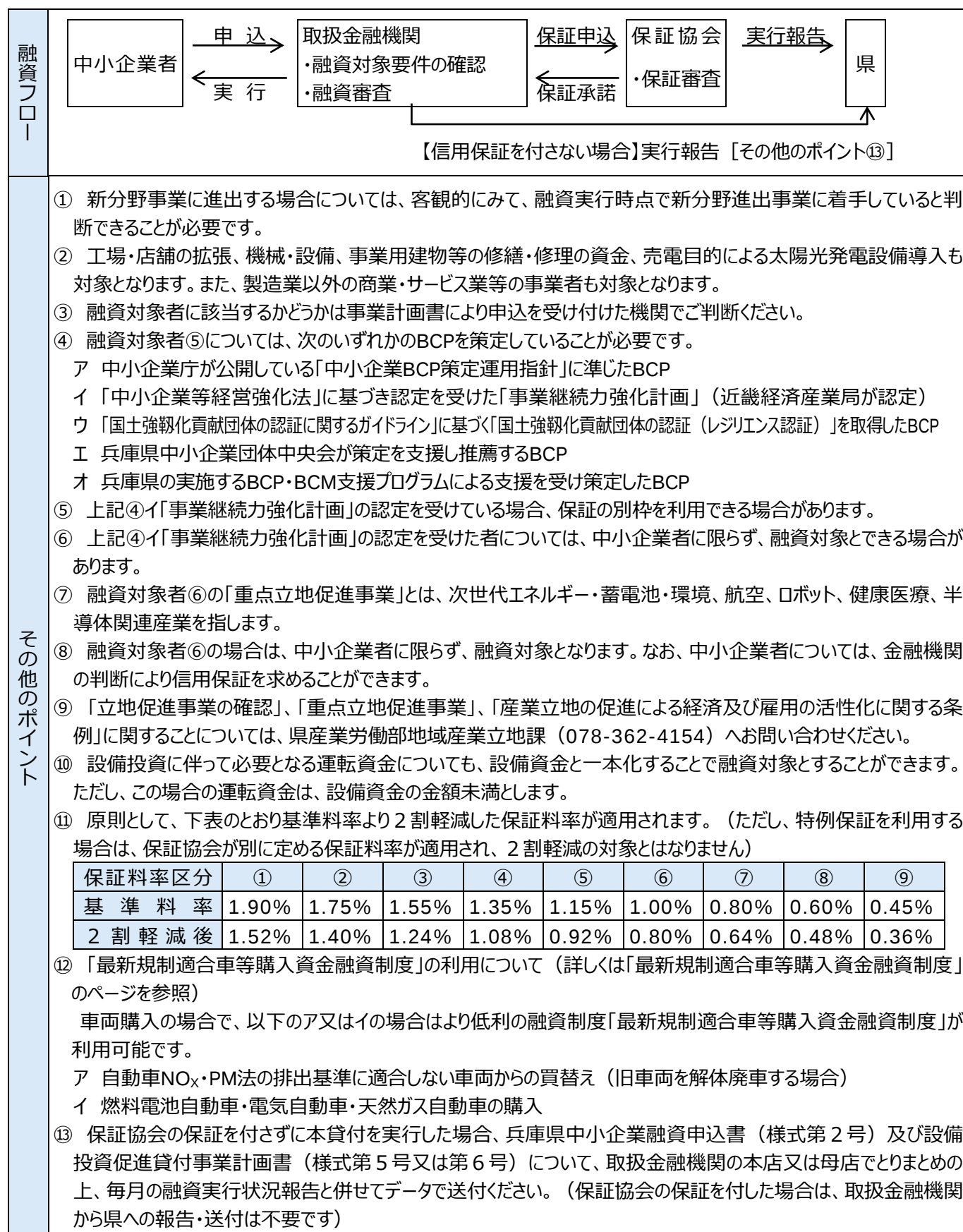
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基 準 料 率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2 割 軽 減 後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

なお、融資対象者②のうち経営承継借換関連保証を利用する場合、及び融資対象者③の場合は、兵庫県中小企業活性化協議会及び兵庫県事業承継・引き継ぎ支援センターの確認を受けることで、保証料の軽減を受けることができる場合があります。（この場合、上記の2割軽減措置の適用はできません。）詳細は兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。

- ⑧ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び事業承継支援貸付事業計画書（様式第4号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		設備投資促進貸付			
目 的		中小企業者の設備投資を促進するため、必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者		次の①又は②のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次の③から⑥のいずれかに該当する者 ① 県内で事業を営む者 ② 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者 ③ 新製品の生産、新規事業への進出、生産能力向上などのため機械・設備等の新設等を行う者 【その他のポイント①②③】 ④ 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする者【その他のポイント②③】 ⑤ 策定したBCPに基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備の導入等防災関連の対策を行う者 【その他のポイント④⑤⑥】 ⑥ 「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」第 2 条第 2 号で定める重点立地促進事業を行う者【その他のポイント⑦⑧⑨】			
資金 使 途		事業計画の実施に必要な設備資金（設備投資に伴う運転資金を含む）【その他のポイント⑩】			
借 換		既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年 1. 3 5 %（固定）		期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内） （融資対象者⑤⑥の場合：1 5 年以内（うち据置 2 年以内））
	限 度 額	1 企業・1 組合 3 億円 （融資対象者⑤の場合：1 5 億円） （融資対象者⑥の場合：1 0 0 億円）		預 託	あり
	信 用 保 証	必要に応じて保証協会の保証を付ける			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保証料軽減措置	あり（基準料率から 2 割軽減）【その他のポイント⑪】			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会				
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）				
添 付 書 類	② 設備投資促進貸付事業計画書（様式第 5 号）（対象者③④⑤の場合） ③ 設備投資促進貸付事業計画書（様式第 6 号）（対象者⑥の場合） ④ 以下のいずれかに該当する書類（融資対象者⑤の場合） ア 中小企業庁の「中小企業 BCP 策定運用指針」に準じた BCP（写）及び自己診断チェックリスト（写） イ 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」（写）及び認定書（写） ウ 国土強靱化貢献団体の認証を取得した BCP（写）及び J-VERITAS 認証・登録証（写） エ 兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦する BCP（写）及び推薦書 オ 兵庫県の実施する BCP・BCM 支援プログラムによる支援を受け策定した BCP（写） ⑤ 立地促進事業確認結果通知書（写）及び兵庫県設備投資促進貸付対象事業確認結果通知書（写） （融資対象者⑥の場合） ⑥ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				



ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		新規開業貸付			
目 的		県内で新規に事業を開始しようとする者及び事業開始後間もない者に必要とする資金を100%保証（責任共有制度対象外）で融資する			
融 資 対 象 者		創業関連保証（又は再挑戦支援保証）の保証対象者の要件※を満たす者〔その他のポイント①②〕 （ただし、県内において事業を開始する予定である（又は営んでいる）こと） [※創業関連保証の保証対象者の要件（概要）] 次の①から⑦のいずれかに該当する者 ① 事業を営んでいない個人で、融資実行後 1 か月以内 ^{※1} に事業を開始する者 ② 事業を営んでいない個人で、融資実行後 2 か月以内 ^{※1} に会社を設立する者 ③ 事業を営んでいない個人が事業を開始し、5 年を経過していない者 ④ 事業を営んでいない個人が設立した会社 ^{※2} で、設立後 5 年未満の会社 ⑤ 分社化を計画する会社 ^{※2} ⑥ 設立後 5 年未満の分社化された会社 ^{※2} ⑦ 事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社 ^{※2} （個人創業後 5 年未満に限る） （※ 1）認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は 6 か月以内〔その他のポイント③〕 （※ 2）会社法の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。組合、NPO法人、医療法人等は対象になりません。			
資金使途		設備資金及び運転資金			
借 換		既往融資の借り換えには利用不可			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 2 5 %（固定）		期 間	1 0 年以内（うち据置 1 年以内）
	限 度 額	1 企 業 3 , 5 0 0 万円（再挑戦支援保証利用の場合は 2 , 0 0 0 万円） 〔その他のポイント④〕		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	創業関連保証（又は再挑戦支援保証）に対応			
	責任共有制度	対象外			
	保 証 料 率	年 0 . 5 0 %			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添 付 書 類	① 創業関連保証所定の創業・再挑戦計画書（創業関連保証利用の場合。ただし、上記保証対象者の要件③④⑥⑦の場合は不要）〔その他のポイント⑤〕 ② 再挑戦支援保証所定の創業・再挑戦計画書（再挑戦支援保証利用の場合。ただし省略できる場合あり）〔その他のポイント⑤〕 ③ 再挑戦支援保証所定の資格要件申告書（再挑戦支援保証利用の場合）〔その他のポイント⑤〕 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				

融資フロー	<pre> graph LR A[中小企業者] -- 申込 --> B[取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査] B -- 実行 --> A B -- 保証申込 --> C[保証協会 ・保証審査] C -- 保証承諾 --> B C -- 実行報告 --> D[県] </pre>
その他のポイント	① 国の全国統一制度である創業関連保証（又は再挑戦支援保証）を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは創業関連保証事務取扱要領（又は再挑戦支援保証事務取扱要領）に依拠します。創業関連保証（又は再挑戦支援保証）に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。 ② 再挑戦支援保証の保証対象者（概要）は、「経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止又は会社を解散してから5年を経過していない者」となります。詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。 ③ 認定特定創業支援等事業の詳細については、事業を実施する各市町又は中小企業庁のホームページをご確認ください。 ④ ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証又はスタートアップ創出促進保証制度の保証残高と合算で3,500万円（再挑戦支援保証利用の場合は2,000万円）が限度となります。 ⑤ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。また、この他にも資料の添付が必要となる場合があります。（詳細は兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名	新規開業貸付（経営者保証免除貸付）				
目 的	県内で新規に事業を開始しようとする者及び事業開始後間もない者に経営者保証に依存せず資金を融資する				
融 資 対 象 者	スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件※を満たす者〔その他のポイント①〕 （ただし、県内において事業を開始する予定である（又は営んでいる）こと） [※スタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件（概要）] 次の①から⑤のいずれかに該当し、かつ⑥に該当する者 ① 事業を営んでいない個人で、融資実行後2か月以内^{※1}に会社を設立する者 ② 事業を営んでいない個人が設立した会社^{※2}で、設立後5年未満の会社 ③ 分社化を計画する会社^{※2} ④ 設立後5年未満の分社化された会社^{※2} ⑤ 事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社^{※2}（個人創業後5年未満に限る） ⑥ 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては、創業資金総額の1／10以上の自己資金を有しているもの （※1）認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は6か月以内〔その他のポイント②〕 （※2）会社法の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。組合、NPO法人、医療法人等は対象になりません。				
資金使途	設備資金及び運転資金				
借 換	既往融資の借り換えには利用不可				
融 資 条 件	利 率	年1．25％（固定）		期 間	10年以内（うち据置1年以内） 〔その他のポイント④〕
	限 度 額	1企業 3,500万円 〔その他のポイント③〕		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	スタートアップ創出促進保証制度に対応			
	責任共有制度	対象外			
	保 証 料 率	年0．70％（創業関連保証の料率0．50％に0．20％を上乗せ）			
	連 帯 保 証 人	不要（法人代表者も含めて不要）			
	担 保	不要			
申 込 先	取扱金融機関				
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添 付 書 類	① スタートアップ創出促進保証制度所定の創業計画書〔その他のポイント⑤〕 ② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申 込 ← 実 行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 → ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 → 県 会社設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関する中小企業活性化協議会のチェックを受け、チェックシートを提出することが必要〔その他のポイント⑥〕				

その他のポイント	① 国の全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いスタートアップ創出促進保証制度要綱に依拠します。スタートアップ創出促進保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。 ② 認定特定創業支援等事業の詳細については、事業を実施する各市町又は中小企業庁のホームページをご確認ください。 ③ ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証又はスタートアップ創出促進保証制度の保証残高と合算で3,500万円が限度となります。 ④ 申込金融機関において、本融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とします。 ⑤ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。また、この他にも資料の添付が必要となる場合があります。（詳細は兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください） ⑥ スタートアップ創出促進保証制度に基づき、金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるように促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出を受け、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、保証協会に対しその写しを提出することが必要です。「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
----------	--

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営円滑化貸付			
目 的		売上高の減少や利益率の減少等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 対 象 資 者		県内で事業を営む中小企業者等で次の①から③のいずれかに該当する者 ① セーフティネット（ＳＮ）保証５号の認定を受けた者〔その他のポイント①〕 ② 最近３か月の売上高が前年同期に比べて５％以上減少している者〔その他のポイント②③〕 ③ 創業後１年３か月未満であり、かつ最近１か月の売上高がその直前の３か月の月平均売上高に比べて５％以上減少している者〔その他のポイント②③④〕			
資金使途		運転資金			
借 換		既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用可能〔その他のポイント⑤⑥〕			
融 資 条 件	利 率	年１．４５％（固定）		期 間	１０年以内（うち据置２年以内）
	限 度 額	１企業・１組合 １億円		預 託	あり
	信 用 保 証	融資対象者①の場合：必ず保証協会の保証を付ける 融資対象者②③の場合：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	特別保証制度等	融資対象者①の場合：ＳＮ保証５号に対応 （融資対象者②③の場合は保証制度を問わない）			
	責任共有制度	原則として対象〔その他のポイント⑦〕			
	保 証 料 率	ＳＮ保証５号を利用の場合：年０．８０％ 一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会				
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第１号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第２号）（信用保証を付さない場合）				
添 付 書 類	② ＳＮ保証５号の認定書（融資対象者①の場合） ③ 経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第７号）（融資対象者②の場合） ④ 経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後１年３か月未満）（様式第８号） （融資対象者③の場合） ⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 市 町 ＳＮ保証↑認定 申 込 → 取扱い金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実 行 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 実行報告 → 県 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑧〕				

- ① S N保証 5 号のすべての認定要件（売上高要件、売上高要件（創業者）、原油高要件、利益率要件）が対象です。S N保証 5 号の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場の S N保証担当窓口にお問い合わせください。
- ② 融資対象者②③の場合は、融資申込を受けた取扱金融機関において売上高減少要件の確認が必要です。売上高減少要件の確認は、経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第 7 号）又は経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後 1 年 3 か月未満）（様式第 8 号）の記載により行ってください。また、確認書に記載された売上高は、各月の売上高が分かる根拠資料（売上台帳、試算表等）によりご確認ください。
- ③ この場合の「最近 3 か月」（「最近 1 か月」）は、原則として融資申込月の直近の 3 か月（1 か月）ですが、複数の営業所の売上が未集計等、直近の 3 か月（1 か月）の売上高が確認できない場合に限り、最大 3 か月まで遡ることを可能とします。例えば、10 月中に融資申込を行う際の「最近 3 か月」は、通常であれば「9 月、8 月、7 月」ですが、売上未集計等の場合に限り、最も遡って「6 月、5 月、4 月」とすることができます。
- また、建設業のように売上高が毎月安定的に計上されずに特定の時期に偏る業種の場合、「最近 3 か月」を「最近 6 か月」と読み替えるなど、弾力的な運用も可能とします。
- ④ 創業時点は、法人であれば法人謄本（履歴事項全部証明書）、個人であれば開業届や許認可証などによりご確認ください。
- ⑤ 県制度融資に限らず広く既往の兵庫県信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資（平成 29 年 3 月 31 日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。

＜経営円滑化貸付の借換対応表＞

		今回実行する経営円滑化貸付	
		保証を付けて実行	保証を付けず実行
既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○
		県制度融資等でない	○
	協会保証付でない	県制度融資等	×
		県制度融資等でない	×

- ⑥ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。
- ⑦ 本貸付は責任共有制度対象保証のみ利用可能とします。ただし、責任共有制度対象外保証を付した既往の県制度融資等からの借換資金として利用する場合は、追加融資（真水部分）も含め、責任共有制度対象外保証の利用も可とします。

＜経営円滑化貸付の責任共有制度対応表＞

			今回実行する経営円滑化貸付
借換の場合	新規融資のみの場合		責任共有制度対象保証のみ利用可
	既往借入金が責任共有制度対象保証	既往借入金が県制度融資等	
		既往借入金が県制度融資等でない	責任共有制度対象外保証の利用も可（追加融資（真水部分）も含め）
	既往借入金が責任共有制度対象外保証	既往借入金が県制度融資等	
		既往借入金が県制度融資等でない	責任共有制度対象保証のみ利用可

- ⑧ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）及び経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第 7 号又は第 8 号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		経営円滑化貸付（米国関税措置対策）【令和7年5月新設】		
目的		米国の関税措置の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する		
融資対象者		県内で事業を営む中小企業者等で、米国の関税措置の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者【その他のポイント①②③】		
資金使途		運転資金		
借換		既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金として利用可能【その他のポイント④⑤】		
融資条件	利率	年1.45%（固定）	期間	10年以内（うち据置2年以内）
	限度額	1企業・1組合 1億円 【その他のポイント⑥】	預託	あり
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	特別保証制度等	保証制度を問わない【その他のポイント⑦】		
	責任共有制度	原則として対象【その他のポイント⑧】		
	保証料率	セーフティネット（SN）保証を利用の場合：年0.80% 一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率		
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる		
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会		
	取扱期間	令和7年5月16日融資・保証申込受付分から当面の間		
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）			
添付書類	② 経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第8号の2） ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	中小企業者 SN保証↑認定 ↓市町 申込→ 実行← 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込→ 保証承諾← 保証協会 ・保証審査 実行報告→ 県 ↑ 【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント⑨】			
その他のポイント	① 米国への輸出事業者に限らず、直接的、又は間接的に米国の関税措置の影響を受けて売上高が減少している場合は利用が可能です。売上高の減少が米国の関税措置の影響によるものかどうかの確認は、経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第8号の2）の記載により行ってください。 この際、同確認書の「1 事業内容」及び「2 米国関税措置による影響」欄に記載された内容は、取扱金融機関が中小企業者等から聞き取りを行うなどの方法で確認して下さい（必ずしも根拠資料の提出を求める必要はありません）。中小企業者等の説明に一定程度の合理性が認められる場合には、米国の関税措置の影響を受けたものと判断して差し支えありません。 ② 融資申込を受けた取扱金融機関において売上高減少要件の確認が必要です。売上高減少要件の確認は、経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第8号の2）の記載により行ってください。また、確認書に記載された売上高は、取扱金融機関が、各月の売上高が分かる根拠資料（売上台帳、試算表等）によりご確認ください。			

- ③ この場合の「最近 1 か月」は、原則として融資申込月の直近の 1 か月ですが、複数の営業所の売上が未集計等、直近の 1 か月の売上高が確認できない場合に限り、最大 3 か月まで（ただし、最も遡って令和 7 年 4 月まで）遡ることを可能とします。

例えば、令和 7 年 8 月中に融資申込を行う際の「最近 1 か月」は、通常であれば「7 月」ですが、売上未集計等の場合に限り、最も遡って「4 月」とすることができます。

また、令和 7 年 6 月中に融資申込を行う際の「最近 1 か月」は、通常であれば「5 月」ですが、売上未集計等の場合に限り、最も遡って「4 月」とすることができます。（「3 月」や「2 月」とすることはできません）

＜「最近 1 か月」の考え方＞

融資申込月	「最近 1 か月」			
	①	②	③	④
	通常	①が売上未集計等の場合	①②が売上未集計等の場合	①②③が売上未集計等の場合
令和 7 年 5 月	令和 7 年 4 月	-	-	-
令和 7 年 6 月	令和 7 年 5 月	令和 7 年 4 月	-	-
令和 7 年 7 月	令和 7 年 6 月	令和 7 年 5 月	令和 7 年 4 月	-
令和 7 年 8 月	令和 7 年 7 月	令和 7 年 6 月	令和 7 年 5 月	令和 7 年 4 月
令和 7 年 9 月	令和 7 年 8 月	令和 7 年 7 月	令和 7 年 6 月	令和 7 年 5 月
以降同様				

- ④ 県制度融資に限らず広く既往の兵庫県信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資（平成 29 年 3 月 31 日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。

＜経営円滑化貸付（米国関税措置対策）の借換対応表＞

○……借換可能 ×……借換不可

			今回実行する 経営円滑化貸付（米国関税措置対策）	
			保証を付けて実行	保証を付けず実行
既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○	○
		県制度融資等でない	○	○
	協会保証付でない	県制度融資等	×	○
		県制度融資等でない	×	×

- ⑤ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。
- ⑥ 本貸付（「経営円滑化貸付（米国関税措置対策）」）のみでの単年度に融資できる限度額となります。したがって、通常の「経営円滑化貸付」を含めた、他の県制度融資等の融資残高は限度額の計算に算定されません。（ただし、保証協会の保証を付ける場合は、別途保証枠の制限があります）
- ⑦ 本貸付は一般保証又はセーフティネット（S N）保証のいずれでも利用可能です。なお、S N 保証を利用する場合は、信用保証の別枠が利用可能です。S N 保証の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場の S N 保証担当窓口にお問い合わせください。

- ⑧ 本貸付は責任共有制度対象保証のみ利用可能とします。ただし、責任共有制度対象外保証を付した既往の県制度融資等からの借換資金として利用する場合は、追加融資（真水部分）も含め、責任共有制度対象外保証の利用も可とします。

＜経営円滑化貸付（米国関税措置対策）の責任共有制度対応表＞

新規融資のみの場合			今回実行する 経営円滑化貸付（米国関税措置対策）
借換 の場合	既往借入金が 責任共有制度 対象保証	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象保証のみ利用可
		既往借入金が 県制度融資等でない	
	既往借入金が 責任共有制度 対象外保証	既往借入金が 県制度融資等	責任共有制度対象外保証の利用も可 （追加融資（真水部分）も含め）
		既往借入金が 県制度融資等でない	責任共有制度対象保証のみ利用可

- ⑨ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）及び経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第8号の2）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営円滑化貸付（連鎖倒産防止）			
目 的		取引先企業の倒産等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で次の①又は②のいずれかに該当する者 ① セーフティネット（SN）保証 1 号（連鎖倒産防止）の認定を受けた者 [その他のポイント①] ② セーフティネット（SN）保証 2 号（事業活動の制限）の認定を受けた者 [その他のポイント①]			
資金使途		経営の安定に必要な運転資金			
借 換		既往の県制度融資「経営安定資金」からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]			
融 資 条 件	利 率	年 1. 4 5 %（固定）		期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	融資対象者①の場合：S N 保証 1 号に対応 融資対象者②の場合：S N 保証 2 号に対応			
	責 任 共 有 制 度	対象外			
	保 証 料 率	年 0. 8 0 % [その他のポイント③]			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添 付 書 類	② S N 保証 1 号又は 2 号の認定書 ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 市町 SN保証↑認定 申 込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 県 実 行				
その他のポイント	① S N 保証 1 号及び 2 号の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場の S N 保証担当窓口にお問い合わせください。 ② 「経営安定資金」とは、「経営円滑化貸付」全般、「経営力強化貸付」、「企業再生貸付」全般、「連鎖倒産防止貸付」、「金融変化対策貸付」及び「こうべ経済変動対策貸付」並びに平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の「セーフティネット資金融資」をいいます。また、この場合、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ③ 通常の S N 保証 1 号又は 2 号にかかる保証料率は年 0. 9 0 %のところ、県制度融資にかかる保証料軽減措置により、年 0. 8 0 %が適用されます。				

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営円滑化貸付（災害対応貸付）			
目 的		災害により、被害を受け又は経営の安定に支障が生じている中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 災害により事業所等又は事業用資産に被害を受け、市町長が発行するり災証明書等を有する者 [その他のポイント①②③] ② セーフティネット（SN）保証 4 号（自然災害等）の認定を受けた者 [その他のポイント④]			
資金使途		融資対象者①については、災害復旧に必要な設備資金及び運転資金 融資対象者②については、経営の安定に必要な運転資金			
借 換		既往の県制度融資等「経営安定資金」からの借換資金として利用可能 [その他のポイント⑤]			
融 資 条 件	利 率	年 0. 9 0 %（固定）		期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 2. 8 億円		預 託	あり
	信 用 保 証	融資対象者①の場合：原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要） 融資対象者②の場合：必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	融資対象者②の場合：S N 保証 4 号に対応 （融資対象者①の場合は保証制度を問わない）			
	責 任 共 有 制 度	融資対象者①の場合：原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く） 融資対象者②の場合：対象外			
	保 証 料 率	一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率 S N 保証 4 号利用の場合：年 0. 8 0 % [その他のポイント⑥]			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）				
添 付 書 類	② 市町長が発行したり災証明書等の災害により被害を受けたことが確認できる書面（写） （融資対象者①の場合） ③ S N 保証 4 号の認定書（融資対象者②の場合） ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 市 町 り災証明書 SN保証認定 申 込 取扱い金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証協会 ・保証審査 実行報告 県 実行 保証承諾 【信用保証を付さない場合】実行報告 [その他のポイント⑦]				
その他のポイント	① 地震、豪雨、豪雪など災害の種類や規模を問わず利用できます。 ② 「り災証明書」「被災証明書」「り災届出証明書」などの名称は問いません。また、事業所等又は事業用資産に被害があれば、被害の程度、規模は問いません。 ③ り災証明書等の発行については、各市役所・町役場の担当窓口にお問い合わせください。				

その他のポイント	④ S N保証 4 号の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場の S N 保証担当窓口にお問い合わせください。 ⑤ 「経営安定資金」とは、「経営円滑化貸付」全般、「経営力強化貸付」、「企業再生貸付」全般、「連鎖倒産防止貸付」、「金融変化対策貸付」及び「こうべ経済変動対策貸付」並びに平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の「セーフティネット資金融資」をいいます。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けた経営安定資金からのみ借換が可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合があります） なお、この場合、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ⑥ 通常の S N 保証 4 号にかかる保証料率は年 0 . 9 0 % のところ、県制度融資にかかる保証料軽減措置により、年 0 . 8 0 % が適用されます。 ⑦ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）及びり災証明書等について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）
----------	---

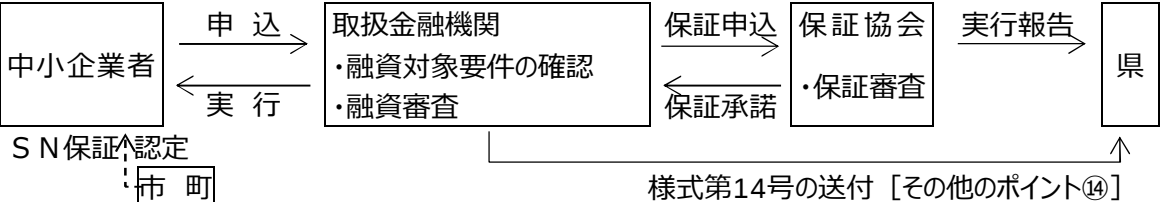
ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営力強化貸付			
目 的		経営力強化保証制度を利用し、金融機関等の支援を受けて経営力の強化を図る中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で、経営力強化保証制度要綱の申込人資格要件※を満たす者 [※経営力強化保証制度の申込人資格要件（概要）] 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 [その他のポイント①②]			
資金使途		一般保証については、事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金） [その他のポイント③] セーフティネット（SN）保証 5 号については、経営の安定に必要な事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金。ただし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る） [その他のポイント④] ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る			
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント③④]			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 4 5 %（固定）		期 間	運転： 5 年（うち据置 1 年）以内 設備： 7 年（うち据置 1 年）以内 ただし、既往借入金を借り換える場合は 1 0 年（うち据置 1 年）以内 [その他のポイント⑤]
	限 度 額	1 企 業 2 . 8 億円 1 組 合 4 . 8 億円		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	経営力強化保証制度に対応（一般保証又はSN保証 5 号）			
	責 任 共 有 制 度	対象			
	保 証 料 率	一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率（軽減措置あり） [その他のポイント⑥] S N 保証 5 号利用の場合：年 0 . 8 0 %			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関			
	申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）			
添 付 書 類	② 経営力強化保証制度所定の申込人資格要件等届出書 [その他のポイント⑦]				
	③ 経営力強化保証制度所定の事業行動計画書（申込人が策定したもの） [その他のポイント⑦]				
	④ S N 保証 5 号の認定書（S N 保証 5 号利用の場合）				
	⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 SN保証↑認定 ↓市町 申 込 → ← 実 行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び 取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑧] 保証申込 → ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 → 県				

- ① 国の全国統一制度である経営力強化保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いが経営力強化保証制度要綱に依拠します。経営力強化保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② 「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業等経営強化法第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいいます。金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本貸付を利用することができます。
- ③ 一般保証の場合の借換可能な既往借入金は、原則兵庫県信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ④ SN保証5号の場合は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限られます。ただし、借換時に真水を加えることは可能です。また、借換の対象は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金に限られ、これ以外の既往借入金の借り換えはできません。（詳細は、経営力強化保証制度要綱及び同制度に関する回答事例集を参照ください）
 なお、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは、経営力強化保証制度要綱に定める以下のものをいいます。
 - ア 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
 - イ 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
 - ウ SN保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - エ 危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）に係る既往借入金
 - オ SN保証5号であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（令和2年2月1日～令和3年12月31日）に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
- ⑤ 運転資金と設備資金が混在する場合は融資期間を7年以内とし、既往借入金の借り換えを含む場合は10年以内とします。
- ⑥ 信用保証料率について、経営力強化保証制度要綱の規定に基づき、一般保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。（申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び申込時の信用力が判定できない場合（中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合）を除く）
 なお、SN保証5号については、兵庫県信用保証協会所定の信用保証料率となります。
- ⑦ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑧ 金融機関は、経営力強化保証制度要綱の定めるところにより、事業計画の策定支援や継続的な経営支援等を行う責務を負います。
 [経営力強化保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）]
 ア 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
 イ 認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。
 ウ 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告する。
 エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		経営力強化貸付（米国関税措置対策）【令和7年7月取扱い開始】		
目 的		経営力強化保証制度を活用し、米国の関税措置の影響を受けている（又は受ける見込みである）中小企業が、金融機関等の支援を受けながら経営力の強化を図るために必要な資金を融資する [※信用保証料の概ね4分の1を兵庫県が負担]		
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で、次の①②に該当する者。 ①経営力強化保証制度要綱の申込人資格要件※を満たす者 [その他のポイント①②] ②米国関税措置の影響を受けた、または今後影響を受ける見込みである者 [その他のポイント③] [※経営力強化保証制度の申込人資格要件（概要）] 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 [その他のポイント①②]		
資金使途		一般保証については、事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金） [その他のポイント④] セーフティネット（SN）保証5号については、経営の安定に必要な事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金。ただし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る） [その他のポイント⑤] ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る		
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント④⑤]		
融 資 条 件	利 率	年1．45％（固定）	期 間	運転：5年（うち据置1年）以内 設備：7年（うち据置1年）以内 ただし、既往借入金を借り換える場合は10年（うち据置1年）以内 [その他のポイント⑥]
	限 度 額	1企業・1組合 3,000万円 [その他のポイント⑦⑧⑨]	預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	経営力強化保証制度に対応（一般保証又はSN保証5号）		
	責 任 共 有 制 度	対象		
	保 証 料 率	一般保証その他を利用の場合：保証協会所定の保証料率（軽減措置あり）に対し県が保証料補助を行う [その他のポイント⑩] SN保証5号利用の場合：年0．80％に対し県が保証料補助を行う		
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要） [その他のポイント⑪]		
	担 保	保証協会の定めによる		
	申 込 先	取扱金融機関		
	取 扱 期 間	令和7年7月1日から令和7年12月31日保証申込受付分まで（ただし、令和8年1月31日までに融資実行される必要があります） なお、上記の取扱期間内においても、県の予算の上限に達した場合取扱いが終了する可能性があります。		
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）			

添付書類	② 経営力強化保証制度所定の申込人資格要件等届出書 [その他のポイント⑪] ③ 経営力強化保証制度所定の事業行動計画書 (申込人が策定したもの) [その他のポイント⑫] ④ 保証料補助要件等確認書 (様式第14号) [その他のポイント⑬⑭] ⑤ SN保証5号の認定書 (SN保証5号利用の場合) ⑥ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類
融資フロー	 ※期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑫] ※融資実行日から6か月以内に、中小企業者に対し、非金融支援を実施してください [その他のポイント⑬]
その他のポイント	① 本貸付は、国の「経営力強化保証制度」を利用する中小企業者が対象です。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱い等は経営力強化保証制度要綱に依拠します。詳細は兵庫県信用保証協会各事務所・支所にお問い合わせください。 ② 「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業等経営強化法第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいいます。金融機関が認定を受けている場合、当該金融機関が単独で経営支援を行うことにより、本貸付を利用できます。 ③ 米国への輸出企業に限らず、直接・間接的に米国関税の影響を受けた、又はその見込みがある企業も対象です。影響の有無は、取扱金融機関が聞き取りなどで確認し、保証料補助要件等確認書 (様式第14号) に記載してください。企業の説明に一定程度の合理性が認められる場合は、米国関税措置の影響があると判断して差し支えありません。(根拠資料等の提出は不要です) ④ 一般保証の場合の借換対象は、原則として兵庫県信用保証協会の保証付融資に限りです。 ⑤ SN保証5号の場合は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金 (下記ア～オ) を借り換える場合に限りです。真水の追加は可能ですが、他の借入金は対象外です。(詳細は、経営力強化保証制度要綱及び同制度に関する回答事例集を参照ください) ア 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金 イ 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金 ウ SN保証4号 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) に係る既往借入金 エ 危機関連保証 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) に係る既往借入金 オ SN保証5号であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内 (令和2年2月1日～令和3年12月31日) に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金 ⑥ 運転資金と設備資金が混在する場合は融資期間を7年以内とし、既往借入金の借り換えを含む場合は10年以内とします。 ⑦ 本貸付の融資限度額は、残高ベースで3,000万円までとします。累計実行額には制限がありません。(本貸付から本貸付に借り換える場合を含む) ⑧ 通常の「経営力強化貸付」との併用も可能です。その場合も、本貸付の融資残高および融資限度額は本貸付分のみで判断します。ただし、本貸付、通常の経営力強化貸付又は経営力強化保証制度の保証残高と合算して残高ベースで2億8,000万円 (組合の場合4億8,000万円) が限度となります。 ⑨ 融資限度額は企業 (組合) 単位で判定します。同一企業 (組合) が複数の金融機関で申込み場合も、融資残高を合算して3,000万円までとなります。

その他のポイント

⑩ 経営力強化保証制度所定の保証料率に対し、県が下表のとおり一部補助します。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度に係る上乗せ分の保証料、条件変更等に伴い追加で生じる保証料は対象外とします。

保証料率区分	SN5号	①	②	③	④・BSなし	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	0.80%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%
保証料補助	0.20%	0.44%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%	0.11%
事業者負担	0.60%	1.32%	1.17%	1.02%	0.87%	0.75%	0.60%	0.45%	0.34%	0.34%

⑪ 保証協会所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。

⑫ 取扱金融機関は、下記のとおり事業計画の策定支援や経営支援を継続的に行う責務があります。

[経営力強化保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）]

ア 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。

イ 認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。

ウ 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告する。

エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

⑬ 取扱金融機関は、申込人である中小企業者等に対し、経営課題の解決や成長支援を目的とした非金融支援を実施してください。

※ 保証申込時に、保証料補助要件等確認書（様式第14号）の「4 申込企業に対して実施予定の非金融支援」欄に、予定している支援内容を記載し、申込書類に添付してください。

※ 非金融支援の実施は原則として、融資実行日から6か月以内に1回以上行ってください。ただし、6か月以内に本貸付を完済した場合など、やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

※ 実際の支援実施時には、確認書に記載した内容に必ずしも拘る必要はなく、その時点における中小企業者等の経営状況に応じて、適切な支援を柔軟に実施してください。

※ 複数の金融機関から本貸付の申込みがある場合は、それぞれの金融機関において非金融支援を実施する必要があります。

※ 同一の金融機関において、複数回の申込みや借換えが行われる場合には、非金融支援は1回にまとめて実施して差し支えありません。ただし、保証料補助要件等確認書（様式第14号）は、申込みごとに作成・添付してください。（記載内容が重複しても問題ありません）

※ 非金融支援の実施状況（有無・内容・結果等）について、県や信用保証協会への報告は不要です。

⑭ 本貸付を実行した場合には、保証料補助要件等確認書（様式第14号）を、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せて、データで兵庫県地域経済課へご提出ください。

※ 本貸付は保証協会の保証が付されますが、確認書の提出は必要ですのでご注意ください。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		企業再生貸付			
目 的		経営改善サポート保証制度を利用し、中小企業活性化協議会や経営サポート会議の支援により事業再生を行う中小企業者に必要とする資金を融資する			
融 対 象 資 者		県内で事業を営む中小企業者等で、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度の申込人資格要件※を満たす者 [※経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度の申込人資格要件（概要）] 中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者 [その他のポイント①②]			
資金使途		設備資金、運転資金及び借換資金（いずれも事業再生の計画の実施に必要な資金に限る） [その他のポイント③]			
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント③]			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 8 5 %（固定）		期 間	1 5 年以内（うち据置 1 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 2 . 8 億円		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度に対応			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象 [その他のポイント④]			
	保 証 料 率	責任共有制度対象の場合：年 0 . 7 0 % 責任共有制度対象外の場合：年 0 . 8 0 %			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添 付 書 類	② 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度所定の事業再生計画書 [その他のポイント⑤] ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申 込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保 証 承 諾 ← 保証協会 ・保証審査 ← 実 行 ← 県 期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び 取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑥]				
そ の 他 の ポ イ ン ト	① 国の全国統一制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱に依拠します。経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。				

- ② 「事業再生計画」とは、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱の申込人資格要件に規定される計画であって、主に以下のものをいいます。
- ア 中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - イ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
 - ウ 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - エ 特定認証紛争解決手続に従って作成された計画
 - オ 整理回収機構が策定を支援した計画
 - カ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
 - キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した計画
 - ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
 - ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
 - コ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - サ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した計画
- ③ 借換可能な既往借入金は、原則兵庫県信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ④ 本貸付は責任共有制度の対象となります。ただし、以下の場合は責任共有制度の対象外となります。
- ア 責任共有制度対象外の既往借入金のみを同額以下で借り換える場合（したがって、責任共有制度対象外の資金と責任共有制度対象の資金を一本化する場合は、責任共有制度の対象となります）
 - イ 特別小口保険にかかる保証を利用する場合
- ⑤ 計画書の雛形については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑥ 金融機関は、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱の定めるところにより、継続的な経営支援等を行う責務を負います。
- 〔経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱に定める金融機関の責務（概要）〕
- ア 原則として四半期に1回、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
 - イ 事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う。
 - ウ 原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する。
 - エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）			
目的		経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度を利用し、中小企業活性化協議会や経営サポート会議の支援により事業再生を行う中小企業者に必要とする資金を融資する			
融資対象者		県内で事業を営む中小企業者等で、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度の申込人資格要件※を満たす者 [※経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度の申込人資格要件（概要）] 中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者 [その他のポイント①②]			
資金使途		設備資金、運転資金及び借換資金（いずれも事業再生の計画の実施に必要な資金に限る） [その他のポイント③]			
借換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント③]			
融資条件	利率	年 1. 1 5 %（固定）		期間	1 5 年以内（うち据置 3 年以内）
	限度額	1 企業・1 組合 2. 8 億円		預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度に対応			
	責任共有制度	原則として対象 [その他のポイント④]			
	保証料率	年 0. 3 0 % [その他のポイント⑤⑥]			
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者も含めて不要） [その他のポイント⑥]			
	担保	保証協会の定めによる			
	申込先	取扱金融機関			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添付書類	② 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度所定の事業再生計画書 [その他のポイント⑦] ③ 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度所定の経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合） [その他のポイント⑦] ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実行 保証申込 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 実行報告 → 県 期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び 取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑧]				
その他のポイント	① 国の全国統一制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度要綱に依拠します。経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会の経営支援部又は各事務所・支所へお問い合わせください。				

- ② 「事業再生計画」とは、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型））制度要綱の申込人資格要件に規定される計画であって、主に以下のものをいいます。
- ア 中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - イ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
 - ウ 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
 - エ 特定認証紛争解決手続に従って作成された計画
 - オ 整理回収機構が策定を支援した計画
 - カ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
 - キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した計画
 - ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
 - ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
 - コ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
 - サ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した計画
- ③ 借換可能な既往借入金は、原則兵庫県信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ④ 本貸付は責任共有制度の対象となります。ただし、以下の場合には責任共有制度の対象外となります。
- ア 責任共有制度対象外の既往借入金のみを同額以下で借り換える場合（したがって、責任共有制度対象外の資金と責任共有制度対象の資金を一本化する場合は、責任共有制度の対象となります）
 - イ セーフティネット保証 5号であって令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（令和 2 年 2 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日）に保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金を同額以下で借り換える場合
 - ウ 特別小口保険にかかる保証を利用する場合
- ⑤ 保証料率は 0.80%（責任共有制度対象外の場合 1.00%）ですが、国による保証料補助により、当初保証料の負担が一律年 0.30% 相当額となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。
- ⑥ 「経営者保証免除対応」とは次のア及びイを満たす場合に、経営者保証を免除することができる制度です。
- ア 令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること
 - イ 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない
- 「経営者保証免除対応」を適用する場合、保証料率は 1.00%（責任共有制度対象外の場合 1.20%）ですが、この場合も、国による保証料補助により、当初保証料率の負担は一律年 0.30% 相当額となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。
- ⑦ 計画書の雛形及び所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑧ 金融機関は、経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱の定めるところにより、継続的な経営支援等を行う責務を負います。
- [経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度要綱に定める金融機関の責務（概要）]
- ア 原則として四半期に 1 回、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
 - イ 事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う。
 - ウ 原則として 3 年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する。
 - エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、事業再生計画の作成を支援した機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		借換等貸付																			
目 的		既往借入金の借換により中小企業者の資金繰りの改善を図る																			
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等																			
資金使途		既往の保証協会保証付融資及び県制度融資等からの借換資金〔その他のポイント①②〕																			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 9 5 % (固 定)	期 間	1 0 年以内 (うち据置 1 年以内)																	
	限 度 額	1 企 業 ・ 1 組 合 1 億 円	預 託	あり																	
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける (取扱金融機関が認める場合は不要)																			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象〔その他のポイント③〕																			
	保 証 料 率	保証協会所定の保証料率																			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる (法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要)																			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる																			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会																			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) (信用保証を付す場合) ① 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 2 号) (信用保証を付さない場合)																				
添 付 書 類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類																				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 ← 実行 → 申 込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保証承諾 → 保証申込 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 県 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント④〕																				
そ の 他 の ポ イ ン ト	① 県制度融資に限らず広く既往の兵庫県信用保証協会の保証付融資からの借換資金として利用可能です。また、本貸付を保証協会の保証を付けずに利用する場合は、保証付でない県制度融資 (平成29年 3 月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」) からの借換資金としても利用可能です。 <借換等貸付の借換対応表> <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">今回実行する借換等貸付</th></tr><tr><th>保証を付けて実行</th><th>保証を付けず実行</th></tr><tr><td rowspan="4">既往借入金</td><td rowspan="2">協会保証付</td><td>県制度融資等</td><td>○</td></tr><tr><td>県制度融資等でない</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">協会保証付でない</td><td>県制度融資等</td><td>×</td></tr><tr><td>県制度融資等でない</td><td>×</td></tr></table> ○……………借換可能 ×……………借換不可 ② 追加融資 (真水部分) と借換資金を一本化しての利用も可能です。(その結果、融資実行額が既往借入金の当初借入額を超えても差し支えありません)						今回実行する借換等貸付		保証を付けて実行	保証を付けず実行	既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○	県制度融資等でない	○	協会保証付でない	県制度融資等	×	県制度融資等でない	×
		今回実行する借換等貸付																			
		保証を付けて実行	保証を付けず実行																		
既往借入金	協会保証付	県制度融資等	○																		
		県制度融資等でない	○																		
	協会保証付でない	県制度融資等	×																		
		県制度融資等でない	×																		

- ③ 本貸付は責任共有制度対象保証のみ利用可能とします。ただし、責任共有制度対象外保証を付した既往の県制度融資等からの借換資金として利用する場合は、追加融資（真水部分）も含め、責任共有制度対象外保証の利用も可とします。

＜借換等貸付の責任共有制度対応表＞

			今回実行する借換等貸付
既往借入金	責任共有制度 対象保証	県制度融資等	責任共有制度対象保証のみ利用可
		県制度融資等でない	
	責任共有制度 対象外保証	県制度融資等	責任共有制度対象外保証の利用も可 （追加融資（真水部分）も含め）
		県制度融資等でない	責任共有制度対象保証のみ利用可

- ④ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		借換等貸付（プロパー借換貸付）			
目的		経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、経営者保証を提供しない本資金へ借り換えることにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を図る			
融資対象者		県内で事業を営む中小企業者等で、プロパー融資借換特別保証制度要綱の申込人資格要件※を満たす者 [※プロパー融資借換特別保証制度の申込人資格要件（概要）] 申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の①から④までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者〔その他のポイント①〕 ただし、①から③までについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、保証協会への申込日※ ¹ に満たしていることを要するものとする。 ① 資産超過であること ② E B I T D A有利子負債倍率※ ² が1 0 倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと （※ 1）危機関連保証の発動期間中は、指定した期間の始期の前日でも可 （※ 2）（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）			
資金使途		事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金			
融資条件	利率	年 1 . 9 5 %（固定）		期間	1 0 年以内（うち据置 1 年以内）
	限度額	1 企業・1 組合 2 . 8 億円 （ただし、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内） 〔その他のポイント②〕		預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	プロパー融資借換特別保証制度に対応			
	責任共有制度	対象			
	保証料率	保証協会所定の保証料率			
	連帯保証人	不要（法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会の定めによる			
	申込先	取扱金融機関			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添付書類	② プロパー融資借換特別保証制度所定の財務要件等確認書〔その他のポイント③〕 ③ プロパー融資借換特別保証制度所定の借換債務等確認書〔その他のポイント③〕 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 ← 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 → 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 県				

- ① 国の全国統一制度であるプロパー融資借換特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いプロパー融資借換特別保証制度要綱に依拠します。プロパー融資借換特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② プロパー融資借換特別保証制度要綱の規定に基づき、申込金融機関における融資限度額は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高（その他のポイント④ア、イのいずれかまたは両方を実行した融資の残高を含む。）の範囲内となります。
- ③ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ④ プロパー融資借換特別保証制度要綱の規定に基づき、申込金融機関は、本資金の実行と原則同時に次のア、イのいずれかを満たすこととします。
 - ア 経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を実行すること
 - イ 経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度による返済部分を除く。）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がないこと

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		長期資金			
目 的		中小企業者が必要とする一般的な運転資金を融資する			
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等			
資金使途		運転資金（組合等の場合、組合員への転貸資金を含む）〔その他のポイント①〕			
借 換		県制度融資等からの借換資金として利用可能〔その他のポイント②〕			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 9 5 %（固定）		期 間	1 0 年以内（うち据置 2 年以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円		預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保 証 料 率	保証協会所定の保証料率			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）				
添 付 書 類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申 込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実 行 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 実行報告 → 県 ↑ 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント④〕				
その他のポイント	① 運転資金の金額未済で設備資金が必要となる場合、運転資金と一本化して融資対象とすることができます。 ② 県制度融資（平成29年 3 月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む。以下「県制度融資等」）からの借換資金としても利用可能です。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けた県制度融資等からのみ借換が可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合もあります） なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ③ 兵庫県信用保証協会の「飛躍」又は「ひやくライト」との併用が可能です。 ④ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）				

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		長期資金（協調支援型特別貸付）			
目 的		プロパー融資と保証付き融資を組み合わせることにより、中小企業者の多岐にわたる経営課題解決への取り組みに資する			
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で、協調支援型特別保証制度の申込人資格要件※を満たす者 [その他のポイント①] [※協調支援型特別保証制度の申込人資格要件（概要）] 次の①又は②のいずれかに該当する者。 ① 申込金融機関から本貸付の実行と原則同時に本貸付の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること ② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと			
資金使途		設備資金、運転資金及び借換資金 [その他のポイント②]			
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]			
融 資 条 件	利 率	年1.95%（固定）		期 間	設備 10年以内（うち据置3年以内） 運転・借換 10年以内（うち据置1年以内） [その他のポイント③]
	限 度 額	1企業 2.8億円 1組合 4.8億円		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	協調支援型特別保証制度に対応			
	責任共有制度	対象			
	保 証 料 率	協会所定の保証料率に対し、国が保証料補助を行う [その他のポイント④]			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
申 込 先	取扱金融機関				
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添付書類	② 協調支援型特別保証制度所定の申込人資格要件申告書兼誓約書 [その他のポイント⑤] ③ 協調支援型特別保証制度所定の経営行動計画書（上記申込人資格要件②の場合） [その他のポイント⑤] ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
	中小企業者 → 申 込 ← 実 行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 → 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 県 （申込人資格要件②の場合）期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要 [その他のポイント⑥]				
その他のポイント	① 国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱い は協調支援型特別保証制度要綱に依拠します。協調支援型特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。				

- ② 借換可能な既往借入金は、原則兵庫県信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ③ 設備資金と運転資金又は借換資金を併用して申し込む場合は、据置期間は３年以内となります。
- ④ 協調支援型特別保証制度要綱の規定に基づき、所定の信用保証料率に対し、下記のとおり国が信用保証料補助を行います。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。
- ア 申込人資格要件①の場合、保証申込日に応じて下記の表１から３の料率が適用されます。

〔表１〕申込日が令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料補助	0.95%	0.87%	0.77%	0.67%	0.57%	0.50%	0.40%	0.30%	0.22%
事業者負担	0.95%	0.88%	0.78%	0.68%	0.58%	0.50%	0.40%	0.30%	0.23%

〔表２〕申込日が令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料補助	0.63%	0.58%	0.51%	0.45%	0.38%	0.33%	0.26%	0.20%	0.15%
事業者負担	1.27%	1.17%	1.04%	0.90%	0.77%	0.67%	0.54%	0.40%	0.30%

〔表３〕申込日が令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

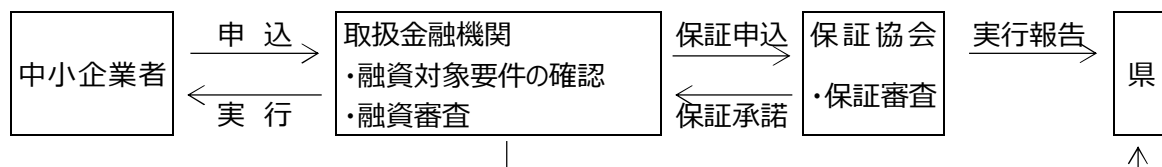
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料補助	0.47%	0.43%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%
事業者負担	1.43%	1.32%	1.17%	1.02%	0.87%	0.75%	0.60%	0.45%	0.34%

イ 申込人資格要件②の場合、上記の表３の料率が適用されます。

- ⑤ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑥ 申込人資格要件②の場合、金融機関は、経営力強化保証制度要綱の定めるところにより、事業計画の策定支援や継続的な経営支援等を行う責務を負います。
- 〔協調支援型特別保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）〕
- ア 原則として四半期に１回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
- イ 中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。
- ウ 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から５事業年度にわたり、年１回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告する。
- エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		長期資金（協調支援型特別貸付：米国関税措置対策）【令和7年7月取扱い開始】		
目 的		米国の関税措置の影響を受けている（又は受ける見込みである）中小企業者にプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることにより、中小企業者の多岐にわたる経営課題解決への取り組みを促進する [※信用保証料の概ね4分の1を兵庫県が負担]		
融 資 者 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で、次の①②に該当する者 ①協調支援型特別保証制度の申込人資格要件※を満たす者 [その他のポイント①] ②米国関税措置の影響を受けた、または今後影響を受ける見込みである者 [その他のポイント②] [※協調支援型特別保証制度の申込人資格要件（概要）] 次のア又はイのいずれかに該当する者。 ア 申込金融機関から本貸付の実行と原則同時に本貸付の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと		
資金使途		設備資金、運転資金及び借換資金 [その他のポイント③]		
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント③]		
融 資 条 件	利 率	年1.95%（固定）	期 間	設備 10年以内（うち据置3年以内） 運転・借換 10年以内（うち据置1年以内） [その他のポイント④]
	限 度 額	1企業・1組合 3,000万円 [その他のポイント⑤⑥⑦]	預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	協調支援型特別保証制度に対応		
	責任共有制度	対象		
	保 証 料 率	保証協会所定の保証料率に対し、国及び県が保証料補助を行う [その他のポイント⑧]		
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会の定めによる		
	申 込 先	取扱金融機関		
	取 扱 期 間	令和7年7月1日から令和7年12月31日保証申込受付分まで（ただし、令和8年1月31日までに融資実行される必要があります） なお、上記の取扱期間内においても、県の予算の上限に達した場合取扱いが終了する可能性があります。		
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）			
添 付 書 類	② 協調支援型特別保証制度所定の申込人資格要件申告書兼誓約書 [その他のポイント⑨] ③ 協調支援型特別保証制度所定の経営行動計画書（上記申込人資格要件①－イの場合） [その他のポイント⑩] ④ 保証料補助要件等確認書（様式第14号） [その他のポイント⑪⑫] ⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			



様式第14号の送付【その他のポイント⑫】

※（申込人資格要件②の場合）期中において、中小企業者から取扱金融機関への実行状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への実行状況等の報告が必要【その他のポイント⑩】

※融資実行日から6か月以内に、中小企業者に対し、非金融支援を実施してください【その他のポイント⑪】

- ① 本貸付は、国の「協調支援型特別保証制度」を利用する中小企業者が対象です。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いは協調支援型特別保証制度要綱に依拠します。詳細は兵庫県信用保証協会各事務所・支所にお問い合わせください。
- ② 米国への輸出企業に限らず、直接・間接的に米国関税の影響を受けた、又はその見込みがある企業も対象です。影響の有無は、取扱金融機関が聞き取りなどで確認し、保証料補助要件確認書（様式第14号）に記載してください。企業の説明に一定程度の合理性が認められる場合は、米国関税措置の影響があると判断して差し支えありません。（根拠資料等の提出は不要です）
- ③ 借換対象は、原則として兵庫県信用保証協会の保証付融資に限ります。
- ④ 設備資金と運転資金又は借換資金を併用して申込み場合は、据置期間は3年以内となります。
- ⑤ 本貸付の融資限度額は、残高ベースで3,000万円までとします。累計実行額には制限がありません。（本貸付から本貸付に借り換える場合を含む）
- ⑥ 通常の「長期資金（協調支援型特別貸付）」との併用も可能です。その場合も、本貸付の融資残高および融資限度額は本貸付分のみで判断します。ただし、本貸付、通常の長期資金（協調支援型特別貸付）又は協調支援型特別保証制度の保証残高と合算して残高ベースで2億8,000万円（組合の場合4億8,000万円）が限度となります。
- ⑦ 融資限度額は企業（組合）単位で判定します。同一企業（組合）が複数の金融機関で申込み場合も、融資残高を合算して3,000万円までとなります。
- ⑧ 協調支援型特別保証制度所定の保証料率に対し、下表のとおり国及び県が信用保証料補助を行います。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度に係る上乗せ分の保証料、条件変更等に伴い追加で生じる保証料は対象外とします。

〔表1：申込人資格要件①－アの場合〕

保証料率区分	①	②	③	④	⑤・BSなし	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
国保証料補助	0.95%	0.87%	0.77%	0.67%	0.57%	0.50%	0.40%	0.30%	0.22%
県保証料補助	0.47%	0.43%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%
事業者負担	0.48%	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%	0.15%	0.12%

〔表2：申込人資格要件①－イの場合〕

保証料率区分	①	②	③	④	⑤・BSなし	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
国保証料補助	0.47%	0.43%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%
県保証料補助	0.47%	0.43%	0.38%	0.33%	0.28%	0.25%	0.20%	0.15%	0.11%
事業者負担	0.96%	0.89%	0.79%	0.69%	0.59%	0.50%	0.40%	0.30%	0.23%

- ⑨ 保証協会所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑩ 申込人資格要件①－イの場合、金融機関は、下記のとおり事業計画の策定支援や経営支援を継続的に行う責務があります。
- 〔協調支援型特別保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）〕
- ア 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受ける。
- イ 中小企業者等に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行う。
- ウ 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者等の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告する。
- エ 中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。
- ⑪ 取扱金融機関は、申込人である中小企業者等に対し、経営課題の解決や成長支援を目的とした非金融支援を実施してください。
- ※ 保証申込時に、保証料補助要件等確認書（様式第14号）の「4 申込企業に対して実施予定の非金融支援」欄に、予定している支援内容を記載し、申込書類に添付してください。
- ※ 非金融支援の実施は原則として、融資実行日から6か月以内に1回以上行ってください。ただし、6か月以内に本貸付を完済した場合など、やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。
- ※ 実際の支援実施時には、確認書に記載した内容に必ずしも拘る必要はなく、その時点における中小企業者等の経営状況に応じて、適切な支援を柔軟に実施してください。
- ※ 複数の金融機関から本貸付の申込みがある場合は、それぞれの金融機関において非金融支援を実施する必要があります。
- ※ 同一の金融機関において、複数回の申込みや借換えが行われる場合には、非金融支援は1回にまとめて実施して差し支えありません。ただし、保証料補助要件等確認書（様式第14号）は、申込みごとに作成・添付してください。（記載内容が重複しても問題ありません）
- ※ 非金融支援の実施状況（有無・内容・結果等）について、県や信用保証協会への報告は不要です。
- ⑫ 本貸付を実行した場合には、保証料補助要件等確認書（様式第14号）を、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せて、データで兵庫県地域経済課へご提出ください。
- ※ 本貸付は保証協会の保証が付されますが、確認書の提出は必要ですのでご注意ください。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		長期資金（経営者保証非提供促進貸付）		
目 的		「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度【国補助制度】」に対応した資金により、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を図る		
融 資 対 象 者		県内で事業を営む中小企業者等で、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件※を満たす者〔その他のポイント①〕 〔※事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件（概要）〕 次の①から⑤までのいずれにも該当する法人である中小企業者。ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は①、②及び③、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は③の申込人資格要件は問わない。 ① 保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前 2 年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が 2 年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じ提出していること ② 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと ③ 次の両方又はいずれかを満たすこと ア 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと イ 申込日の直前 2 期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと ④ 次のア及びイについて継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ア 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること イ 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと ⑤ 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること		
		一般保証については、事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金） セーフティネット（ＳＮ）保証（４号・５号）については、経営の安定に必要な事業資金（設備資金、運転資金及び借換資金）〔その他のポイント②〕		
借 換		既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能〔その他のポイント②〕		
融 資 条 件	利 率	年 1 . 9 5 %	期 間	1 0 年以内（うち据置 1 年以内）
	限 度 額	対象となる保証制度※ごとに、 1 企業・1 組合 8 , 0 0 0 万円 ※一般保証又はＳＮ保証（４号又は５号に限る）	預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度に対応（一般保証又はＳＮ保証４号・５号）		
	責任共有制度	一般保証及びＳＮ保証５号の場合：対象 ＳＮ保証４号の場合：対象外		
	保 証 料 率	事業者選択型経営者保証非提供制度の上乗せ保証料率に対し、国が保証料補助を行う〔その他のポイント③〕		
連 帯 保 証 人		不要（法人代表者も含めて不要）		

融資条件	担保	不要
	申込先	取扱金融機関
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）	
添付書類	② 事業者選択型経営者保証非提供制度所定の要件確認書兼誓約書〔その他のポイント④〕 ③ SN保証4号又は5号の認定書（SN保証4号又は5号利用の場合）〔その他のポイント⑤〕	
融資フロー	<pre> graph LR A[中小企業者] -- 申込 --> B[取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査] B -- 保証申込 --> C[保証協会 ・保証審査] C -- 保証承諾 --> B C -- 実行報告 --> D[県] </pre>	
その他のポイント	① 国の全国統一制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱い等は事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱に依拠します。事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。 ② 借換可能な既往借入金は、原則兵庫県信用保証協会の保証付融資のみとします。 ③ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱の規定に基づき、所定の信用保証料率に上乗せした信用保証料率とし、保証申込日に応じて国が信用保証料補助を行います。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。 〔事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の信用保証料及び信用保証料補助（概要）〕 ア 上記の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件③のア及びイのいずれにも該当する場合は、保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.10%※に相当する額を国が補助 イ 上記の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件③のア又はイのいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、各信用保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.10%※に相当する額を国が補助 ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05% ④ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。 ⑤ SN保証の認定は、事業所の所在する市町で受けることができます。詳細は、各市役所・町役場のSN保証担当窓口にお問い合わせください。	

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		短期資金			
目的		中小企業者が必要とする短期の一般的な運転資金を融資する			
融資対象者		県内で事業を営む中小企業者等			
資金使途		運転資金（組合等の場合、組合員への転貸資金を含む）			
借換		本貸付（県制度融資「短期資金」）からの借換資金として利用可能〔その他のポイント②〕			
融資条件	利率	年 1 . 7 0 %（固定）		期間	1 年以内
	限度額	1 企業・1 組合 3 , 0 0 0 万円 〔その他のポイント①〕		預託	あり
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	責任共有制度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保証料率	保証協会所定の保証料率			
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（信用保証を付さない場合）				
添付書類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 申込→ 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ←実行 保証申込→ 保証協会 ・保証審査 実行報告→ 県 ←保証承諾 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント④〕				
その他のポイント	① 融資限度額は、他の資金とは異なり、1 年度内の本資金の融資残高の限度とします。したがって、融資実行日の属する年度内に既に本資金の融資を受け、その融資残高がある場合は、限度額から融資残高を引いた額までしか融資できません。他方、1 年度内の累計の融資実行額に限度はありません。また、年度が替われば限度額の計算上、融資残高はリセットされます。 ② ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けた短期資金からのみ借換が可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合もあります） なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ③ 返済方法は取扱金融機関の定めによるものとします。（一括返済も可能です） ④ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）				

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		特別小規模貸付			
目的		小口零細企業保証制度に対応し、小規模事業者が必要とする一般的な資金を100%保証（責任共有制度対象外）で融資する			
融資対象者		県内で事業を営む者、又は県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者で、小口零細企業保証制度の保証対象者の要件※を満たすもの [その他のポイント①]			
		[※小口零細企業保証制度の保証対象者の要件（概要）] 次の①から③のいずれかに該当し、かつ④に該当する者			
		① 常時使用する従業員数が次の人数以下の会社及び個人 [その他のポイント②③]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）		5人以下	
		② 常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等） [その他のポイント②③]			
		③ その他、小口零細企業保証制度要綱に保証対象者として掲げられる組合等			
		④ 保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること			
資金使途		設備資金及び運転資金			
借換		県制度融資等の「特別小規模貸付」その他の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント④]			
融資条件	利率	年1.65%（固定）		期間	7年以内（うち据置6か月以内）
	限度額	1企業・1組合 2,000万円 （既存の協会保証残高と合算で2,000万円が限度となります）		預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	小口零細企業保証制度に対応			
	責任共有制度	対象外			
	保証料率	保証協会所定の保証料率 [その他のポイント⑤]			
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会の定めによる			
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会				
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添付書類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 ← 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 → 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 → 実行報告 県				

- ① 国の全国統一制度である小口零細企業保証制度を利用する者を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いの小口零細企業保証制度要綱に依拠します。小口零細企業保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。
- ② 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。
- ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。
 - イ 会社役員は、含みません。
 - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。
 - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。
 - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。
 - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）
- ③ NPO法人は利用できません。（ただし、医業を主たる事業とするNPO法人は利用可能です）
- ④ 小規模資金とは、下表の資金をいいます。ただし、本貸付は責任共有制度の対象外である小口零細企業保証制度の利用を前提としているため、下表に該当する既往借入金のうち、責任共有制度対象外保証を付したもののからの借り換えにのみ利用可能となります。

区 分	資 金 名
兵庫県中小企業融資制度	特別小規模貸付、小規模無担保貸付、無担保無保証人貸付、こうべおうえん、こうべ小規模、こうべ無担保
平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度	小規模企業おうえん融資、無担保無保証人融資、小規模事業資金融資

なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

- ⑤ 商工会議所・商工会の推薦を受けることにより信用保証料0.1%の割引を受けられることがあります。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		小規模無担保貸付			
目 的		小規模事業者が必要とする一般的な事業資金を無担保で融資する (特別小規模貸付の融資限度額を超える資金需要に対応)			
融 資 対 象 者		県内で事業を営む、又は県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする中小企業者等で、常時使用する従業員数が次の人数以下のもの [その他のポイント①]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業※		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く※）		5 人以下	
		※ただし、会社・個人以外の中小企業者等（組合等）の場合、宿泊業・娯楽業も 5 人以下となります			
資金使途		設備資金及び運転資金			
借 換		県制度融資等の「小規模無担保貸付」その他の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 8 5 %（固定）		期 間	7 年以内（うち据置 6 か月以内）
	限 度 額	1 企業・1 組合 2 , 5 0 0 万円 （既存の協会保証残高と合算で4,500 万円が限度となります）		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保 証 料 率	保証協会所定の保証料率			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	不要 [その他のポイント③]			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第 1 号）				
添付書類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 ← 実行 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 ← 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 県				
その他のポイント	① 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。 ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。 イ 会社役員は、含みません。 ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。 エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に 1 ～ 3 か月雇用する場合）は含みません。 オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。 カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）				

② 小規模資金とは、下表の資金をいいます。

区 分	資 金 名
兵庫県中小企業融資制度	特別小規模貸付、小規模無担保貸付、無担保無保証人貸付、こうべおうえん、こうべ小規模、こうべ無担保
平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度	小規模企業おうえん融資、無担保無保証人融資、小規模事業資金融資

なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

③ 申込額全額が無担保で利用できない場合がありますのでご注意ください。また、経営者保証を不要とする場合など、保証協会が特に必要と認める場合で、中小企業者等が希望する場合は、担保を付して利用することも可能です。

ご 利 用 の 手 引 き

資金名		経営活性化資金			
目的		短期間の審査かつ担保を不要とする融資により、中小企業者の資金調達の円滑化を図る [その他のポイント①]			
融資対象者		次の①から③の全てに該当する中小企業者 [その他のポイント②] ① 県内で1年以上同一事業を営む者 [その他のポイント③] ② 取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者 [その他のポイント④] ③ 直近期の決算書が提出可能な者。ただし、個人事業主については青色申告を行っている者			
資金使途		設備資金及び運転資金			
借換		県制度融資の経営活性化資金（経営活性化資金（コロナ対応）を含む）からの借換資金として利用可能 [その他のポイント⑤]			
融資条件	利率	金融機関所定金利		期間	設備 7年以内（うち据置1年以内） 運転・借換 5年以内（うち据置6か月以内） [その他のポイント⑥]
	限度額	設備 5,000万円 運転・借換 3,000万円 かつ、この資金の融資申込額を含めた総保証残高が直近決算書の年商の2分の1以内 [その他のポイント⑥⑦]		預託	なし
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける			
	責任共有制度	対象			
	保証料率	保証協会所定の保証料率			
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担保	不要			
	申込先	取扱金融機関 [その他のポイント⑧]			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添付書類	② 保証協会所定の「経営活性化資金」事前相談書 ③ 保証協会所定の「経営活性化資金」事前相談回答書 ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 申込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 事前相談 事前回答 保証申込 保証承諾 保証協会 ・保証審査 実行報告 県 実行				
その他のポイント	① 保証協会への事前相談から事前相談回答までを概ね3営業日以内とした迅速審査で融資実行します。 ② 本資金の融資対象者は、法人及び青色申告を行っている個人事業主です。ただし、組合、NPO法人、社会福祉法人はご利用できません。				

- ③ 「1年以上同一事業を営む」とは、原則として日本標準産業分類の小分類が同じ業種に属する事業を1年以上継続して行っている場合をいいます。

事業歴の起算は、許認可を要する業種にあっては、当該許認可取得日からとします。また、その他の業種にあっては、税務署へ開業届が出されているときは、届に記載されている日から、開業届が出されていないときは、領収書、納品書等裏付けとなる資料により、営業開始の事実が客観的に明らかになる日からとします。

その他、事業歴の計算方法は下記のとおりとします。

ア 法人を解散し、代表者が個人でその事業を継続した場合は、個人で事業を開始した日から起算します。

イ 個人から法人成りした場合、代表者が同一であり、実質的に同一事業の継続と認められる場合は、事業歴を通算できることとします。旧個人事業主が死亡、老齢、傷病により親子、夫婦、兄弟が代表者となった場合も同様です。

ウ 事業の休止期間は事業歴に通算されません。（休止前と、休止後の期間を通算します）

- ④ 「与信取引」とは、事業に係る貸付、手形割引、当座貸越等をいい、住宅ローン、消費者ローン等は含みません。（1年以上の与信取引に該当するかどうか不明な場合は、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください）

- ⑤ 追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

- ⑥ 設備資金と運転・借換資金を併用して申し込む場合は、限度額は5,000万円、融資期間は7年以内（うち据置1年以内）となります。

- ⑦ ただし、本資金の融資残高と合算で5,000万円（運転資金のみの場合3,000万円）が限度となります。

- ⑧ 資金は、制度融資の取扱金融機関のうち、保証協会と本資金に係る覚書を締結している下記の金融機関でお申込みいただけます。

〔経営活性化資金取扱金融機関（順不同）〕

銀 行	三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬、池田泉州、関西みらい、山陰合同、四国、阿波、京都、みなと、トマト、徳島大正
信用金庫	神戸、日新、中兵庫、播州、兵庫、西兵庫、姫路、尼崎、但馬、但陽、淡路、京都北都、大阪、大阪シティ
信用組合	兵庫県、淡陽、近畿産業

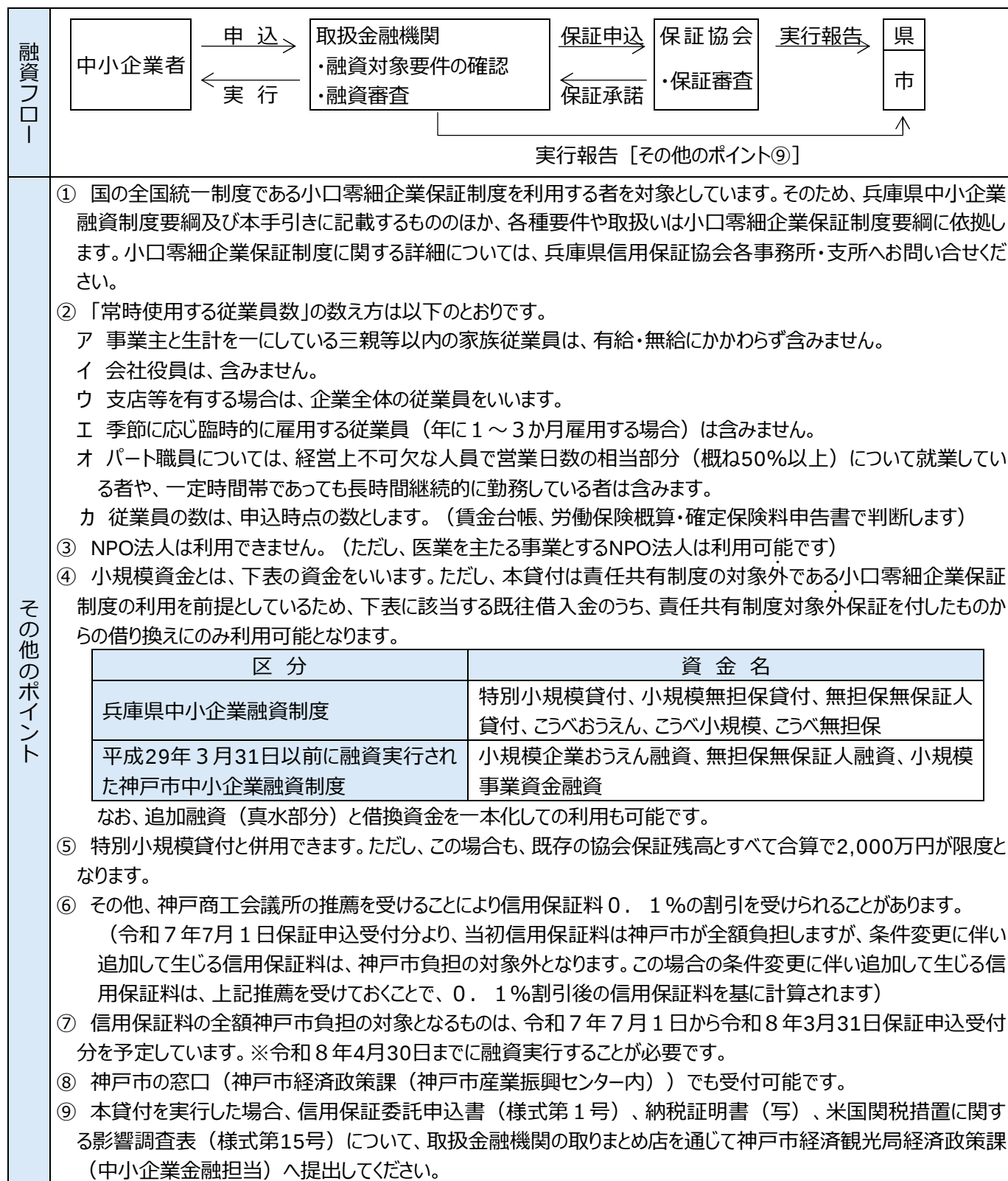
ご 利 用 の 手 引 き

資金名		こうべ創業支援貸付			
目的		新規開業し間もない神戸市内の小規模事業者に必要な事業資金を100%保証（責任共有制度対象外）で供給し、経営の改善と事業の振興に資する【※信用保証料の全額を神戸市が負担】			
融資対象者		神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、次のいずれにも該当する者			
		① 常時使用する従業員数が次の人数以下の者			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） サービス業のうち、宿泊業・娯楽業		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）		5人以下	
		② 事業を営んでいない者が事業を開始して5年未満の者 【その他のポイント①②③】			
資金使途		設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。			
借換		既往融資の借り換えには利用不可			
融資条件	利率	年1.65%（固定）		期間	7年以内（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内）
	限度額	1企業400万円		預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	創業関連保証に対応【その他のポイント④】			
	責任共有制度	対象外			
	保証料率	信用保証料の全額を神戸市が負担			
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会の定めによる			
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市【その他のポイント⑤】				
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添付書類	② 申込日時時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書				
	③ 神戸市進出事業計画書（様式第9号）（神戸市外からの進出の場合）				
	④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 → 申込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実行 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 ← 実行報告 → 県市 ↑ 実行報告【その他のポイント⑥】				
その他のポイント	① 現に事業を営んでいる中小企業者を対象としており、事業未着手の場合は利用できません。なお、事業の開始とは、土地・店舗の賃貸契約、什器・設備・仕入商品の注文、法人の場合の設立登記等をいいます。				

その他のポイント	② 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。 - ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。 - イ 会社役員は、含みません。 - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。 - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。 - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。 - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します） ③ NPO法人は利用できません。 ④ 国の全国統一制度である創業関連保証を利用する中小企業者を対象としています。 ⑤ 神戸市の窓口（神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内））でも受付可能です。 ⑥ 本貸付を実行した場合、信用保証委託申込書（様式第1号）、納税証明書（写）について、取扱金融機関の取りまとめ店を通じて神戸市経済観光局経済政策課（中小企業金融担当）へ提出してください。
----------	---

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		特別小規模貸付－こうべおうえん【令和7年7月より制度変更】			
目 的		小口零細企業保証制度に対応し、神戸市内の小規模事業者が必要とする一般的な事業資金を100%保証（責任共有制度対象外）で供給し、経営の改善と事業の振興に資する [※信用保証料の全額を神戸市が負担]			
融 資 対 象 者		神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、小口零細企業保証制度の保証対象者の要件※を満たすもの [その他のポイント①]			
		[※小口零細企業保証制度の保証対象者の要件（概要）] 次の①から③のいずれかに該当し、かつ④に該当する者			
		① 常時使用する従業員数が次の人数以下の会社及び個人 [その他のポイント②③]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）		5人以下	
		② 常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等） [その他のポイント②③]			
		③ その他、小口零細企業保証制度要綱に保証対象者として掲げられる組合等			
		④ 保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること			
資金使途		設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。			
借 換		県制度融資等の「特別小規模貸付-こうべおうえん」その他の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント④]			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 6 5 %（固定）		期 間	7年以内（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内）
	限 度 額	1企業・1組合 1,000万円 （既存の協会保証残高と合算で2,000万円が限度となります） [その他のポイント⑤]		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	小口零細企業保証制度に対応			
	責 任 共 有 制 度	対象外			
	保 証 料 率	信用保証料の全額を神戸市が負担 [その他のポイント⑥⑦]			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市 [その他のポイント⑧]				
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添 付 書 類	② 申込日時時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書				
	③ 神戸市進出事業計画書（様式第9号）（神戸市外からの進出の場合）				
	④ 米国関税措置に関する影響調査表（様式第15号）				
	⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				



ご 利 用 の 手 引 き

資金名		こうべ躍進			
目的		既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野への事業展開、ＩＣＴなどの導入による経営の効率化等により、市内小規模事業者の稼ぐ力の強化を支援する [※信用保証料の2分の1を神戸市が負担]			
融資対象者		神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、次のいずれにも該当する者			
		① 常時使用する従業員数が次の人数以下の者 [その他のポイント①]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業※		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く※）		5人以下	
		※ただし、会社・個人以外の中小企業者等（組合等）の場合、宿泊業・娯楽業も5人以下となります			
		② 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への取り組み、又はＩＣＴなどの導入による経営の効率化等により、融資実行後概ね2年以内に売上、又は利益の増加が見込まれる者 [その他のポイント②③]			
資金使途		設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。			
借換		既往融資の借り換えには利用不可			
融資条件	利率	年1.55%（固定）		期間	7年以内（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内）
	限度額	1企業・1組合 400万円		預託	あり
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	責任共有制度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保証料率	信用保証料の2分の1を神戸市が負担			
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市 [その他のポイント④]			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添付書類	② 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書 ③ こうべ躍進事業計画書（様式第10号） ④ 神戸市進出事業計画書（様式第9号）（神戸市外からの進出の場合） ⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融資フロー	中小企業者 申込 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 保証申込 保証協会 ・保証審査 実行報告 県市 実行 保証承諾 実行報告 [その他のポイント⑤⑥]				

- ② 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。
- ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。
 - イ 会社役員は、含みません。
 - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。
 - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。
 - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。
 - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）
- ② 新分野事業に進出する場合については、客観的にみて、融資実行時点で新分野進出事業に着手していると判断できることが必要です。
- ③ 海外事業展開に取り組む場合で県内において事業を継続する見通しが無い場合は、当資金を利用することができません。
- ④ 神戸市の窓口（神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内））でも受付可能です。
- ⑤ 保証協会の保証を付して本貸付を実行した場合、信用保証委託申込書（様式第1号）、こうべ躍進事業計画書（様式第10号）及び納税証明書（写）について、取扱金融機関の取りまとめ店を通じて神戸市経済観光局経済政策課（中小企業金融担当）へ提出してください。
- ⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）、納税証明書、こうべ躍進事業計画書（様式第10号）及び神戸市進出事業計画書（様式第9号）（神戸市外からの進出の場合のみ）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで兵庫県地域経済課へ送付ください。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		小規模無担保貸付－こうべ小規模			
目 的		神戸市内の小規模事業者が必要とする一般的な事業資金を供給し、経営の改善と事業の振興に資する（こうべおうえんの融資限度額を超える資金需要に対応） [※信用保証料の2分の1を神戸市が負担]			
融 資 対 象 者		神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、常時使用する従業員数が次の人数以下の者 [その他のポイント①]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業※		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く※）		5人以下	
		※ただし、会社・個人以外の中小企業者等（組合等）の場合、宿泊業・娯楽業も5人以下となります			
資金使途		設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。			
借 換		県制度融資等の「小規模無担保貸付-こうべ小規模」その他の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 8 5 %（固定）		期 間	7年以内（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内）
	限 度 額	1企業・1組合 400万円		預 託	あり
	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）			
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）			
	保 証 料 率	信用保証料の2分の1を神戸市が負担			
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる			
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市 [その他のポイント③]			
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）				
添 付 書 類	② 申込日時時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書 ③ 神戸市進出事業計画書（様式第9号）（神戸市外からの進出の場合） ④ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 実行 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 ← 実行報告 → 県 市 ↑ 実行報告 [その他のポイント④⑤]				

- ① 「常時使用する従業員数」の数は以下のとおりです。
- ア 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。
 - イ 会社役員は、含みません。
 - ウ 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。
 - エ 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。
 - オ パート職員については、経営上不可欠な人員で営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。
 - カ 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）
- ② 小規模資金とは、下表の資金をいいます。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けた小規模資金からのみ借り換えが可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合があります）

区 分	資 金 名
兵庫県中小企業融資制度	特別小規模貸付、小規模無担保貸付、無担保無保証人貸付、こうべおうえん、こうべ小規模、こうべ無担保
平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度	小規模企業おうえん融資、無担保無保証人融資、小規模事業資金融資

なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。

- ③ 神戸市の窓口（神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内））でも受付可能です。
- ④ 保証協会の保証を付して本貸付を実行した場合、信用保証委託申込書（様式第1号）、納税証明書（写）について、取扱金融機関の取りまとめ店を通じて神戸市経済観光局経済政策課（中小企業金融担当）へ提出してください。
- ⑤ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）、納税証明書及び神戸市進出事業計画書（様式第9号、神戸市外からの進出の場合のみ）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで兵庫県地域経済課へ送付ください。

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		こうべ季節貸付		
目 的		資金需要期に、神戸市内の中小企業者及び協同組合等の金融の円滑化を図る		
融 資 対 象 者		神戸市に主たる事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者		
資金使途		運転資金（組合転貸を含む）		
借 換		本貸付（こうべ季節貸付）からの借換資金として利用可能〔その他のポイント①〕		
	利 率	別途定める	期 間	6か月以内〔その他のポイント③〕
	限 度 額	1企業 4, 0 0 0万円 1組合 6, 0 0 0万円 （組合転貸は1企業4, 0 0 0万円） 〔その他のポイント②〕	預 託	あり
融 資 条 件	信 用 保 証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	責 任 共 有 制 度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保 証 料 率	保証協会所定の保証料率		
	連 帯 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担 保	保証協会又は金融機関の定めによる		
	申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会、神戸市〔その他のポイント④〕		
	受 付 期 間	別途定める〔その他のポイント⑤〕		
申 込 書 類	（信用保証を付す場合） ① 信用保証委託申込書（様式第1号） （信用保証を付さない場合） ① 組合転貸以外の場合－兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号） ① 組合転貸の場合－こうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書（様式第11号）			
添 付 書 類	② 申込日時時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書 ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融 資 フ ロ ー	中小企業者 → 申込 → 取扱金融機関 ・融資対象要件の確認 ・融資審査 ← 保証申込 → 保証協会 ・保証審査 ← 保証承諾 → 県 ← 実行報告 → 【信用保証を付さない場合】実行報告〔その他のポイント⑥〕			
そ の 他 の ポ イ ン ト	① 保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けたこうべ季節貸付からのみ借換が可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合もあります） なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。 ② 上記限度額は、受付期間ごとの限度額です。ただし、本貸付に係る保証付融資残高が既にある場合は、限度額から残高を引いた額までしか融資できません。 ③ 6か月とは、融資実行日の6か月後の応当日までをいいます。 ④ 神戸市の窓口（神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内））でも受付可能です。 ⑤ 具体的な受付期間は別途定めます。			

- ⑥ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）又はこうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書（様式第11号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県及び市への報告・送付は不要です）
- ⑦ 返済方法は取扱金融機関の定めによるものとします。（一括での返済も可能です）

協会 使用 欄	受付印	制	度	特例	經由

信用保証委託申込書

經由機関名		
受付日	・	受付番号

令和 年 月 日
西暦
(どちらかに○をしてください)

兵庫県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

申 込 人	フリガナ			本 社 ま た は 住 所	〒		TEL () -				
	法 人 名				フリガナ						
	フリガナ			営 業 所 ま た は 工 場 等	〒		TEL () -				
	氏 名 ま た は 代 表 者 名				フリガナ						
	1 男 2 女										
	フリガナ										
	商 号 (個人の方のみ記入)										
	組 織	1 個人 2 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人									
	資 本 金			従 業 員	常用(役員・家族除く)	名	生 年 月 日	西 暦 明 大 昭 平 令			
	後 継 者	1 無 2 有			常用(役員・家族)	名	ま た は				
業 種	(主たる業種) (従たる業種)					取 扱 品 目	%				
会計処理	1 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参与設置 (個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無					1 無 2 有					
許認可等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)										

申 込 内 容	金融機関	(本・支店)				期 間 ま た は 期 日	年 月 日	返 済	1 一括	
	借入金額 (極度額)					資 金 使 途	1 運転資金	千円	保 証 料	1 無
	調達方法	本 件 千円 他 借 入 千円 自己資金 千円 そ の 他 千円 合 計 千円				必 要 由	※本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません			
	2 設備資金					千円	保 証 料 分 希 望	2 有		

業 況 等	最 近 12 か 月 の 売 上	千円	千円	千円	申 込 時 ・ 金 高 納 税 状 況	(預 金)	千円
	千円	千円	千円	(借入金)		千円	
	千円	千円	千円	※ 非事業性の借入金は除きます。			
	千円	千円	千円	1 滞納なし 2 滞納あり			

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。

他 協 会 の 保 証 利 用	1 無 2 有 (信用保証協会) (信用保証協会)
--------------------	----------------------------------

団信加入希望	保証協会団体信用生命保険(略称「保証協会団信」) 加入希望の有無 1 無 2 有
--------	---

※ 「保証協会団信」の加入の有無と、保証の諾否・金額査定はまったく関係ありません。

保証人等明細

令和
西暦

年 月 日

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
	1 男 2 女 (才)	西 暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ TEL () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	土地 m ² 建物 m ²
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
	1 男 2 女 (才)	西 暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ TEL () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	土地 m ² 建物 m ²
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申 込 人 関 係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 法 人 名	フリガナ	生 年 月 日 ま た は 設 立 年 月 日
	1 男 2 女 (才)	西 暦 明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	〒 []-[] フリガナ TEL () -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	土地 m ² 建物 m ²
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

申 込 人（ 企 業 ） 概 要

令和
西暦

年 月 日

※前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です（初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください）。

申 込 人 （ 企 業 ） の 概 要	創業年月（開業）	西暦	1	明治前	2	明	3	大	4	昭	5	平	6	令					年				月				
	申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等																										

経 営 者 略 歴	生年月日	西暦	1	明	2	大	3	昭	4	平	5	令					年				月					日

特 許	特許保有	1	無	2	有	認 証 ・ 資 格	認証または申込人国家資格
	登録番号 (内容)						

取 引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形 電債 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形 電債 (%)	支払サイト (日)

所有不動産有無		1	無	2	有
---------	--	---	---	---	---

所 有 不 動 産 概 要	種 類	所在地	名義人	土 地		建 物	時 価
				自己所有	借 地		
	本 社			m ²	m ²	m ²	百万円
	営 業 所						
	工 場・店 舗						
	自 宅						
	そ の 他						
						時価合計	百万円
						債務(借入)合計	百万円

様式第2号（表）

兵庫県中小企業融資申込書（保証なし）

希望資金名（番号及び記号に○印をつけてください）

1 新分野進出資金 ア 事業応援貸付 イ 事業応援貸付 （SDGs支援貸付） ウ 事業承継支援貸付	3 経営安定資金 ア 経営円滑化貸付 イ 経営円滑化貸付 （米国関税措置対策） ウ 経営円滑化貸付（災害対応貸付）	5 長期資金
2 設備投資資金 ア 設備投資促進貸付	4 借換資金 ア 借換等貸付	6 短期資金
		7 神戸市独自資金 ア こうべ躍進 イ 小規模無担保貸付 ー こうべ小規模 ウ こうべ季節貸付
(資金名)		

※ 今後、名称変更や新設した資金については、上記空欄に記入願います。
※ この申込書及び提出書類に記入された内容は、融資制度の利用状況の確認、制度設計や制度運用等のために利用します。

兵庫県知事 様

令和 年 月 日

住 所 電話 () -

事業所所在地 電話 () -

電子メール

(フリガナ)
企業名 (商号)

(フリガナ)
代表者名

申 込 人 記 入 欄	業種	従業員数 人 (内家族従業員数) 人	希望金融機関名 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫 農業協同組合 支店		
	資本金 (元入金) 千円	営業年数 年 月	申込金額 千円	借入希望期間 年 月	返済方法 (○で記入) 分割 ・ 一括
	資金使途の概要 設備資金 運転資金		所要資金 (千円)		必要とする理由

金 融 機 関 記 入 欄	金融機関名	融資実行日 年 月 日	融資額 ① 千円
	融資期間 年 月 日～ 年 月 日 (年 月)	融資利率 年 %	
	返済条件 年 月 日を第1回目として、以後毎月 日に 千円を返済し、 残額期日返済とする。 ② 毎回返済額(計) 千円 ③ 期日返済額 千円 (※②毎回返済額 + ③期日返済額 = ①融資額)		

ご注意：裏面をよくお読みのうえ、お申し込みください。

記入事項に偽りがあった場合は融資をおこなうことがありません。

融資希望者が次に該当する場合は、兵庫県中小企業融資制度を利用することができません。

- 1 保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき、及び代位弁済中であるとき。
- 2 1 の連帯保証人となっているとき。
- 3 金融機関から融資を受け、その返済が延滞しているとき。
- 4 不渡手形を出し、その買戻しがされていないとき、又は金融機関との取引が停止されているとき。
- 5 他債務のために法的措置をうけているとき。
- 6 事業の形態、実績などからみて事業所と認めがたいとき。
- 7 資金が融資対象事業に直接利用されないと認められるとき。
- 8 同一家族の者が重複利用していると認められるとき。
- 9 返済能力がないと認められるとき。
- 10 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていないとき、又は登録済及び届出済でないとき。
- 11 融資申込者と連帯保証人が相保証となっているとき。
- 12 暴力団員等反社会的勢力と認められるとき。

事業応援貸付事業計画書

令和 年 月 日

所在地（住所）

企業名

代表者名

1 事業の内容

(1) 現在行っている事業内容

(2) 融資を受けて行おうとする各種取り組み（当てはまるものを丸で囲む（複数選択可））

・既存事業の深化 ・新技術、新製品の開発 ・新分野への進出 ・海外事業展開

(3) 上記(2)の取り組みの具体的な内容

(4) 上記(2)(3)の取り組みを実施する理由

(5) 上記(2)(3)の取り組みに必要な資金の内容（今回の融資の資金使途）

(6) 上記(2)(3)の取り組みにより期待できる効果（売上高等の増加にどのようなつながるか）

（単位：千円）

	前期（直近の決算）	今 期	翌 期	翌々期
売 上 高				
経 常 利 益				
当 期 利 益				

※「経営革新計画」の承認を受けた場合は、記載不要

(7) 〔県外からの進出の場合のみ記載〕

進出予定の県内の事業所所在地 _____

県内での事業開始時期 ____年____月____日

2 資金計画

〔取扱金融機関名（支店名）： _____〕 （単位：千円）

所 要 金 額		調 達 方 法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他()	
合 計		合 計	

事業承継支援貸付事業計画書

令和 年 月 日

所在地（住所）
企 業 名
代 表 者 名

1 事業の内容

(1) 現在行っている事業内容

(2) 事業承継の（予定）時期

年 月 日

(3) 事業承継の具体的内容

(4) 事業承継する理由

(5) 事業承継することによって期待できる効果

2 資金計画

〔取扱金融機関名（支店名）： 〕 (単位：千円)

所要金額		調達方法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他()	
合 計		合 計	

設備投資促進貸付事業計画書

(設備の新設・更新、BCPに基づく防災関連対策を行う者)

令和 年 月 日

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

1 事業の内容

(1) 現在行っている事業内容

(2) 融資を受けて行おうとする設備投資(当てはまるものを丸で囲む(複数選択可))

機械設備の新設 (・新製品の生産 ・新規事業への進出 ・生産能力向上 ・その他)

既存施設の更新 (・事業の効率化、改善 ・事業の継続 ・その他)

(3) 上記(2)の設備投資の具体的内容

(4) 上記(2)(3)の設備投資を実施する理由

(5) 上記(2)(3)の設備投資を実施することによって期待できる効果

(6) [県外からの進出の場合のみ記載]

進出予定の県内の事業所所在地 _____

県内での事業開始時期 _____年____月____日

2 所要資金及び調達方法

(単位: 千円)

所 要 金 額			調 達 方 法	
内 訳		金 額	内 容	金 額
設備 資金			借入金	今回融資申込額
				その他金融機関
				その他
運転 資金			自 己 資 金	
合 計			合 計	

(注) できるだけ詳しく具体的に記入してください。

3 策定している事業継続計画(BCP)の種類 ※BCPに基づく防災関連対策の場合のみ記載
(該当する番号に○印を付けてください)

- (1) 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP
- (2) 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」
- (3) 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP
- (4) 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP
- (5) 兵庫県の実施するBCP・BCM支援プログラムによる支援を受け策定したBCP

設備投資促進貸付事業計画書

(重点立地促進事業を行う者)

令和 年 月 日

所在地 (住所)
企 業 名
代 表 者 名

電話 () -

1 現在の事業内容

所 在 地		事業開始年月日：	年 月 日
業 種 名		資本金：	万円 従業員数： 人
事 業 内 容			

※新設法人の場合も記入願います。

2 融資を受けて行おうとする事業の分野 (該当する番号を○で囲むこと)

①-(1)次世代エネルギー、①-(2)蓄電池、①-(3)環境、②航空、③ロボット、④健康医療、⑤半導体

3 進出 (予定) 事業内容

事業所所在地		事業開始(預)時期：	年 月 日
		進出地での常用雇用者：	人
今回の投資額 (土地、建物、設備)	百万円		
事 業 内 容			
進出する理由・期待できる効果			

※ 融資対象要件として、一定以上の常用雇用者数が必要

4 資金計画 (今回の投資に係るもの)

[取扱金融機関名・支店名：] (単位：千円)

所 要 金 額		調 達 方 法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他 ()	
合 計		合 計	

経営円滑化貸付売上高減少要件確認書

令和 年 月 日

(金融機関名)

様

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

当社は、売上高の減少により経営の安定に支障を生じていますので、その確認をお願いします。

1 売上高の状況

最近3か月間の売上高（合計額）	左記の期間に対応する 前年の3か月間の売上高（合計額）
令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月～令和 年 月
千円（A）	千円（B）

2 売上高の減少状況（内容を記入してください）

$$(B-A) \div B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \geq 5\%$$

.....

確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

(確認者)

金融機関名 _____ (_____ 本・支店)

代表者職・氏名 _____ (押印不要)

経営円滑化貸付売上高減少要件確認書

(創業後1年3か月未満)

令和 年 月 日

(金融機関名)

様

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

当社は、売上高の減少により経営の安定に支障を生じていますので、その確認をお願いします。

1 創業(事業開始)年月日 令和 年 月 日

2 売上高の状況

最近1か月間の売上高	左記の直前3か月間の月平均売上高
令和 年 月～令和 年 月	令和 年 月～令和 年 月
千円(A)	千円(B)

3 売上高の減少状況(内容を記入してください)

$$(B-A) \div B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \geq 5\%$$

確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

(確認者)

金 融 機 関 名 _____ (_____ 本・支店)

代表者職・氏名 _____ (押印不要)

経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書

令和 年 月 日

(金融機関名)

様

所在地(住所)

企 業 名

代 表 者 名

当社は下記のとおり、米国の関税措置の影響により売上高が減少し、経営の安定に支障が生じていますので、その確認をお願いします。

1 事業内容（できるだけ具体的に記入ください）

(1)	業 種	
(2)	事 業 内 容	
(3)	主要販売先・顧客	

2 米国関税措置による影響

売上高の減少が米国の関税措置の影響によるものであることが分かるように、米国の関税措置が事業に与える影響を具体的に記入ください。

--

3 売上高の状況

最近 1 か月間の売上高	左記の期間に対応する前年の 1 か月間の売上高
令和 年 月	令和 年 月
千円 (A)	千円 (B)

4 売上高の減少状況（内容を記入してください）

$$(B-A) \div B \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \geq 5\%$$

.....

確 認 書

上記の内容が事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

(確認者)

金 融 機 関 名 _____ (_____ 本・支店)

代表者職・氏名 _____ (押印不要)

神戸市進出事業計画書

令和 年 月 日

所在地
 企業名
 代表者名
 電話番号 () -

1. 利用融資名 [

]

2. これまでの事業内容

市外所在地			事業開始年月日：	年	月	日
業種		資本金：	円	従業員：	人	
事業内容						

3. 進出（予定）事業内容

事業所所在地			事業開始(予定)時期：	年	月	日
業種						
今回の投資額			進出地での常用雇用者：	人		
事業内容						
進出する理由・期待できる効果						

4. 必要な資金及び調達方法((A)=(B)) (今回の融資に係るもの)

(単位：千円)

必 要 な 資 金			調 達 方 法		
内 容		金 額	内 容		金 額
設 備			借 入 金	本融資申込額	
				その他の借入金	
運 転			自 己 資 金		
			そ の 他		
合 計 (A)			合 計 (B)		

※市外から進出し、これから事業を営もうとする場合は、設備資金のみを対象とする。

こ う べ 躍 進 事 業 計 画 書

令和 年 月 日

所在地（住所）
企 業 名
代 表 者 名

1 事業の内容

(1) 現在行っている事業内容

(2) 融資を受けて行おうとする各種取り組み（当てはまるものを丸で囲む（複数選択可））

- ・既存事業の深化 ・新技術、新製品の開発 ・新分野への進出 ・海外事業展開
- ・ I C T などの導入による経営の効率化

(3) 上記(2)の取り組みの具体的な内容

(4) 上記(2)(3)の取り組みを実施する理由

(5) 上記(2)(3)の取り組みに必要な資金の内容（今回の融資の資金使途）

(6) 上記(2)(3)の取り組みにより期待できる効果（売上高又は利益の増加にどのようなつながるか）

〔 〕

(単位：千円)

	前期（直近の決算）	今 期	翌 期	翌々期
売 上 高				
経 常 利 益				
当 期 利 益				

2 資金計画

〔取扱金融機関名（支店名）： 〕 (単位：千円)

所 要 金 額		調 達 方 法	
内 容	金 額	内 容	金 額
		借入金	今回融資申込額
			その他金融機関
		自 己 資 金	
		その他()	
合 計		合 計	

受付番号

こうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書

兵庫県知事 様

令和 年 月 日

所在地（住所）

組 合 名

代表者名

電 話 （ ） ー

電子メール

申込 人 記 入 欄	希望金融機関名		申 込 金 額	千 円
	業 種		借入希望期間	か 月
	設 立 年 月 日	年 月 日		
	組 合 出 資 金	千 円	組 合 員 数	人
	資 金 使 途	転貸組合員数 _____ 人		
金融 機 関 記 入 欄	金 融 機 関 名		貸 付 額	千円
	貸 付 期 間	令和 年 月 日～ (か月) 令和 年 月 日	貸 付 利 率	年 %
	返 済 方 法		信 用 保 証	有 無
	転貸組合員数	人	既 取 引	有 無

（注）裏面に転貸先組合員名及び希望額を記載すること。

(裏)

転 貸 明 細			
転貸先組合員名	希望額	転貸先組合員名	希望額
	千円		千円

(注) 金融機関は、希望額と相違する貸付を行ったときは朱書により訂正を行うものとする。

兵庫県中小企業融資制度保証付融資状況報告書

令和 年 月末現在

(単位：千円、%)

			申込累計		保証承諾 累計		今回融資 実行		融資累計		保証融資 貸付残高(A)		代位弁済 (B)		(B)/(A)	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業展開融資	新分野 進出資金	事業応援貸付														
		事業応援貸付 (SDGs支援貸付)														
		事業承継支援貸付														
	設備投資 資金	設備投資促進貸付														
	開業資金	新規開業貸付(経営者保証免除除く)														
		新規開業貸付(経営者保証免除)														
	事業展開融資 小計															
経営安定融資	経営安定 資金	経営円滑化貸付 (災害を除くSN保証)														
		経営円滑化貸付 (米国関税措置対策)														
		経営円滑化貸付 (連鎖倒産防止)														
		経営円滑化貸付 (災害)														
		経営円滑化貸付 (SN、米国関税措置対策、災害、連鎖倒産 防止除く)														
		経営力強化貸付														
		経営力強化貸付 (米国関税措置対策)														
		企業再生貸付														
		企業再生貸付 (経営改善・再生支援強化型)														
	借換資金	借換等貸付														
		借換等貸付 (プロパー借換貸付)														
	神戸市 独自	こうべ経済変動対策貸付														
	経営安定融資 小計															
一般事業融資	長期資金	一般運転														
		協調支援型特別貸付														
		協調支援型特別貸付 (米国関税措置対策)														
		経営者保証非提供促進貸付														
	短期資金	一般貸付														
	小規模資金	小規模無担保貸付														
		特別小規模貸付														
	経営活性化資金															
	神戸市 独自	特別小規模貸付ーこうべおうえん														
		こうべ創業支援貸付														
		こうべ躍進														
		小規模無担保貸付ーこうべ小規模														
		こうべ季節貸付 (夏季)														
		こうべ季節貸付 (冬季)														
		こうべ季節貸付 (年度末)														
	一般事業融資 小計															
合計																

兵庫県中小企業融資制度融資実行 (保証なし) 報告書

令和 年 月 日

兵庫県産業労働部長 様

金融機関名

(令和 年 月末現在)

(単位: 千円)

区 分 資 金 別			令和7年度 融資実績					
			前回報告累計		今回報告		合 計	
			件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
事業展開融資	新分野 進出 資金	事 業 応 援 貸 付						
		事 業 応 援 貸 付 （SDGs支援貸付）						
		事 業 承 継 支 援 貸 付						
	設 投 資 備 資 金	設 備 投 資 促 進 貸 付						
	小 計							
経営安定融資	経営安定 資金	経 営 円 滑 化 貸 付						
		経 営 円 滑 化 貸 付 （米国関税措置対策）						
		経営円滑化貸付（災害）						
	借 換 資 金	借 換 等 貸 付						
	小 計							
一般事業融資	長 期 資 金							
	短 期 資 金							
	小 計							
神戸市独自資金	こ う べ 躍 進							
	小規模無担保貸付 ーこうべ小規模							
	こ う べ 季 節 貸 付							
	小 計							
合 計								

※ 添付書類 融資申込書(保証なし)、各事業計画書、納税証明書(神戸市独自資金のみ)

保証料補助要件等確認書

令和 年 月 日

(確認者)

金融機関名 _____ (_____ 本・支店)

代 表 者 名 _____

申込金融機関として、下記 1 の申込人が 3 の影響を受けていること、又は影響を受ける見込みであることを確認しております。

また、申込人に対して 4 に記載の非金融支援を実施するなど、継続的な経営支援を実施します。

1 申込人

(1)	企 業 名 代 表 者 名	
(2)	業 種	
(3)	事 業 内 容	
(4)	主要販売先・顧客	

2 希望資金名（希望される資金に☑をつけてください）

☐ 経営力強化貸付（米国関税措置対策）

☐ 長期資金（協調支援型特別貸付：米国関税措置対策）

3 米国関税措置による影響

米国の関税措置が事業活動に与える影響（見込みを含む）を簡潔に記入ください。

（例 1）主要取引先の〇〇工業から、輸出減少による減産の連絡があった。

（例 2）今後の先行き次第で、販売減（値下げ圧力・受注減・資金繰り悪化・雇用調整）等の影響が生じる懸念があり、不安を感じている。

--

4 申込企業に対して実施予定の非金融支援 ※非金融支援とは、資金提供以外の支援（経営課題に関する相談対応、販路開拓・マッチング支援、各種補助金・助成金の情報提供など）を指します。

非金融支援の内容 (必ず 1 つ以上に☑をしてください)	(ご参考) 対応する県中小企業支援事業
☐ 販路拡大	・ 中小企業海外展開総合支援事業 等
☐ 生産性の向上	・ ものづくり・D X 専門家派遣事業 ・ 小規模企業者等設備貸与支援制度 等
☐ 経営改善	・ 価格転嫁円滑化伴走支援事業 ・ 小規模事業者への経営改善普及事業 等
☐ 企業価値の向上	・ ひょうご産業 SDGs 推進宣言・認証事業 ・ ひょうご中小企業技術・経営力評価制度 等
☐ そ の 他	予定している支援内容を記入ください (例: 兵庫県よろず支援拠点の紹介 等) ・ ・

※ 本様式は申込書類と併せて保証協会への提出、並びに別途地域経済課への提出が必要です。

【問い合わせ先】

兵庫県産業労働部地域経済課 TEL : 078-362-3321

米国関税措置に関する影響調査表

住 所 _____

企業名 _____

該当するところに、○印を記入してください。

① 業種を教えてください。

1. 製造業（食料品工業） 2. 製造業（ゴム・皮革） 3. 製造業（機械金属）
4. 製造業（その他） 5. 建設業 6. 卸売業 7. 小売業 8. 運輸業
9. サービス業 10. 不動産業 11. 情報通信業 12. その他（ ）
※「12. その他」の場合は、業種を（ ）内に記載してください。

② 今回の資金は、どのような用途で使いますか。

1. 運転資金 2. 設備資金 3. 前向きな事業展開に係る資金（設備資金除く）

③ 米国の関税措置の影響を受けている、または受ける可能性が有りますか。

1. 影響を受けている 2. 影響を受ける可能性が有る 3. 影響を受けない
※「3. 影響を受けない」と回答した方は終了です。

※ ④以降は、③で1又は2と回答した方のみ回答してください。

④ 米国関税措置の影響として、自社に該当するものを選択してください。

1. 国内経済の停滞に伴う国内での売上高の減少
2. 世界的な景気後退による売上高・利益率の減少
3. 為替変動による利益の減少
4. 関税分を価格転嫁できないことによる利益率の減少
5. 直接もしくは間接輸出企業からの受注数が減少することによる売上高の減少
6. 米国への輸出の減少による売上高の減少
7. その他（ ）

⑤ 自社製品を輸出していますか。

1. 直接輸出している 2. 間接的に輸出している 3. していない

【用語の説明】

1. 直接輸出 : 自社が直接海外に製品を販売している
2. 間接的に輸出 : 自社の製品が直接輸出企業を通して海外に販売されている
(商社を通して海外に製品を販売している企業も含む)

※調査は以上です。回答ありがとうございました。

Q & A

このQ & Aは、これまでに問い合わせが多かった内容をまとめたものです。

Q 1

対象業種、対象者について

- (1) 財団法人、宗教法人等は対象となるか。
- (2) 無認可の保育園、予備校、専門学校等は対象となるか。
- (3) 土地売買業を営んでいるが対象となるか。
- (4) 季節産業は対象となるか。
- (5) 対象業種を兼業している中小企業者の資格の判定方法は。

(1) 財団法人・社団法人・宗教法人及び学校法人等は、中小企業信用保険法上の「中小企業者」に含まれない法人なので対象となりません（政府系金融機関においては、対象となる場合があります）。ただし、医業を営む医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等で、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

(2) 無認可の保育園でも、対象となります。

なお、学校法人・準学校法人でない、盲学校・ろう学校・養護学校・幼稚園・専修学校・各種学校は学校教育法上の認可の有無にかかわらず対象となります。

(3) 対象となる場合があります。ただし、投機目的の土地購入のための資金は、対象になりません。

(4) 毎年一定時期に定期的に行われている場合は対象となります。

(5) 複数の業種を営んでいる場合は、年商、常時使用する従業員数等を比較して、いずれが多い方を主たる事業とします。

例えば、A社は小売業と製造業を兼業しており、資本金6千万円、小売業に係る年商20億円・常時使用する従業員数40人、製造業に係る年商8億円・常時使用する従業員数20人とします。この場合、A社の主たる事業は小売業と判定され、小売業の中小企業者の範囲（資本金5千万円以下又は常時使用する従業員数50人以下）を超えているため、対象事業者にはなりません。詳しくは、保証協会にお問い合わせください。

Q 2

「常時雇用する従業員」の数え方について

(1) 事業主と生計を一にしている三親等以内の家族従業員は、有給・無給にかかわらず含みません。

(2) 会社役員は含みません。

(3) 支店等を有する場合は、企業全体の従業員をいいます。

(4) 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3か月雇用する場合）は含みません。

(5) パート職員については、営業日数の相当部分（概ね50%以上）について就業している者や、一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している者は含みます。

例えば、新聞販売店が早朝あるいは夕方のみではあっても、配達員を通年雇用している場合や、飲食店等が臨時店員ではあっても通年雇用している場合等は含まれます。なお、この場合、臨時雇用員の顔ぶれが入れ替わったとしても、使用する従業員数は変わらないものとして判定されます。

(6) 従業員数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します）

Q 3

事業歴について

- (1) 同一事業歴は必要か。
- (2) 県外から県内に進出する場合に利用できるか。
- (3) 新たに始める事業についての融資は可能か。

- (1) 原則として同一事業歴は不要（事業実態があれば申込可）ですが、「経営活性化資金」については1年以上の同一事業歴が必要です。詳細は、「経営活性化資金」の手引きを参照ください
- (2) 県制度融資の利用には原則として、県内（神戸市独自資金の場合は神戸市内）で事業実態があることが必要ですが、事業応援貸付、設備投資促進貸付、特別小規模貸付、小規模無担保貸付、こうべ創業支援貸付、特別小規模貸付-こうべおうえん、こうべ躍進及び小規模無担保貸付-こうべ小規模は、県外（市外）で事業実態があれば、県内（市内）でこれから事業を始めようとする場合にも利用が可能です。詳細は、各資金の手引きを参照ください。
- (3) 事業を営んでいない方がこれから事業を始める（申込時点で事業に着手していない）場合は、原則、新規開業貸付、新規開業貸付（経営者保証免除）又は設備投資促進貸付（重点立地促進事業の場合に限る。またこの場合、保証協会の保証は対象外となる）のみ利用が可能です。

事業を営んでいる方が新たな事業に進出する場合は、事業応援貸付、こうべ躍進などが利用可能です。

Q 4

事業活動の場所について

- (1) 県外に本社があり、支店が県内にある場合で、県内の支店に対する融資は可能か。
- (2) 県内に本社があり、支店が県外にある場合で、県外の支店に対する融資は可能か。
- (3) 事業活動の実態は県外にあり、県内事業所は形式（登記）だけであるような場合融資対象となるか。
- (4) 不動産賃貸業で、県内に本社があるが賃貸物件は県外にある場合、事業実態は県外にあると考えられるが、融資は可能か。

県制度融資は、県内にある事業所に対する融資を対象とします。

- (1) 事業実態があれば、対象となります。
- (2) 県外の事業所に対する融資となり、対象となりません。
- (3) 対象となりません。
- (4) 原則として、本社の運転資金とみなせる資金については融資可能ですが、賃貸物件の修理費・改装費など県外で使用するための資金については対象となりません。ただし、例外の場合もありますので、詳しくはご相談ください。

Q 5

設備・運転資金の別は。

- (1) 設備資金 工場・店舗・事務所等の建築資金又は敷地の取得資金、入店保証金、権利金、敷金
機械設備・車両等の購入費 など
- (2) 運転資金 仕入資金、買掛金・支払手形・未払金決済資金、給料、納税資金、敷金・保証金等の返却資金 など

Q 6

設備投資をリースで行う場合、リース期間の契約額全額を単年度で一括融資できるか。

設備リースについては、税法上損金算入できるものであり、企業の運転資金です。従って、各年度の支払額を融資対象とし、一括融資はできません。

Q 7

土地のみの購入を資金使途とする融資は認められるか。

事業に必要な資金として認められる場合は、土地のみの購入を目的とする融資申込みも差し支えありません。ただし、投機目的の土地購入のための資金は、対象になりません。

Q 8

工場建設などの場合に、

- (1) 事業着工後の融資申込は可能か。
- (2) 支払いを何回かに分ける場合に、着手時点に併せて全額借り入れを行ってもよいのか。
- (3) 着手金等についてつなぎ融資（プロパー融資）を受け、最終支払い時点でつなぎ融資を制度融資に切り替えることは可能か。

- (1) 支払いが終わっていなければ可能です。支払い後は、資金の手当てができたこととなり、融資申込はできません。
- (2) 原則として、支払い時期を分ける場合は、その都度融資を申し込んでください。（着手時点で一括して融資を受けた場合は、必要以上の利子を支払うこととなり、望ましくないため）
ただし、中小企業者等が希望し、取扱金融機関及び保証協会が認める場合は一括での借り入れも可とします。
- (3) つなぎ融資（プロパー融資）からの借り換えとなり、対象外の資金使途となるためできません。

Q 9

サラリーマンが不動産賃貸を兼業している場合、賃貸物件の改築費用は融資対象となるか。

給与所得と不動産賃貸収入の比較だけでなく、不動産業に対する業務従事時間、業務従事内容など実態を把握し、事業者（不動産賃貸業）に該当するか判断します。

Q 10

法人の社長の個人所有のビルの建て替えについて。そのビルに入居している当該法人にビルの建て替え費用を融資できるか。

入居している当該法人は、テナント部分の改築、修理などの費用の融資を受けることはできますが、当該法人は不動産賃貸業ではないため、ビルの建て替え費用の融資は受けられません。

Q 11

農業者が、新たに太陽光パネルを設置して太陽光発電による売電事業に参入する場合、制度融資を利用できるのか。

単に自家消費用として太陽光パネルを設置する場合には県制度融資は利用できませんが、新たに中小企業者として売電事業に進出する方で、融資対象者の要件に該当すれば、「事業応援貸付」や「設備投資促進貸付」が利用できます。

Q12

融資利率の改正後に旧の金利で融資実行を行ってしまった場合の対応について

原則として、融資実行時点の要綱に定める融資利率を適用する必要があります。

例外として、要綱（改正）施行日より前に融資・保証申込されており、円滑な融資実行のためやむを得ない場合で、かつ中小企業者等及び取扱金融機関が了承する場合に限り、改正前の融資利率での実行も可とします。ただしこの場合でも、取扱金融機関に対する融資原資の預託については、改正後の融資利率で実行されたものとして預託額を計算します。

Q13

取扱金融機関の県外の支店・営業店を利用したいが可能か。

県制度融資は主に取扱金融機関の県内の支店・営業店で取り扱っていますが、取扱金融機関が認める場合には、県外の支店・営業店でも取り扱うことができます。取扱いの可否は、取扱金融機関の各支店・営業店にお問い合わせください。

Q14

1年以内の融資期間の設定について

短期資金やこうべ季節貸付以外の資金を1年以内の融資期間で実行することは可能か。

短期資金やこうべ季節貸付以外の資金であっても、1年以内の短期の融資期間で実行することも可能です。

Q15

約定返済日又は最終返済日が休日にあたるときの取扱いについて

返済日の規定については、ほとんどの取扱金融機関で金銭消費貸借契約に定めています。休日の前又は後に設定するかは取扱金融機関により取り扱いが異なります。

取り決めがない場合は、民法の規定に従い、休日の翌営業日が返済日になります。

（取扱金融機関に依頼すれば、償還予定表などが示されます。）

Q16

元金均等月賦返済について

長期で融資を受けるが、最終返済日に融資額の半分程度を返済する約定を結ぶことは可能か。

できません。元金均等月賦返済とは、各回の元金返済額が同額で、初回又は最終回の返済額が各回の返済額の2倍以内であり、かつ、返済間隔が等間隔の場合をいいます。（なお、各回の返済額に一定金額未満の端数を生じさせないために、初回又は最終回の返済額が各回の2倍を超えるときは、取扱金融機関及び保証協会が了承する場合は可とします）

その他、疑問点については、お気軽に県地域経済課、各県民局・県民センター又は神戸市経済政策課へお問い合わせください。

令和7年度兵庫県中小企業融資制度要綱

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、令和7年度兵庫県中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）を設けることにより、金融機関及び兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内の中小企業者等が県内において必要とする資金を円滑に供給し、これら中小企業者等の経営の安定と発展を図り、もって本県経済活力の源泉である中小企業の活性化に資することを目的とする。

第2 融資対象者及び中小企業者等の定義

原則として県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する次の者を融資対象者とする。

1 中小企業者

次のいずれかに該当する者

(1) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する会社及び個人企業

(2) 中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める業種については、同施行令に定めるその業種ごとの資本の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数以下の会社及び個人

2 組合等

中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号、及び第7号から第11号に定める組合、連合会等

3 その他の法人

中小企業信用保険法第2条第1項第5号に定める医業を主たる事業とする法人

4 特定非営利活動法人

中小企業信用保険法第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）

5 特定事業者

中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する特定事業者

なお、以下に該当するものに限られる。

(1) 特定事業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの

(2) 特定事業者であって、中小企業等経営強化法第22条第1項の規定により中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者とみなされるもの

6 中小企業者等

1に規定する中小企業者、2に規定する組合等、3に規定するその他の法人、4に規定するNPO法人、5に規定する特定事業者

第3 融資枠及び融資制度の区分

この融資制度の融資枠は3,600億円とし、次に掲げる融資に区分し、それぞれの融資枠は、次のとおりとする。

1 事業展開融資	600億円
2 経営安定融資	2,100億円
3 一般事業融資	810億円
4 神戸市独自資金	90億円

第4 資金措置

1 事業資金の貸付及び預託

県は、融資制度の実行に必要な貸付資金として、予算の範囲内でこの要綱に定める必要な金額を、3月31日を期限として保証協会へ貸し付け、保証協会は、県の指示により取扱金融機関へ預託するものとする。

2 継続資金の貸付及び預託

県は、貸付年度の次年度以降、継続資金として、予算の範囲内でこの要綱に定める額を、毎年4月1日から翌年3月31日まで保証協会へ貸し付け、保証協会は、県の指示により取扱金融機関に預託するものとする。

3 貸付利率及び預託利率

この要綱の定める利率とする。ただし、この利率で預託できない場合は、別途県が指示するものとする。

4 貸付金及び預託金の返納

(1) 保証協会は1及び2の貸付金について、約定利子とともに県の納入通知書により県へ返納するものとする。

(2) 取扱金融機関は、保証協会の指示により、預託金を保証協会へ返納するものとする。

5 貸付及び預託の日の特例

4月1日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日に貸し付け、及び預託するものとし、3月31日が金融機関の休日に当たるときは、その前営業日まで貸し付け、及び預託するものとする。

第5 取扱金融機関

別表1に掲げる金融機関とする。

第6 取扱期間及び受付機関

取扱期間及び受付機関は別表2のとおりとし、必要に応じて次により取り扱うものとする。

(1) 取扱期間中においても融資枠に達したときは、この取扱いを打ち切ることがある。

(2) やむを得ず取扱期間内に融資実行できない場合は、取扱期間内に申込受付をしたものに限り、弾力的に運用することとする。

第7 融資手続等

1 受付

商工会議所・商工会及び神戸市は、融資希望者から融資申込書及び添付書類（以下「融資申込書等」という。）の提出があったときは、速やかに記載内容の確認を行い、融資対象として適当と認めるときは、信用保証を必要とするものは保証協会へ、信用保証を必要としないものは融資希望金融機関へ送付するものとする。

2 保証審査

(1) 保証協会は、融資の申込みがあったとき、又は受付機関から融資申込書等が送付されたときは、適切な審査のうえ速やかに保証の諾否を決定し、保証を承諾したときは、融資申込書及び保証書を当該融資希望金融機関へ送付するものとする。

(2) 融資申込書に融資希望金融機関の明示がないとき、及び融資希望金融機関から融資不可能の通知をうけたときは、融資を可能とする取扱金融機関へ速やかにあつ旋するものとする。

(3) 保証審査の結果、信用保証を否決したとき、及びあつ旋融資が不可能と決定したときは、その旨を当該融資希望者へ通知するものとする。

3 融資審査

(1) 取扱金融機関は、融資の申込みがあったとき、又は受付機関若しくは保証協会から融資申込書等が送付されたときは、適切な審査のうえ速やかに融資の可否を決定し、融資が可能と決定したときは、融資を実行するとともに、保証付融資の場合は、その結果を保証協会へ通知するものとする。

- (2) 取扱金融機関が融資審査をした結果、融資が不可能と決定したとき又は融資対象として不適当と判断したときは、その旨を当該融資希望者へ通知するものとする。

4 期中支援

融資実行した案件については、金融機関は必要に応じて、保証協会と協力のうえ適切な期中支援に努めるものとする。

第8 保証及び融資状況の報告

1 保証協会

保証協会は、毎月末の保証付融資の状況を取りまとめ、翌月10日までに兵庫県中小企業融資制度保証付融資状況報告書(様式第12号)により県地域経済課へ報告するものとする。

2 取扱金融機関

取扱金融機関は、毎月末の融資(保証なし)状況を取りまとめ、翌月10日までに兵庫県中小企業融資制度融資実行(保証なし)報告書(様式第13号)に当該報告に係る融資申込書等を添え、県地域経済課へ報告するものとする。また、神戸市独自資金(保証なし)については納税証明書をあわせて県地域経済課へ送付するものとする。

第9 様式

融資制度の実施に必要な様式は、別表3のとおりとする。

第10 報告及び調査

- (1) 県は、融資制度の関係機関及び利用者に対して、必要があると認めるときは報告を求め、又は調査を行うことができる。

- (2) 県は、融資制度の利用者が、この要綱の規定に違反して、資金を利用していると認められるときは、融資金の全部又は一部の償還を求めることができる。

第11 両建預金の禁止

取扱金融機関は、融資制度による融資に当たっては、両建預金を求めてはならない。

第12 関係機関の協力

融資制度の関係機関は、相互に連絡協調のうえ、融資制度の円滑な実施に努めるものとする。

第13 次年度にまたがる融資実行の取扱い

当該年度に融資申込みを受け、融資実行が次年度にまたがる場合は、次により取り扱うものとする。

1 当該年度の融資制度が、次年度においても存続する場合

- (1) 融資の実行が次年度にまたがって行われるときは、次年度の要綱の規定を適用する。
この場合において、融資条件の変更により保証書を変更する必要があるときは、保証協会の所定の手続きを行うものとする。

- (2) 次年度の要綱の制定が4月以降となる見込みのときは、事前に次年度の要綱の運用について通知を行うので、この通知に基づき融資を実行するものとする。

- (3) これら融資の実行は、全て次年度の要綱に基づき実施されたものとして扱い、融資の実績も次年度の実績として報告するものとする。

2 当該年度の融資制度が廃止された場合、次年度において当該融資制度を一部吸収した新しい融資制度に移行した場合及び特別対策融資制度の場合

当該年度の融資制度で定められた融資条件により実施し、融資の実績も当該年度の実績として報告するものとする。

第14 融資の対象とできない者

融資希望者が次に該当する場合は、この要綱に定める融資制度を利用することができない。

ただし、要綱に別途定めがある場合及び特別に保証協会が保証を承諾する場合は、それに従う。

- 1 保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき、及び代位弁済中であるとき。
- 2 1の連帯保証人となっているとき。
- 3 金融機関から融資を受け、その返済が延滞しているとき。
- 4 不渡手形を出し、その買戻しがされていないとき、又は金融機関との取引が停止されているとき。
- 5 他債務のために法的措置を受けているとき。
- 6 事業の形態、実績等から見て事業者と認めがたいとき。
- 7 資金が融資対象事業に直接利用されないと認められるとき。
- 8 同一家族の者が重複利用していると認められるとき。
- 9 返済能力がないと認められるとき。
- 10 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていないとき、又は登録済及び届出済でないとき。
- 11 融資申込者と連帯保証人が相保証となっているとき。
- 12 暴力団員等反社会的勢力と認められるとき。

第2章 融 資 制 度

第15 事業展開融資

1 融資枠及び融資区分

資 金 名	新 分 野 進出資金	設備投資 資 金	開業資金
			新規開業貸付
融資枠	245億円	210億円	145億円

2 資金措置

資金名 区 分	新 分 野 進出資金	設備投資 資 金	開業資金
預 託 額	67億2,252万円以内	72億4,137万円以内	48億3,333万円以内
	令和8年度以降は、県が予算の範囲内で別途算定した額		
貸 付 利 率 預 託 利 率	無利息		
預 託 期 間	令和7年度を含み、 16か年度以内	令和7年度を含み、 16か年度以内	令和7年度を含み、 11か年度以内

3 融資対象

(1) 新分野進出資金

① 事業応援貸付

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次の(ウ)に該当する者

(ア) 県内で事業を営む者

(イ) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

(ウ) 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取り組みにより、融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる者

(SDGs支援貸付)

イ 県内で事業を営む中小企業者等で、兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」において認証を受けた者

② 事業承継支援貸付

次のアからウのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む中小企業者等で、事業を承継しようとする者、又は承継した者

イ 中小企業経営承継円滑化法第12条の規定に基づき認定を受けた者、又は認定を受けた会社の代表者個人

ウ 国の全国統一保証制度である「事業承継特別保証制度」を利用する者

(2) 設備投資資金

① 設備投資促進貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウからカのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

ウ 新製品の生産、新規事業への進出、生産能力向上などのため機械・設備等の新設等を行う者

エ 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする者

オ 策定した事業継続計画（BCP）に基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備導入等の防災関

連の対策を行う者

カ 「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」第2条第2号で定める重点立地促進事業を行う者

(3) 開業資金

① 新規開業貸付

創業関連保証若しくは再挑戦支援保証の保証対象者の要件又はスタートアップ創出促進保証制度の申込人資格要件を満たす者（ただし、県内において事業を開始する予定である又は営んでいる者であること）

4 資金使途

(1) 新分野進出資金

① 事業応援貸付

ア 3(1)①アの場合は、業況の拡大や新事業展開等に必要な設備資金及び運転資金とする。

イ 3(1)①イの場合は、設備資金及び運転資金とする。

② 事業承継支援貸付

ア 3(1)②アの場合は、事業承継（M&Aの場合を含む）に必要な設備資金及び運転資金とする。

イ 3(1)②イの場合は、事業承継（M&Aの場合を含む）に必要な事業資金（中小企業経営承継円滑化法第12条の規定に基づく認定を受けた事由に係るもの）とする。

ウ 3(1)②ウの場合は、「事業承継特別保証制度」の対象資金とする。

(2) 設備投資資金

① 設備投資促進貸付

事業計画の実施に必要な設備資金及び設備投資に伴う運転資金とする。

(3) 開業資金

① 新規開業貸付

設備資金及び運転資金とする。

5 融資条件

資金名 融資条件	新 分 野 進 出 資 金		
	事業応援貸付	事業応援貸付 (SDGs支援貸付)	事業承継支援貸付
融資限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2.8億円	1企業・1組合・1個人 2.8億円
融資期間	10年以内	15年以内	10年以内
融資利率	年1.55%	年1.15%	年1.35%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置2年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。		元金均等月賦返済 （うち据置2年以内。ただし、 3(1)②イ又はウの場合は、 うち据置1年以内） なお、融資期間が1年以内の 場合は一括返済可とする。
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要） ただし、「事業承継特別保証制度」及び「経営承継借換関連保証」を利用の場合は保証人不要		
信用保証	原則として保証が必要		

資金名 融資条件	設備投資資金
	設備投資促進貸付
融資限度額	1企業・1組合 3億円 〔・BCPに基づく防災関連対策の場合は15億円 ・重点立地促進事業の場合は100億円〕
融資期間	10年以内 (BCPに基づく防災関連対策・重点立地促進事業の場合は15年以内)
融資利率	年1.35%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置2年以内) ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)
信用保証	必要に応じて保証を付す (ただし保証限度額は、1企業2.8億円、1組合4.8億円)

資金名 融資条件	開業資金
	新規開業貸付
融資限度額	1企業 3,500万円 (「再挑戦支援保証」利用の場合は1企業 2,000万円)
融資期間	10年以内
融資利率	年1.25%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置1年以内)
担保 連帯保証人	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要) ただし、「新規開業貸付―経営者保証免除貸付」を利用する場合は不要
信用保証	保証が必要

6 申込書類

(1) 新分野進出資金

① 事業応援貸付

ア 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号)
- ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号)

イ 添付書類

- (ア) 事業応援貸付事業計画書(様式第3号)〔3(1)①イの場合を除く〕
- (イ) 兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証書の写し〔3(1)①イの場合〕
- (ウ) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

② 事業承継支援貸付

ア 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号)
- ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第2号)

イ 添付書類

- (ア) 事業承継支援貸付事業計画書(様式第4号)〔3(1)②アの場合〕
- (イ) 中小企業経営承継円滑化法第12条の規定による認定書(写)〔3(1)②イの場合〕
- (ウ) 「事業承継特別保証制度」所定の必要書類〔3(1)②ウの場合〕

(エ) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(2) 設備投資資金

① 設備投資促進貸付

ア 融資申込書類

- ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号)
- ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 2 号)

イ 添付書類

- (ア) 設備投資促進貸付事業計画書 (様式第 5 号) [設備の新設・更新、BCPに基づく防災関連対策の場合]
- (イ) 設備投資促進貸付事業計画書 (様式第 6 号) [重点立地促進事業の場合]
- (ウ) 以下のいずれかの書類 [BCPに基づく防災関連対策の場合]
 - (a) 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP (写) 及び自己診断チェックリスト (写)
 - (b) 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」 (写) 及び認定書 (写)
 - (c) 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP (写) 及びレジリエンス認証・登録証 (写)
 - (d) 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP (写) 及び推薦書
 - (e) 兵庫県の実施するBCP・BCM支援プログラムによる支援を受け策定したBCP (写)
- (エ) 立地促進事業確認結果通知書 (写) 及び兵庫県設備投資促進貸付対象事業確認結果通知書 (写) [重点立地促進事業の場合]
- (オ) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(3) 開業資金

① 新規開業貸付

ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書 (様式第 1 号)

イ 添付書類

- (ア) 創業・再挑戦計画書又は創業計画書 (保証協会の定めるところによる。)
- (イ) 資格要件申告書 (再挑戦支援保証利用の場合。保証協会の定めるところによる)
- (ウ) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

7 その他

(1) 新分野進出資金の運用について

① 事業応援貸付

「経営革新計画」の承認を受けた場合、3融資対象(1)①ア(ウ)の規定「融資実行後、概ね2年以内に売上高の増加が見込まれる」旨は適用しない。

(2) 設備投資資金の運用について

① 設備投資促進貸付

- ア 設備投資に伴って必要となる運転資金についても、設備資金と一本化することで融資対象とすることができる。ただし、この場合の運転資金は、設備資金の金額未満とする。
- イ BCPに基づく防災関連対策の場合の要件とする事業継続計画 (BCP) とは、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当するBCPとする。また、次の(イ)の「事業継続力強化計画」の認定を受けた者については、中小企業者に限らず融資対象とできる場合がある。
 - (ア) 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP
 - (イ) 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」
 - (ウ) 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP
 - (エ) 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP

- (オ) 兵庫県の実施するBCP・BCM支援プログラムによる支援を受け策定したBCP
- ウ 重点立地促進事業を行う者については、中小企業者に限らず融資対象とする。
- エ 重点立地促進事業を行う者については、新規に事業を開始しようとする者であっても融資対象とし、この場合信用保証は対象外となる。なお、許認可等を必要とする事業を開業しようとする場合は、当該許認可等を受けることが確実に見込まれるものに限る。

(3) 開業資金の運用について

① 新規開業貸付

- ア スタートアップ創出促進保証制度を利用し、経営者保証を免除する場合の融資を「経営者保証免除貸付」と規定する。
- イ 「経営者保証免除貸付」のうち、申込金融機関において、本融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は、据置期間を3年以内とする。

第16 経営安定融資

1 融資枠及び融資区分

資 金 名	経営安定資金			借換資金
	経営円滑化 貸 付	経営力強化 貸 付	企業再生 貸 付	借換等貸付
融資枠	1,720億円	100億円	170億円	110億円

2 資金措置

区分 資金名	経営安定資金			借換資金
	経営円滑化 貸 付	経営力強化 貸 付	企業再生 貸 付	借換等貸付
預 託 額	526億2,626万円以内	30億3,030万円以内	65億3,846万円以内	9億5,652万円以内
	令和8年度以降は、県が予算の範囲内で別途算定した額			
貸 付 利 率	無利息			
預 託 利 率				
預 託 期 間	令和7年度を含み、 11か年度以内	令和7年度を含み、 11か年度以内	令和7年度を含み、 16か年度以内	令和7年度を含み、 11か年度以内

3 融資対象

県内で事業を営む中小企業者等で、次の資金区分ごとに定める者

(1) 経営安定資金

① 経営円滑化貸付

次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた者

イ 最近3か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者

ウ 創業後1年3か月未満であり、かつ最近1か月間の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比べて5%以上減少している者

(米国関税措置対策)

ウの2 米国の関税措置の影響により、最近1か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している者

(災害対応貸付)

エ 災害により事業所等又は事業用資産に被害を受け、市町長が発行するり災証明書等を有する者

オ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により、市町長の認定を受けた者
(連鎖倒産防止)

カ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定により、市町長の認定を受けた者

キ 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定により、市町長の認定を受けた者

② 経営力強化貸付

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 経営力強化保証制度の申込人資格要件を満たす者

(米国関税措置対策)

イ 米国の関税措置の影響を受けている、又は影響を受ける見込みであり、かつ経営力強化保証制度の申込人資格要件を満たす者

③ 企業再生貸付

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 国の全国統一保証制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）
(経営改善・再生支援強化型) 制度の申込人資格要件を満たす者

イ 国の全国統一保証制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証【経営改善・再生支援強化型】）制度の申込人資格要件を満たす者

(2) 借換資金

① 借換等貸付

プロパー借換貸付の場合は、次のアに該当する者

（プロパー借換貸付）

ア プロパー融資借換特別保証制度の申込人資格要件を満たす者

4 資金使途

次の通りとする。

- (1) 3(1)①アからウの2の場合は、運転資金及び借換資金（既往の兵庫県信用保証協会保証付き融資、兵庫県中小企業融資制度又は平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度からの借り換えに限る）とする。
- (2) 3(1)①（災害対応貸付）のうちエの場合は、災害復旧に必要な設備資金、運転資金及び借換資金（既往の経営安定資金（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の経営安定資金に該当する資金を含む）からの借り換えに限る）とする。
- (3) 3(1)①（災害対応貸付）のうちオ又は（連鎖倒産防止）の場合は、経営の安定に必要な運転資金及び借換資金（既往の経営安定資金（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の経営安定資金に該当する資金を含む）からの借り換えに限る）とする。
- (4) 3(1)②経営力強化貸付のうち一般関係に係る保証利用の場合は、運転資金、設備資金及び借換資金（既往の兵庫県信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とする。
- (5) 3(1)②経営力強化貸付のうち経営安定関連保証（5号）利用の場合は、経営の安定に必要な運転資金、設備資金及び借換資金とし、経営力強化保証制度要綱に定める既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入を借り換える場合に限る。
- (6) 3(1)③企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型を含む）の場合は、事業再生計画の実施に必要な設備資金、運転資金及び借換資金（既往の兵庫県信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とする。
- (7) 3(2)①借換等貸付（ア（プロパー借換貸付）を除く）については借換資金（既往の兵庫県信用保証協会保証付き融資、兵庫県中小企業融資制度又は平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度からの借り換えに限る）とし、借換資金に加え追加融資を認める。
- (8) 3(2)①ア（プロパー借換貸付）については事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金とする。

5 融資条件

資金名 融資条件	経営安定資金			
	経営円滑化貸付	経営円滑化貸付 (米国税措置対策)	経営円滑化貸付 (連鎖倒産防止)	経営円滑化貸付 (災害対応貸付)
融 資 限 度 額	1企業・1組合 1億円			1企業・1組合 2.8億円
融 資 期 間	10年以内			
融 資 利 率	年1.45%			年0.90%
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。			
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置2年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。			
担 保	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。			保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。
連 帯 保 証 人	(第三者保証人不要)			(第三者保証人不要)
信 用 保 証	原則として保証が必要		保証が必要	原則として保証が必要

資金名 融資条件	経営安定資金	
	経営力強化貸付	経営力強化貸付（米国関税措置対策）
融 資 限 度 額	1企業 2.8億円 1組合 4.8億円	1企業・1組合 3,000万円
融 資 期 間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	返済資金（借換資金） 10年以内
融 資 利 率	年1.45%	
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置1年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。	
担 保 連 帯 保 証 人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信 用 保 証	保証が必要	
信 用 保 証 料	協会所定の保証料率(軽減措置あり)	協会所定の保証料率(軽減措置あり) に対し、県が保証料補助

資金名 融資条件	経営安定資金	
	企業再生貸付	企業再生貸付 （経営改善・再生支援強化型）
融 資 限 度 額	1企業・1組合 2.8億円	
融 資 期 間	15年以内	
融 資 利 率	年1.85%	年1.15%
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済 （うち据置1年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済可とする。	元金均等月賦返済 （うち据置3年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は 一括返済可とする。
担 保 連 帯 保 証 人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要） また、企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）で経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。	
信 用 保 証	保証が必要	

資金名 融資条件	借換資金	
	借換等貸付	
融 資 限 度 額	1企業・1組合 1億円	
融 資 期 間	10年以内	
融 資 利 率	年1.95%	
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置1年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。	
担 保 連 帯 保 証 人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信 用 保 証	原則として保証が必要	

資金名	借換資金
融資条件	借換等貸付（プロパー借換貸付）
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 2. 8 億円 プロパー融資借換特別保証制度要綱に規定する保証限度額の範囲内とする。
融 資 期 間	10 年以内
融 資 利 率	年 1. 9 5 %
融 資 方 法	証書貸付又は手形貸付
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置 1 年以内） ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。
担 保	保証協会の定めるところによる。
連 帯 保 証 人	徴求しない
信 用 保 証	保証が必要

6 申込書類

(1) 経営安定資金

① 経営円滑化貸付

ア 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第 1 号）
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）

イ 添付書類

- (ア) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定書、経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第 7 号）又は経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後 1 年 3 か月未満）（様式第 8 号）〔 3 (1)①アからウの場合〕
- (ア)の 2 経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第 8 号の 2）〔 3 (1)①ウの 2 の場合〕
- (イ) 市町長が発行したり災証明書等の災害により被害を受けたことが確認できる書面（写）〔 3 (1)①（災害対応貸付）のうちエの場合〕
- (ウ) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定書〔 3 (1)①（災害対応貸付）のうちオの場合〕
- (エ) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号又は第 2 号の規定による認定書〔 3 (1)①（連鎖倒産防止）の場合〕
- (オ) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

② 経営力強化貸付

ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第 1 号）

イ 添付書類

- (ア) 経営力強化保証制度所定の申込人資格要件等届出書
- (イ) 経営力強化保証制度所定の事業行動計画書（申込人が策定したもの）
- (ウ) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定書〔経営安定関連保証（5 号）利用の場合〕
- (エ) 保証料補助要件等確認書（様式第 14 号）〔 3 (1)②イ（米国関税措置対策）の場合〕
- (オ) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

③ 企業再生貸付

ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第 1 号）

イ 添付書類

- (ア) 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型を含む））制度所定の事業再生計画書（写）
- (イ) 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度所定の経営者保証免除対応確認書〔（経営改善・再生支援強化型）の場合で、経営者保証免除対応を適用する場合〕
- (ウ) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(2) 借換資金

① 借換等貸付

ア 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）

イ 添付書類

- (ア) プロパー融資借換特別保証制度所定の財務要件等確認書〔3(2)①ア（プロパー借換貸付）の場合〕
- (イ) プロパー融資借換特別保証制度所定の借換債務等確認書〔3(2)①ア（プロパー借換貸付）の場合〕
- (ウ) その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

7 その他

(1) 経営円滑化貸付の運用について

- ① 取扱金融機関は、融資希望者から提出のあった経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（様式第7号）、経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後1年3か月未満）（様式第8号）又は経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書（様式第8号の2）の内容を審査し、事実と相違ないと認めたときは、同確認書を交付するものとする。
- ② 本貸付（（災害対応貸付）及び（連鎖倒産防止）を除く）は原則として責任共有制度対象保証のみ利用可能とする。ただし、責任共有制度対象外保証を付した既往の兵庫県中小企業融資制度（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む）からの借換資金として利用する場合は、追加融資も含め、責任共有制度対象外保証の利用も可とする。

(2) 経営力強化貸付の運用について

- ① 国の全国統一制度である経営力強化保証制度を利用するものとする。
- ② 本貸付（米国関税措置対策）は、貸付残高3,000万円までの範囲とする。

(3) 企業再生貸付の運用について

- ① 国の全国統一制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型を含む））制度を利用するものとする。

(4) 借換等貸付の運用について

- ① 本貸付（（プロパー借換貸付）を除く）は原則として責任共有制度対象保証のみ利用可能とする。ただし、責任共有制度対象外保証を付した既往の兵庫県中小企業融資制度（平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度を含む）からの借換資金として利用する場合は、追加融資も含め、責任共有制度対象外保証の利用も可とする。
- ② （プロパー借換貸付）は、国の全国統一制度であるプロパー融資借換特別保証制度を利用するものとする。

第17 一般事業融資

1 融資枠及び融資区分

資 金 名	長期資金	短期資金	小規模資金		経営活性化資金
			小規模無担保貸付	特別小規模貸付	
融 資 枠	270億円	60億円	10億円	150億円	320億円

2 資金措置

	長期資金	短期資金	小規模資金		経営活性化資金
			小規模無担保貸付	特別小規模貸付	
預 託 額	142億1,052万円 以内	5億8,823万円 以内	1億1,764万円 以内	19億4,805万円 以内	—
			令和8年度以降は、県が予算の範囲内 で別途算出した額		—
貸 付 利 率 預 託 利 率	無利息				—
預 託 期 間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで		令和7年度を含み、8か年度以内		—

3 融資対象

(1) 長期資金

次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む中小企業者等

(協調支援型特別貸付)

イ 県内で事業を営む中小企業者等で、協調支援型特別保証制度の申込人資格要件を満たす者

(協調支援型特別貸付：米国関税措置対策)

イの2 県内で事業を営む中小企業者等で、米国の関税措置の影響を受けている、又は影響を受ける見込みであり、かつ協調支援型特別保証制度の申込人資格要件を満たす者

(経営者保証非提供促進貸付)

ウ 県内で事業を営む中小企業者等で、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込人資格要件を満たす者

(2) 短期資金

県内で事業を営む中小企業者等

(3) 小規模資金

① 小規模無担保貸付

常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人。ただし、別途政令で定める業種については当該政令で定める人数）以下で次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

② 特別小規模貸付

小口零細企業保証制度の保証対象者の要件を満たし、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

(4) 経営活性化資金

県内で引き続き1年以上同一事業を営み、取扱金融機関と1年以上の与信取引のある中小企業者等（ただし、組合等を除く。）

ただし、個人事業主については、青色申告を行っている者

4 資金使途

(1) 長期資金

ア 3(1)アについては運転資金又は借換資金（既往の兵庫県中小企業融資制度又は平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度からの借り換えに限る）とする。ただし、運転資金の金額未満で設備資金が必要となる場合、運転資金と一本化して融資対象とすることができる。

また、組合等の場合、組合員への転貸資金を含む。

イ 3(1)イ（協調支援型特別貸付）又はイの2（協調支援型特別貸付：米国関税措置対策）については、設備資金、運転資金及び借換資金（既往の兵庫県信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とする。

ウ 3(1)ウ（経営者保証非提供促進貸付）については、一般関係に係る保証の場合は、設備資金、運転資金及び借換資金（既往の兵庫県信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とし、経営安定関連保証の場合は、経営の安定に必要な設備資金、運転資金及び借換資金（既往の兵庫県信用保証協会保証付き融資からの借り換えに限る）とする。

(2) 短期資金

運転資金又は借換資金（既往の短期資金からの借り換えに限る）とする

また、組合等の場合、組合員への転貸資金を含む。

(3) 小規模資金

設備資金、運転資金及び借換資金（既往の小規模資金（神戸市独自資金及び平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の小規模資金に該当する資金を含む）からの借り換えに限る）とする。

(4) 経営活性化資金

設備資金、運転資金及び借換資金（既往の経営活性化資金からの借り換えに限る）とする。

5 融資条件

資金名 融資条件	長 期 資 金	短 期 資 金
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 1 億円	1 企業・1 組合 3,000 万円
融 資 期 間	10 年以内	1 年以内
融 資 利 率	年 1.95%	年 1.70%
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済 (うち据置 2 年以内) ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。	取扱金融機関の定めるところによる。
担保・連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)	
信 用 保 証	原則として保証が必要	

資金名 融資条件	長期資金 (協調支援型特別貸付)	長期資金 (協調支援型特別貸付: 米国関税措置対策)
融 資 限 度 額	1 企業 2.8 億円 1 組合 4.8 億円	1 企業・1 組合 3,000 万円
融 資 期 間	10 年以内	
融 資 利 率	年 1.95%	
融 資 方 法	証書貸付又は手形貸付	
返 済 方 法	元金均等月賦返済 (うち据置 設備資金 3 年以内、運転・借換資金 1 年以内) ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。	
担保・連帯保証人	保証協会の定めるところによる。(第三者保証人不要)	
信 用 保 証	保証が必要	
信 用 保 証 料	協会所定の保証料率に対し、 国が保証料補助	協会所定の保証料率に対し、 国及び県が保証料補助

資金名 融資条件	長期資金 (経営者保証非提供促進貸付)
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合につき、以下のとおり 〔一般関係に係る保証については、8,000 万円 経営安定関連保証 4 号及び 5 号については、上記とは別に 8,000 万円〕
融 資 期 間	10 年以内
融 資 利 率	年 1.95%
融 資 方 法	証書貸付又は手形貸付
返 済 方 法	元金均等月賦返済 (うち据置 1 年以内) ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。
担保・連帯保証人	徴求しない
信 用 保 証	保証が必要

資金名 融資条件	小 規 模 資 金	
	小規模無担保貸付	特別小規模貸付
融 資 限 度 額	1企業・1組合 2,500万円 ただし、本融資額と既存の貸付残高を含めて4,500万円以内	1企業・1組合 2,000万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資残高を含む
融 資 期 間	7年以内	
融 資 利 率	年1.85%	年1.65%
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置6か月以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済可とする。	
担 保	不要	保証協会の定めるところによる。
連 帯 保 証 人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信 用 保 証	保証が必要	

資金名 融資条件	経 営 活 性 化 資 金	
	設備資金	運転・借換資金のみ
融 資 限 度 額	1企業 5,000万円	1企業 3,000万円
	かつ、この資金の融資申込額を含めた総保証残高が直近決算書の年商の2分の1以内	
融 資 期 間	7年以内	5年以内
融 資 利 率	金融機関所定	
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済 （うち据置1年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合 は一括返済可とする。	元金均等月賦返済 （うち据置6か月以内） ただし、融資期間が1年以内の場合 は一括返済可とする。
担 保	不要	
連 帯 保 証 人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信 用 保 証	保証が必要	

6 申込書類

(1) 長期資金（協調支援型特別貸付及び経営者保証非提供促進貸付を除く）、短期資金

① 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）

② 添付書類

取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(2) 長期資金（協調支援型特別貸付）

① 融資申込書

- ・信用保証委託申込書（様式第1号）

② 添付書類

ア 協調支援型特別保証制度所定の申込人資格要件申告書兼誓約書

イ 協調支援型特別保証制度所定の経営行動計画書（必要な場合）

ウ 保証料補助要件等確認書（様式第14号）〔3(1)イの2（協調支援型特別貸付：米国関税措置対策）の場合〕

エ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(3) 長期資金（経営者保証非提供促進貸付）

① 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）

② 添付書類

- ア 事業者選択型経営者保証非提供制度所定の要件確認書兼誓約書
- イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は5号の規定による認定書〔経営安定関連保証（4号又は5号）利用の場合〕
- ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(4) 小規模資金

① 小規模無担保貸付

ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）

イ 添付書類

取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

② 特別小規模貸付

ア 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）

イ 添付書類

取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(5) 経営活性化資金

① 融資申込書

- ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）

② 添付書類

- ア 「経営活性化資金」事前相談書（保証協会の定めるところによる。）
- イ 「経営活性化資金」事前相談回答書（保証協会の定めるところによる。）
- ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

7 その他

(1) 長期資金（協調支援型特別貸付）について

ア 国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度を利用するものとする。

イ 本貸付（協調支援型特別貸付：米国関税措置対策）は、貸付残高3,000万円までの範囲とする。

(2) 長期資金（経営者保証非提供促進貸付）について

国の全国統一制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を利用するものとする。

(3) 特別小規模貸付について

全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」を利用するものとする。

第18 神戸市独自資金

1 融資枠及び融資区分

資 金 名	こうべ経済変動対策貸付	こうべ季節貸付	こうべ創業支援貸付
融資枠	11億円	20億円	7億円

資 金 名	小規模無担保貸付 －こうべ小規模	こうべ躍進	特別小規模貸付 －こうべおうえん
融資枠	3億円	7億円	42億円

2 資金措置

資金名 区分	こうべ経済変動対策貸付	こうべ季節貸付	こうべ創業支援貸付
預 託 額	4億2,307万円以内	2億6,315万円以内	9,090万円以内
	令和8年度以降は、県が予算の範囲内で別途算出した額		
貸 付 利 率 預 託 利 率	無利息		
預 託 期 間	令和7年度を含み、 11か年度以内	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	令和7年度を含み、 8か年度以内

資金名 区分	小規模無担保貸付 －こうべ小規模	こうべ躍進	特別小規模貸付 －こうべおうえん
預 託 額	3,529万円以内	1億7,948万円以内	5億4,545万円以内
	令和8年度以降は、県が予算の範囲内で別途算出した額		
貸 付 利 率 預 託 利 率	無利息		
預 託 期 間	令和7年度を含み、8か年度以内		

3 融資対象

神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者※¹）者で、事業を営んでいる中小企業者等※²であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、次の資金区分ごとに定める者

※1（2）に関しては、「市外からの進出予定者」は対象外となる。

※2 こうべ創業支援貸付においては、「中小企業者等」を「中小企業者」と読み替える。

※3 この項において「政令」とは、中小企業信用保険法施行令（第1条の2）を指す。

(1) こうべ経済変動対策貸付
必要に応じ、別途定める。

(2) こうべ季節貸付
夏季、冬季又は年度末における運転資金を必要とする者

(3) 小規模無担保貸付－こうべ小規模
常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者。なお、市外からの進出予定者を含む。

(4) こうべ躍進
次のいずれにも該当する者

① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者

② 既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への取り組み、又はICTなどの導入による経営の効率化等により、融資実行後概ね2年以内に売上、又は

利益の増加が見込まれる者

(5) 特別小規模貸付－こうべおうえん

小口零細企業保証制度の保証対象者の要件を満たす者。なお、市外からの進出予定者を含む。

(6) こうべ創業支援貸付

次のいずれにも該当する者。なお、市外からの進出予定者を含む。

- ① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者
- ② 事業を営んでいない者が事業を開始して5年未満の者

4 資金使途

(1) こうべ経済変動対策貸付

必要に応じ、別途定める。

(2) こうべ季節貸付

運転資金及び借換資金（既往のこうべ季節貸付及び平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の季節資金融資からの借り換えに限る）とする。

(3) 小規模無担保貸付－こうべ小規模、及び特別小規模貸付－こうべおうえん

設備資金、運転資金及び借換資金（既往の小規模資金（神戸市独自資金及び平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の小規模資金に該当する資金を含む）からの借り換えに限る）とする。

なお、市外からの進出予定者の場合は、設備資金に限る。

(4) こうべ創業支援貸付及びこうべ躍進

設備資金及び運転資金とする。

なお、市外からの進出予定者の場合は、設備資金に限る。

5 融資条件

資金名 融資条件	こうべ経済 変動対策貸付	こうべ季節貸付
融 資 限 度 額	必要に応じ、 別途定める	受付期間ごとに、1企業4,000万円、1組合6,000万円 (ただし本貸付に係る保証付融資残高が既にある場合は、限度額から残高を引いた額まで)
融 資 期 間		6か月以内
融 資 利 率		別途定める
融 資 方 法		取扱金融機関の定めるところによる。
返 済 方 法		取扱金融機関の定めるところによる。
担保・連帯保証人		保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。 (第三者保証人不要)
信 用 保 証		原則として保証が必要

融資条件	資金名 小規模無担保貸付 －こうべ小規模	こうべ躍進
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 400万円	
融 資 期 間	7 年以内	
融 資 利 率	年 1. 8 5 %	年 1. 5 5 %
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置 1 年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は 1 年 6 か月以内。） ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。	
連 帯 保 証 人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
担 保		
信 用 保 証	原則として保証が必要	

融資条件	資金名 特別小規模貸付 －こうべおうえん	こうべ創業支援貸付
融 資 限 度 額	1 企業・1 組合 1,000万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資残高を含めて 2,000 万円以内とする	1 企業 400 万円
融 資 期 間	7 年以内	
融 資 利 率	年 1. 6 5 %	
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返 済 方 法	元金均等月賦返済（うち据置 1 年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は 1 年 6 か月以内。） ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済可とする。	元金均等月賦返済（うち据置 1 年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は 1 年 6 か月以内。）
担保・連帯保証人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信 用 保 証	保証が必要	

6 申込書類

(1) こうべ経済変動対策貸付

必要に応じ、別途定める。

(2) こうべ季節貸付

① 融資申込書

〔信用保証が必要な場合〕信用保証委託申込書（様式第 1 号）

〔信用保証が不要な場合〕

・兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）（組合転貸以外の場合）

・こうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書（様式第 11 号）

（組合転貸の場合）

② 添付書類

ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書

イ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(3) 小規模無担保貸付－こうべ小規模

① 融資申込書

・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第 1 号）

・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第 2 号）

② 添付書類

ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書

イ 神戸市進出事業計画書（様式第 9 号）〔神戸市外からの進出の場合〕

ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(4) こうべ躍進

① 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）

② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書
- イ 神戸市進出事業計画書（様式第9号）〔神戸市外からの進出の場合〕
- ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(5) 特別小規模貸付－こうべおうえん

① 融資申込書

- ・信用保証委託申込書（様式第1号）

② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書
- イ 神戸市進出事業計画書（様式第9号）〔神戸市外からの進出の場合〕
- ウ 米国関税措置に関する影響調査票（様式第15号）
- エ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

(6) こうべ創業支援貸付

① 融資申込書

- ・信用保証委託申込書（様式第1号）

② 添付書類

- ア 申込日時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書
- イ 神戸市進出事業計画書（様式第9号）〔神戸市外からの進出の場合〕
- ウ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類

7 その他

(1) 特別小規模貸付－こうべおうえん

全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」を利用するものとする。

(2) こうべ創業支援貸付

「創業関連保証」を利用するものとする。

第19 施行

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1（第 5 関係）

取 扱 金 融 機 関

取 扱 金 融 機 関 名
〈銀行〉 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、京都、関西みらい、池田泉州、南都、但馬、山陰合同、中国、広島、阿波、百十四、伊予、四国、三井住友信託、みなと、トマト、徳島大正 〈信用金庫〉 大阪、北おおさか、神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但陽、鳥取、備前日生、大阪シティ、京都北都 〈信用組合〉 大阪協栄、近畿産業、兵庫県医療、兵庫県、淡陽、兵庫ひまわり 〈商工組合中央金庫〉 神戸、姫路、尼崎の各支店 〈農業協同組合等〉 兵庫県信用農業協同組合連合会、兵庫六甲、兵庫南、みのり、相生市、ハリマ、たじま、丹波ひかみ、あわじ島

ただし、一部の資金を取り扱っていない金融機関あり

別表2（第6関係）

取 扱 期 間 及 び 受 付 機 関

制 度 名		取 扱 期 間※1	受 付 機 関※2	
資 金 名 等				
事業展開融資	新 分 野 進 出 資 金	事 業 応 援 貸 付 事 業 承 継 支 援 貸 付		
	設 備 投 資 資 金	設 備 投 資 促 進 貸 付		
	開 業 資 金	新 規 開 業 貸 付		
経営安定融資	経 営 安 定 資 金	経 営 円 滑 化 貸 付	取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会	
		経 営 力 強 化 貸 付		
		企 業 再 生 貸 付		
	借 換 資 金	借 換 等 貸 付	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで ただし、経営円滑化貸付（米国関税措置対策）は令和7年5月16日から当面の間、経営力強化貸付（米国関税措置対策）及び長期資金（協調支援型特別貸付：米国関税措置対策）は令和7年7月1日から令和7年12月31日まで※3※4	取扱金融機関 信用保証協会
一般事業融資	長 期 資 金		取扱金融機関 信用保証協会 商工会議所・商工会	
	短 期 資 金			
	小 規 模 資 金			小 規 模 無 担 保 貸 付 特 別 小 規 模 貸 付
	経 営 活 性 化 資 金			取扱金融機関
神戸市独自資金	小規模無担保貸付－こうべ小規模	夏季・冬季・年度末（具体的な期間は別途定める）	取扱金融機関 信用保証協会 神戸商工会議所 神戸市	
	こ う べ 躍 進			
	特別小規模貸付－こうべおうえん			
	こ う べ 創 業 支 援 貸 付			
	こ う べ 季 節 貸 付			
	こ う べ 経 済 変 動 対 策 貸 付			必要に応じ、別途定める

（※1）対応する保証制度等の終了に伴い、県からの通知により取扱いを終了することがある。

（※2）利用する保証制度等に金融機関経由保証に限る旨の定めがある場合は、受付機関は取扱金融機関に限る。

（※3）令和8年1月31日までに融資実行される必要がある。

（※4）県の予算の上限に達した場合、取扱いが終了する可能性がある。

別表 3（第 8、第 9 関係）

様 式

様式番号	様 式 名	実行後の取扱
1 号	信用保証委託申込書（信用保証協会様式）	—
2 号	兵庫県中小企業融資申込書（保証なし）	（信用保証を付さない場合）地域経済課へ送付
3 号	事業応援貸付事業計画書	
4 号	事業承継支援貸付事業計画書	
5 号	設備投資促進貸付（設備の新設・更新、BCPに基づく防災関連施策を行う者）事業計画書	
6 号	設備投資促進貸付（重点立地促進事業を行う者）事業計画書	
7 号	経営円滑化貸付売上高減少要件確認書	
8 号	経営円滑化貸付売上高減少要件確認書（創業後 1 年 3 か月未満）	
8 号の 2	経営円滑化貸付（米国関税措置対策）売上高減少要件等確認書	
9 号	神戸市進出事業計画書	
10 号	こうべ躍進事業計画書	
11 号	こうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書	
12 号	兵庫県中小企業融資制度保証付融資状況報告書	地域経済課へ送付
13 号	兵庫県中小企業融資制度融資実行（保証なし）報告書	
14 号	保証料補助要件等確認書	地域経済課へ送付
15 号	米国関税措置に関する影響調査表	神戸市経済観光局 経済政策課へ送付

地域金融支援保証制度

目的	兵庫県、商工中金、地域金融機関が連携して行う金融スキームであり、兵庫県内に事業所を有する中小企業者を対象とする地域金融機関の新規貸出に対して商工中金が部分保証を行うことにより、資金調達の円滑化を図る。			
融資対象者	次のいずれにも該当する中小企業者であって、商工中金の審査判断で保証を受けられるもの ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する会社及び個人であって、農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種に属する事業を営むもの ② 県内に主たる事務所・事業所等を有し、原則として1年以上継続して同一事業を県内で営むもの ③ 取扱金融機関の貸出取引歴が1年以上であるもの ④ 直近の決算において総債務償還年数が30年以内、かつ、借入金月商倍率が1.2倍以内であること ⑤ 性風俗関連・特殊営業及びこれに類するものなど公序良俗に反する事業を営むもの等、商工中金における貸出対象外事業を営んでいないもの ⑥ 許可、認可、登録、届出等を必要とする業種については、その許認可等を受けているもの ⑦ 融資金額が3,000万円を超える場合は次のいずれにも該当すること ア 保証申込時点で、申込企業に対する取扱金融機関のプロパー融資残高が、地域金融支援保証制度の融資残高（既往残高＋新規実行金額）以上であること イ 申込企業に対して取扱金融機関が、地域金融支援保証制度の新規申込金額以上の新規プロパー融資を1年以内に実行している場合又は同時に実行するものであること			
資金使途	運転資金・設備資金（ただし、保証制度による既存融資の借換えは返済資金又は運転資金）			
融資条件	利 率	金融機関所定金利	保証割合	商工中金による部分保証（融資金額の90%）
	保証料率	原則として、以下の財務指標により 総債務償還年数15年以内かつ借入金月商倍率6倍以内 2.15%（※） 総債務償還年数20年以内かつ借入金月商倍率8倍以内 2.65% 総債務償還年数30年以内かつ借入金月商倍率1.2倍以内 3.25% の三段階設定 【経営支援特例】 金融機関の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定及び計画の実行並びに進歩の報告を行う場合、本来の保証料率よりも1段階引下げた保証料率を適用 ※ 保証料率の下限は1.55%		
	限度額	1企業 1億円（ただし、運転資金は5,000万円） 借換えのための限度額は、当初借入額の範囲内の額とし、かつ、 借換え後の毎月の返済額が、借換え前の返済額を超えないこと	担 保 人	担保・第三者保証人不要
	期 間	設備資金 1年以上10年以内（据置3年以内） 運転資金 1年以上7年以内（据置2年以内）		
	申込先	神戸信用金庫、西兵庫信用金庫、淡路信用金庫、但陽信用金庫、姫路信用金庫、但馬銀行、 みなと銀行、尼崎信用金庫、淡陽信用組合、日新信用金庫、兵庫信用金庫、兵庫県信用組合		
申込書類	☆事前相談時 ① 事前相談書（商工中金の定めるところによる。）② 決算書（直近3期分） ③ 納税証明書（写）等 ☆保証申込時 ① 債務保証委託契約書（商工中金の定めるところによる。） ② 印鑑証明書（商工中金又は金融機関の定めるところによる。）等			
融資フロー	中小企業者 申込 取扱金融機関 事前相談 事前回答 保証申込 保証承諾 実行 商工中金 保証審査 実行報告 県地域経済課			
その他ポイント	① 融資対象者は、法人及び青色申告を行っている個人事業者です。 ② 取扱金融機関は、商工中金と本制度に関する包括保証約定を締結している金融機関です。 ③ 法人の場合、代表者は原則として連帯保証人となります。 ※ お問い合わせ先 商工中金神戸支店 078-391-7541			

令和7年度 兵庫県地球環境保全資金融資制度 〔地球温暖化対策設備等設置資金〕の概要

兵庫県は県下の中小企業等の皆様に対し、地球温暖化対策及び公害防止のための設備を設置するために必要な資金、工場等の緑化を行うために必要な資金を長期かつ低利に融資しています。

1 資金の概要

対象者	県内に工場等を有し、事業を営む次の中小企業者		
	① 次表に該当する法人又は個人		
	業 種	資 本 金	従業員数
	ア 小売業	5千万円以下	50人以下
	イ サービス業(オ、キを除く)	5千万円以下	100人以下
	ウ 卸売業	1億円以下	100人以下
	エ 鉱業、製造業(力を除く)、運輸業等	3億円以下	300人以下
	オ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	カ ゴム製品製造業 ※	3億円以下	900人以下
	キ 旅館業	5千万円以下	200人以下
資金使途	※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く		
	② 中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、協同組合連合会及び協業組合等		
	③ 常時使用する従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人		
	④ 常時使用する従業員が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下のNPO法人		
	地球温暖化対策	- 太陽光発電等再生可能エネルギー施設及び設備の設置に要する資金(発電した電力を全て売電する場合は不可) - 省エネルギー施設及び設備の設置等に要する資金 - 二酸化炭素削減に資する生産設備、燃焼設備、業務用設備、建築設備の設置等に要する資金 - オゾン層保護法で規制された特定物質等使用設備の代替及び回収・破壊・再生設備を設置する資金 - 再生資源の利用又は資源の再利用促進に必要な設備を設置する資金	
		【対象事例】 太陽光発電、蓄電池、エネルギー管理システム、バイオマス熱供給設備、コージェネレーション設備、二重窓、高断熱サッシ、その他高効率設備(ボイラー、コンプレッサー、冷凍庫、給湯設備、換気設備、照明設備 等)	
	公害防止	公害(大気・土壌汚染、水質汚濁、騒音・震動、悪臭等)を防止するための資金のうち下記に掲げるもの - 産業廃棄物を処理するための設備を設置する資金 - 現在地での公害防止が困難な場合に行う工場等の移転に要する資金 - 廃自動車等解体施設において、廃棄物等の流出・飛散・地下浸透を防ぐ設備を設置する資金 - 既存設備の補修に要する資金	
		緑 化 工場等の敷地内において「環境の保全と創造に関する条例」に基づき行う樹木の植栽に要する資金	
条件	限 度 額	1企業・組合 1億円	
	融 資 利 率	<u>年0.7%</u>	
	返 済 方 法	15年以内(2年以内据置可)・元金均等月賦返済	
	信 用 保 証	原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要です。保証料は申込者負担となります。	

2 取扱金融機関

銀行	三井住友、みずほ、三菱UFJ、りそな、池田泉州、但馬、山陰合同、みなと、南都、京都、中国、四国、伊予、阿波、トマト、関西みらい、徳島大正、三井住友信託
信用金庫	神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但陽、北おおさか、鳥取、備前日生、大阪、大阪シティ、京都北都
信用組合	兵庫県、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、淡陽、兵庫県医療
商工中金	神戸、姫路、尼崎の各支店
農業協同組合	兵庫信連、兵庫六甲、みのり、兵庫南、ハリマ、たじま、あわじ島、相生市

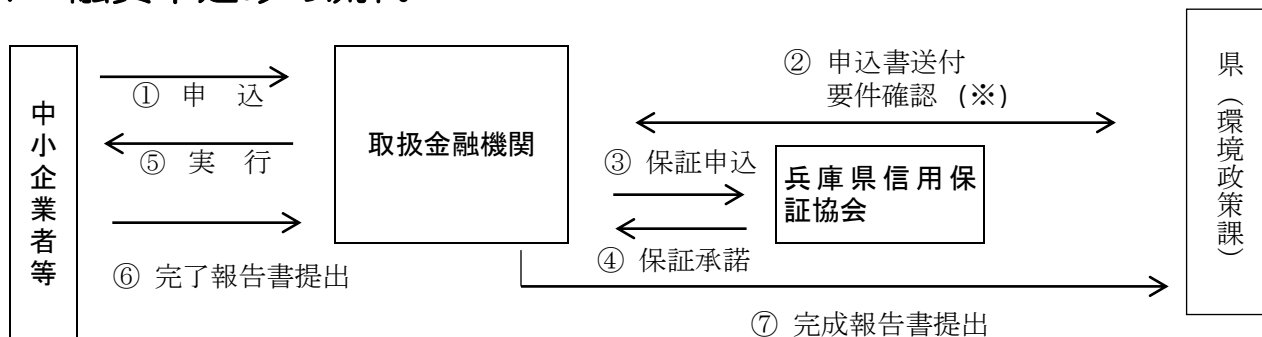
3 申込みに必要な書類

- ① 兵庫県地球環境保全資金融資申込書（様式第1号）
- ② 誓約書
- ③ 信用保証委託申込書
- ④ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。）
- ⑤ 設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、設計図、見積書（写）等）
- ⑥ 公害防止、緑化にかかるものについては、以下の書類

公害防止	左記のうち工場等を移転する場合	緑化
●騒音、振動、悪臭に係るものについては、設備の設置を必要とする市町長の意見書（様式第2号） ●公害処理記録（県、市、町に保管のもの）の写し（公害による苦情がある場合） ●処理装置、処理能力等を明らかにした設計図、仕様書 ●設備の設置に伴う請負業者等の見積書又は契約書の写し ●工場内の平面図（機械設備の配置図を含む）、付近見取図 ●「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し ●その他必要な書類	●公害処理記録（県、市、町に保管のもの）の写し又は、移転を必要とする市町長の意見書（様式第2号） ●工場等の移転に伴う移転先の市町長の意見書（様式第3号） ●移転先及び現在地の用地、建物の平面図（機械等の配置図を含む） ●建築基準法等他法令による許認可書の写し ●移転先の用地の取得、建物の建築又は購入に伴う請負業者等の見積書又は契約書の写し ●移転に要する費用の請負業者の見積書又は契約書の写し ●処理装置、処理能力等を明らかにした設計図、仕様書 ●設備の設置に伴う請負業者との見積書又は契約書の写し ●「大気汚染防止法」によるばい煙発生施設等の設置又は変更届出書の写し ●その他必要な書類	●緑化に伴う請負業者の見積書又は契約書の写し ●工場等の平面図（樹木等の配置図を含む） ●「環境の保全と創造に関する条例」による特定工場等緑化計画届受理書の写し ●その他必要な書類

※申請書等の様式は、「ひょうごの環境」のホームページ[<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>]からダウンロードできます。

4 融資申込みの流れ



※太陽光発電、蓄電池、エネルギー管理システム、LED 照明等、明らかに省エネ及び二酸化炭素削減に資する設備を資金使途とするものについては②を省略

5 問い合わせ先

兵庫県環境部環境政策課（地球温暖化対策設備等設置資金担当）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 TEL 078-362-3284

令和7年度最新規制適合車等購入資金融資制度のご案内 〔兵庫県地球環境保全資金〕

兵庫県では、自動車からの排出ガスによる大気汚染を軽減するため、事業のために現に使用している自動車を最新規制適合車等買い換える場合や、電気自動車等の次世代自動車を購入する場合について、購入資金を低利に融資する制度を設けています。

1 対象者

兵庫県内に工場又は事業場を有し、次のいずれかに該当する中小企業者等

(1) 次表に該当する法人又は個人

業 種	資本金(出資額)	従業員数
ア 小売業	5千万円以下	50人以下
イ サービス業	5千万円以下	100人以下
ウ 卸売業	1億円以下	100人以下
エ 鉱業、製造業、運輸業等	3億円以下	300人以下
オ ゴム製品製造業 ※	3億円以下	900人以下
カ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
キ 旅館業	5千万円以下	200人以下
ク 医業	—	300人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(2) 中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律第3条に定める事業協同組合 等)

(3) 特定非営利活動法人(従業員300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下)

2 資金使途 ((1)または(2))

(1) 申請を経て融資決定後、次のアの現有自動車を解体廃車し、イの自動車を購入する資金

ア 廃車車両の条件

次の①及び②に該当すること

① 自動車NOx・PM法の窒素酸化物排出基準値又は粒子状物質排出基準値を満足しない貨物自動車、バス、ディーゼル乗用車又は特種自動車

② 購入する自動車の車両総重量が、廃車する自動車の車両総重量の同等以下

※ 申請前に現有自動車を解体廃車済みの場合や現有自動車を下取りに出す場合、この資金の対象にはなりません。

要件：融資を受けられた後、現有自動車を解体廃車すること

解体廃車したことの証明として、次のいずれかの書類が必要です。

- 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)第80条に基づく使用済自動車引取証明書の写し(使用済自動車を引取業者に引き渡した際に交付されるもの)
- 登録事項証明書の写し(備考欄に「永久抹消済」と記載されるもの)

※ 「抹消登録」と記載されるもの(輸出抹消や解体を前提としない16条抹消)は、この資金の要件に該当しませんので、ご注意ください。

イ 購入車両の条件

以下のいずれかに該当する自動車

対象車種	燃料区分	車両総重量区分	排出ガス規制区分
乗用車	ガソリン・LPG車	—	平成17年規制適合車以降
	ディーゼル車		
貨物車	ガソリン・LPG車	1.7t 以下	平成17年規制適合車以降
		1.7t 超2.5t 以下	
		2.5t 超	
バス 特種自動車	ディーゼル車	1.7t 以下	平成17年規制適合車以降
		1.7t 超2.5t 以下	
		2.5t 超3.5t以下	
		3.5t 超12.0t 以下	平成10年規制適合車以降
		12.0t 超	平成11年規制適合車以降

(2) 申請を経て融資決定後、燃料電池自動車、電気自動車及び天然ガス自動車を購入する資金
(代替条件なし、新規購入可)

3 条件

* 限度額

次表に掲げる(一台ごとの限度額×申請台数)が限度額となります。

車両総重量区分	本体(シャーシー)	架装
20トン超25トン以下	1,000万円	700万円
20トン以下	1,400万円	

ただし、①各融資機関が別途審査する限度額の範囲内

②県信用保証協会の保証を受ける場合にあっては、同協会の審査基準の限度額の範囲内

* 利 率 年0.7%

* 貸付期間 10年以内

* 償還方法 2年以内据置可、元金均等月賦償還

* 保 証 原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要。保証料は申込者負担になります。

※ 県の審査とともに、借入れ先の融資機関及び兵庫県信用保証協会(同協会の保証を受ける場合)の審査があります

4 提出書類

- (1) 兵庫県地球環境保全資金融資申込書の送付について(様式第2号)
- (2) 兵庫県地球環境保全資金融資申込書(様式第8号)
- (3) 誓約書(様式第9号)
- (4) 信用保証協会委託申込書(「個人情報」の取扱いについて)の同意書添付)・委託契約書・信用保証依頼書 ※いずれも信用保証協会の指定様式
- (5) 購入自動車のカタログ・諸元表及び見積書
- (6) 事業場等の平面図(車庫等の配置図も含む)
- (7) 事業場等の付近見取り図
- (8) 解体廃車する車両の自動車検査証(写)
- (9) 事業の許認可証の写し
- (10) その他必要な書類

※ 申込書等の様式は、兵庫県環境部局ホームページ「ひょうごの環境」からダウンロードできます。
[<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp> → ホーム>大気>次世代自動車の普及促進について]

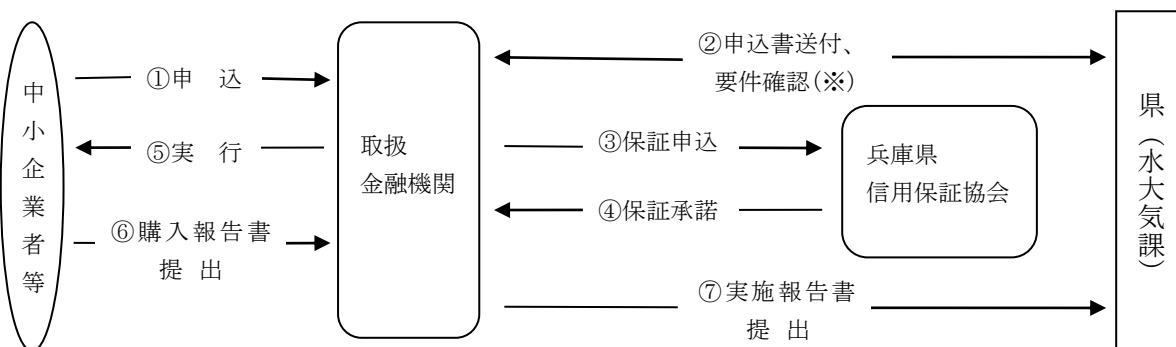
5 申込期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日(金融機関受付日)

6 申込先(取扱金融機関)

銀 行	三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬、伊予、池田泉州、山陰合同、京都、四国、中国、阿波、南都、関西みらい、みなと、徳島大正、トマト、三井住友信託
信用金庫	尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、備前日生、大阪シティ、京都北都
信用組合	兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療
商工中金	神戸、姫路、尼崎の各支店
農業協同組合	ハリマ、たじま、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、あわじ島、兵庫信連

<融資申込みの流れ>



(※) 燃料電池自動車、電気自動車及び天然ガス自動車を購入する場合には②を省略。

<注意> 融資申込の前に車両の解体廃車や購入を行った場合は、本制度を利用できません。

【問い合わせ先】 兵庫県環境部水大気課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

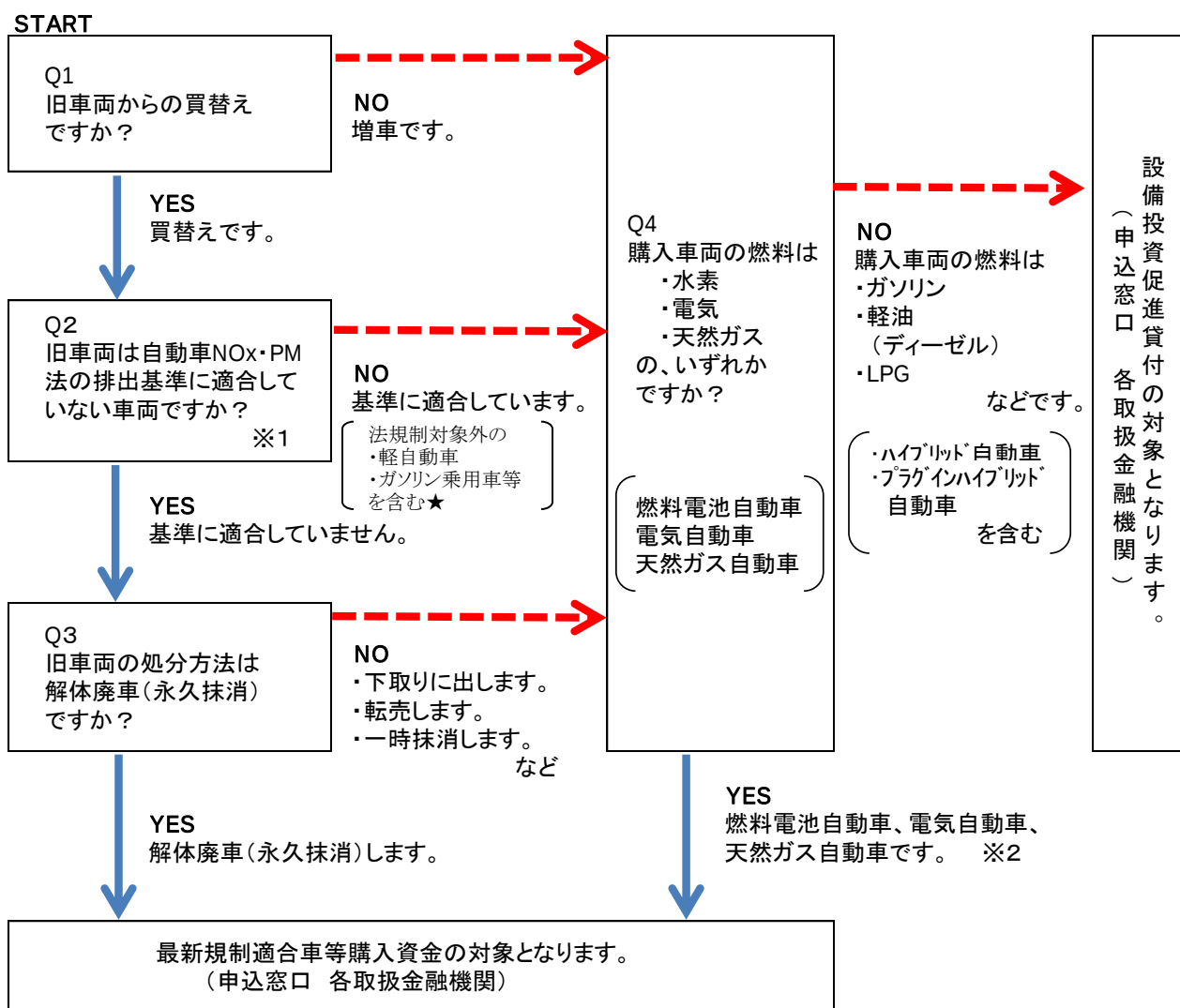
TEL 078-362-3287 FAX 078-362-3966

車両の購入にかかる対象資金確認フローチャート

車両の購入全般について設備投資促進貸付の対象となります。

ただし、特に環境負荷の低減が見込まれる場合（以下の①または②のいずれかの場合）は最新規制適合車等購入資金の対象となります。

- ① 自動車 NOx・PM 法（大都市の大気汚染改善のため、自動車から排出される特定の物質に基準を設け、一部車両の登録を制限している法律）の排出基準に適合しない車両（貨物自動車、バス、ディーゼル乗用車又は特種自動車）（※1）からの買替えて、旧車両の解体廃車を伴う場合。
- ② 燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車（※2）を購入する場合（解体廃車要件なし）



※1 自動車 NOx・PM 法排出基準に適合していない車両

車検証の備考欄に「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」と記載されています。

なお、型式一覧については、環境省ホームページ「自動車 NOx・PM 法の排出基準に不適合の車」

http://www.env.go.jp/air/mat/mat01_02.pdfをご参照下さい。

※2 市販されている代表的なメーカー名・車名

- ・燃料電池自動車：トヨタ MIRAI
- ・電気自動車：日産リーフ、テスラモデル S、BMW i3
- ・天然ガス自動車：いすゞ○○○CNG

判断に迷われる場合は、兵庫県環境部水大気課（TEL：078-362-3287）までお問い合わせ下さい。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

1 事業目的

地域金融機関の地域密着型金融の取組みの動き等に応じ、優れた技術力、販売力、事業性、サービス等（以下、「技術力等」という。）を有しているにもかかわらず、物的・人的担保が不足していることから融資を受けることができない中小企業者や、保有する技術力等をアピールし、販売促進への活用や企業価値を向上させたい中小企業者に対して、技術力等を総合的に評価した評価書を発行し、円滑な資金供給や企業価値アップを支援する。

また、評価書により明らかになった経営課題の解決に向けて、ひょうご産業活性化センターや関係機関の支援メニューを活用し、中小企業者の経営改善を支援する。

2 内容

(1) 実施機関 公益財団法人ひょうご産業活性化センター

(2) 評価対象者 技術力等を有し、成長が期待される県内中小企業者（創業後1年以上）

(3) 利用者（申込者） 県内中小企業者及び県内金融機関

(4) 評価項目

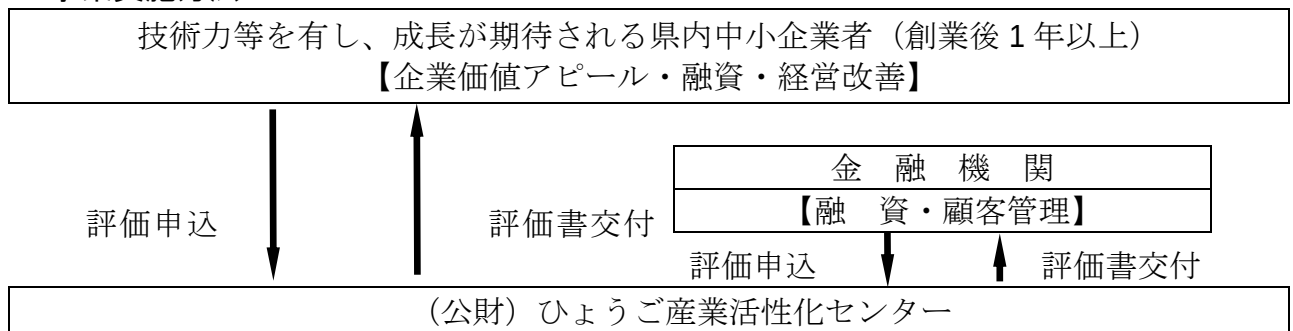
I 製(商)品・サービス（①新規性・独創性、②優位性とその維持継続）

II 市場性・将来性（③市場規模・成長性、④競合関係）

III 実現性・収益性（⑤販売方法・販売価格、⑥生産・サービス体制、
⑦売上高・利益計画、⑧資金計画・資金調達力）

IV 経営力（⑨事業遂行能力、⑩人材・組織体制）

3 事業実施方法



評価タイプ	内 容	作成日数	評価手数料
標準評価型	製(商)品・サービス、市場性・将来性、実現性・収益性、経営力の各項目評価を行い、これを基に総合評価を実施。	1ヶ月程度	1件10万5千円 (利用者の負担は県の補助により7万円)
オーダーメイド型	業務が多岐にわたる場合、極めて専門性の高い技術をもつ場合など、2名の専門家により評価を実施。	1～2ヶ月程度	1件21万円 (利用者の負担は県の補助により14万円)

4 問い合わせ先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター経営推進部成長支援課（078-977-9077）

5 その他

(1) 本制度による一定以上の評価を受けた場合、保証料が割り引かれます（20%割引）。

設備貸与制度のあらまし

設備貸与（割賦・リース）制度とは、

☆公益財団法人ひょうご産業活性化センターが企業の申込みにより、申込者の希望する設備を企業に代わって購入し、その設備を割賦販売又はリースする制度です。

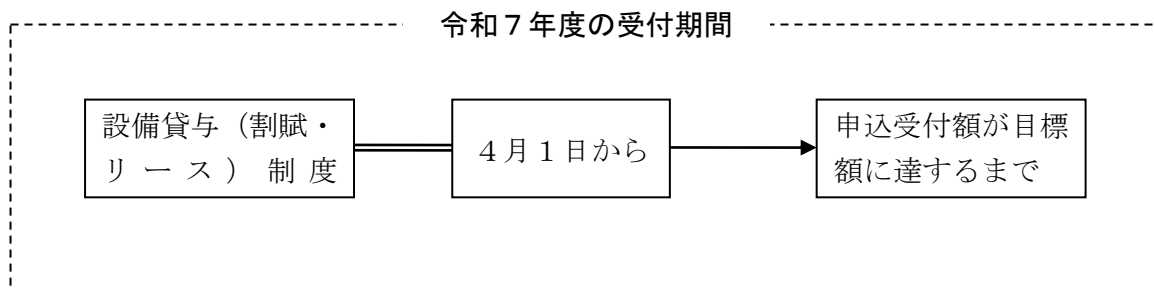
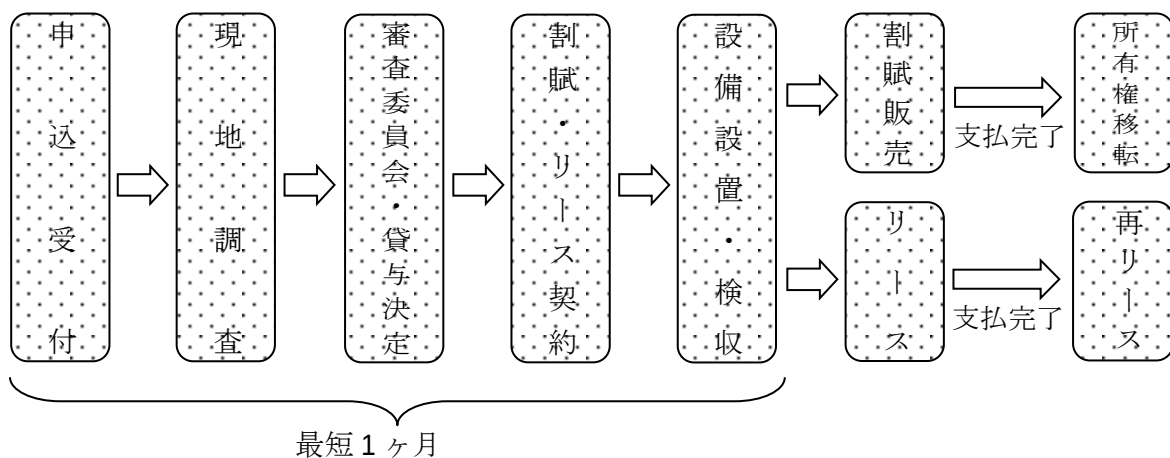
割賦制度 は、

★センターが購入した設備を、3年～10年で企業に割賦販売します。

リース制度 は、

★センターが購入した設備を、3年～10年で企業にリースします。

★リース期間終了後、1月分のリース料で1年間の再リースができます。



◆ 申 込 先 ◆

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター	
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-8-4 神戸市産業振興センター7F	
設備投資支援室	TEL 078-977-9086
	FAX 078-977-9102

◇申込用紙はセンターへご請求ください。

◇申込は郵送でも受け付けします。

ご 利 用 の 手 引 き

(令和7年3月31日現在)

制 度 区 分		小規模企業者等設備貸与支援制度		
		割 賦		リース
対 象 企 業	業 種	国の定める基準に該当する従業員 <u>5 0 人以下（※1～3）</u> の小規模企業者等		
	設 備	兵庫県内に設置するもので、本年度内に設置が完了するもの		
		(独)中小企業基盤整備機構の定める基準に該当する創業及び経営基盤の強化に必要な設備		
	従業員規模 (役員・パートは除外)	製造業・その他業種 卸売業・サービス業 小 売	2 0 人（特認5 0 人）以下 5 人（特認5 0 人）以下 5 人（特認5 0 人）以下	
貸 与 条 件	貸与限度額	1 0 0 万円以上1 億円以下		
	損 料 (金 利)	年 0.95%～ 2.20%	(月額リース料率) 3 年リース・・・2.925～2.977% 4 年リース・・・2.230～2.282% 5 年リース・・・1.807～1.857% 6 年リース・・・1.531～1.580% 7 年リース・・・1.332～1.379% 8 年リース・・・1.190～1.237% 9 年リース・・・1.075～1.121% 10 年リース・・・0.982～1.028% 月払い (前払リース料不要)	
	貸 与 期 間	1 0 年以内		
	償 還 方 法	元 利 均 等 月賦（半年賦）償還		
	保 証 金	半年又は1 年据置有の場合 10%		
	連帯保証人 ・ 担 保	原則不要 法人の場合は代表者の個人保証が必要です。 ※ 審査等により必要と認められた場合に限り、連帯保証人・物的担保をご提供いただく場合があります。		

☆ 対象企業には、企業の利益の額などの制限があります。

☆ 損料・リース料については令和6年度の数値であり、改正することがあります。

※1 製造業・その他業種21人(卸売業・サービス業、小売 6人)～50人については、銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。

※2 直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。

※3 大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。